

## 平成21年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集日時 平成21年9月25日（金） 午前10時00分

2. 招集場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉原 透恭	永田 起也	佐藤 修	村上 直規
高木 正博	三浦 康司	馬場 節男	

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建設部長	足立 光司	土木課長	稲垣 衛
建設課長	山本 英利	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	塩谷 興信
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第43号	平成21年度知立市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第49号	平成21年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	平成20年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第9号	平成20年度知立市水道事業会計決算認定について	〃

午前10時00分開会

○杉原委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第43号、議案第49号、認定第1号、認定第3号、認定第6号、認定第9号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第43号 平成21年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

二、三点聞かせてください。

本会議で出尽くしたような感じですが、31ページ、道路管理事業臨時職員賃金というのが170万2,000円あがっていますが、これはどのようなことをどうするのか、この辺を説明願いたいと思います。

○土木課長

道路管理事業ということですが、この道路管理事業につきまして192万円ということで、臨時職員の賃金は170万2,000円、消耗品1万円、燃料費4万5,000円、保険料、あと借上げ料等ございまして、192万円につきましては、平成21年度の緊急雇用創出事業ということでございます。

何をやるかということですが、現在、建設部の職員において、輪番で道路パトロールを週に2回を原則として行っておるわけですが、これにつきまして合間を見ながらやっているということから、かなり職員にも負担がかかってくるということで、その面につきまして道路の施設パトロール、これにつきましては市内の道路陥没等の確認、簡単な穴埋め補修、ガードレール、カーブミラー等道路施設の点検をしていただこうと思っております。

それと、河川排水路の施設につきましても、そういった防護さく等の点検等を行いたいと思っております。

それと、放置自転車等の早期発見というそうい

ったものも行っていきたい。そういったもろもろの道路河川の施設の安全パトロールということで行っていただきたいと思っております。

人員といたしましては、2名を一組でお願いしたいということで、これは軽トラックをリースいたしまして、週4日程度お願いするという。

以上でございます。

○高木委員

正職員か臨時職員でそういうことをやらせるということですね。

もう一つだけ、本会議で話が出ましたが、その下の道路の関係の道路維持補修事業って、これ6号公園を水はけをよくするというような話であったんだけど、この辺、具体的には私もちょっと聞き漏らしちゃったものだから、その辺の説明お願いしたいんですが。

○都市計画課長

今あったお話は、本会議のときにお話があった昭和6号公園の排水のことだと思いますけど、これも答弁させていただきましたけど、昭和グラウンドの中の3塁側のフェールゾーンですね、その部分が長年の水の土砂の流出ということもありまして、ちょっと粘性土が多いということがあるということと、水はけがうまく取れてないということがありまして、3塁側のフェンス沿いでありまして、そこにU字溝をいけまして、表面水をまずは取ると。それと雨が降り終わってから、その部分についてぬかるんでも困るということがありますので、一たん入っちゃいますと足跡がついて、ずっとその形が残るということもあるものですから、今回予算はありませんけど、その中で工面して山砂をそこに少し入れてみようかということをやちょっと検討しております。

以上でございます。

○高木委員

昭和6号公園というのはグラウンドゴルフだとかいろいろ催しがたくさんございます。少年野球もやっています。雨降るとね、なかなか水はけが悪いので、ほんとは土を総がえして水はけのいい土にしてもらいたいんだけど、それは相当な金かかると

ということで、今言ったU字溝を詰めるということですが、これいつごろまでに完成する予定ですか。一応400万円とあちらに載っていますが、大ざっぱでこちら補正の方でね。320万円ですね。その辺を。

○都市計画課長

今、公園の方の昭和6号ということで、グラウンドということで今お話を私させてもらいましたが、今ここに載ってる道路維持の320万円、これの方のお金は私の方の公園とは違いますので、こちら今の答弁させていただいた内容はちょっと違います。

今、昭和6号についてこれから直していきますというのは予算書には今回載っておりません。地元の要望も聞いて、それから現地を見たときに、ちょうど事務所の方も見えたものですから、その辺の話を聞きました。それから、本会議の方でも高笠原議員からも話が出てくるものですから、それを今回やっていくということで今、答弁させていただきましたので、320万円に関してはちょっとお願いしたいと思います。

○土木課長

今、高木委員が言われます道路維持補修事業の道路維持修繕工事の320万円ですね、これにつきましては、知立団地内の放置車両の対策事業ということでポールの設置事業でございます。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

まず今、高木委員の方から出ましたけれども、32ページの臨時賃金、今御説明を受けましたけれども、この方たちは2名ということで直接雇用というふうに言われてますけれども、これについて1人当たりの月額賃金がどのようになっていくのか。これ、6カ月間ということで割り戻せば出てくるわけでわかるわけですが、その辺のことをひとつお知らせください。

それと、もう一つは、週4日ということでありますけれども、1日の労働時間はどれぐらい、時給幾らなのか、その辺も含めてお知らせください。

○土木課長

31ページの道路管理事業の中の緊急雇用創出事業でございます。2名お願いするというところで、賃金といたしましては、1時間当たり1,390円でございます。

それから、時間につきましては、1日当たり6時間でございます。大体月にしますと、17万円前後になるかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員

月に17万円ぐらいということであれば失業されてる方も、まあまあ何とか生活できる範囲の賃金かなというふうに思いますけれども、それで、この2人は、直接雇用でありますけれども、その雇用の仕方はどのような形でやられるのか、この辺どうでしょうか。

○土木課長

雇用につきましては、まず、ハローワークに問い合わせ等をいたしまして、ハローワークに申し込んでいただいた人の中から選んでいきたいということを考えておりますし、今、土木課では、この議会終了後にホームページに載せて募集をかけたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

ハローワークで募集するという事になると、別にこれは緊急雇用でありますので、知立市の住民という形での限定は基本的にないわけですよね。そのような形でハローワークで募集してこられると。これが例えば2名ということでありますけれども、複数の応募があった場合、どのような対応をされるのか。

○土木課長

恐らく数十名の応募があろうかと思えます。その中で、まず書類を審査させていただいて数名に絞っていただいて、その中で面接を行い、決定していきたいと思っております。

その中身につきましては、ある程度日本語の日常会話ができる方、そういった方と車の免許が必要ですので、車の免許を所持されている方、そういった方を選定していきたいと考えております。

○佐藤委員

そうすると、複数きた場合は書類審査と。どういう書類審査なのかちょっとわかりませんが、緊急雇用ということですので、職がない、生活が大変、こういうことを前提にしながらやられて、なおかつ、この仕事柄、車の免許が必要と、こういう形ですね。

これは事業としては6カ月間というふうには私は承知してますけども、いつからいつまでこのハローワークとの関係含めて、いつから雇用して実施をされるのか。

○土木課長

今から募集をかけて選定をさせていただいてというお話になると、手続的にいろいろございますので、現在のところ、11月から来年の3月までという5カ月間を予定しております。

○佐藤委員

それで、内容については週4日ということで、2日はパトロールをし、2日は修繕というようなことも言われておりますけれども、先ほど、道路パトロールをし、陥没等があればそこを補修するというような形であるわけですけども、その他含めて河川、それから防護さく、カーブミラー、その他いろいろあるわけですけど、簡単な補修ということが言われてますけども、これで簡単な補修でこの2名の方ができればいいわけですけども、できないようなこともここに発見するかもしれないというふうに思うわけです。そうした場合、それはその後どのような形でフォローされていくのか、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

パトロールでの発見と穴埋めですとか、簡単な清掃等やっていただくということで、それよりも少しその方たちじゃ困難だというそういった修繕とか清掃とかそういうのが発生した場合ということでございますけど、ちょっとまだどういう状態でそういったケースが出てくるかというのはわからないんですけど、現在でも道路パトロールですとか、職員で維持現業班というのが作業員がおりますので、そういった方たちとも相談しながら

らということになると思いますけど、業者委託とか業者による修繕とか、大きなものになれば工事に発展するというそういったこともなります。もっと大きくなれば予算を確保した中で来年度やっていくという。緊急に関しては、そういった修繕等で応急措置を業者委託していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そういう形でやるわけですけど、もう一点だけ確認したいんですけど、この市が直接雇用する場合、ハローワークを通じてということをおっしゃったけども、私たちの気持ちとしては、知立市内に住所を有する者でそうした状況にある者が雇用される、そのことが私の気持ちとしては望ましいかなという感じを持ってるんですね。

ただ、国のこの事業だということですから、これは委託ではないわけで、そうした場合も必ずハローワークを通じてやらなきゃいけないのか、それはどうでしょうか。

○土木課長

現在、私の方で聞いているのは、ハローワークを通じなきゃいけないというふうに聞いております。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。そうした中で、同じような状況の中で、できる限り知立市内に在住してる方ということでもありますけども、基本的にはハローワークと、こういうことだということは理解できました。

それで、もう一つ関連して緊急雇用で、これは委託になりますけれども、33ページの公園維持管理費の中について、ちょっと御説明をいただきましたということで、33ページのところで施設図の数値化委託料というものについて御説明ください。

○都市計画課長

これも前回6月の補正にも載せさせていただきましたけど、公園の台帳委託というようなものがございます、内容的には同じようなものがございます、緊急雇用対策によりまして今回もまた

9月補正でお願いするというものでございます。補助率は10分の10ということで、満額県の支出金となっております。

公園施設の維持管理に必要な施設を正確に把握するという必要がございますので、今まで出てなかった分をこの際、雇用の創出ということもありますので、これを利用していただいて公園の維持管理について一元化できるものにしてきたいと。パソコンによるデータベース化をしてシステムを構築していきたいということになります。

具体的に言いますと、現地の調査ですね、公園だとか、今、公園課で維持管理している明治用水の上部利用、そういうものところの現地の調査、それから、各公園の地下埋設物、そういうもの、それから拡幅線もありますけど占有関係、そういうものも今ある紙ベースをもとに現地を調査して、なるべく正確なものをつくってこうということで、これを委託にかけますので、雇用していただいて、その中で私の方のほしいものをつくっていただくということでございます。

そういうものを紙ベースのものをデジタル数値化しましてパソコンでわかりかし瞬時に見れるようにしていくというのがねらいでありまして、システムの構築ということも今回入れさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、現在は公園の維持管理ということで、紙ベースで台帳がありやっているとすけども、例えばその紙ベースの中に、今、公園のリニューアルだとかいろいろやられてますけれども、公園の遊具等の状況、設置年月日を含めてそうしたことをパソコン上で瞬時に見れるようなそうしたものとということなんです。

数値化ということがつくもんだから、その辺がちょっと実際のイメージができないんですけども、その辺もうちょっと詳しく教えていただいて、例えば先ほども6号公園の問題が出ましたけれども、そうした公園の路面と言いますか、水はけの状態、そういうことも数値化、公園遊具の設置や耐用年

数を含めて数値化、そういう形で今後、維持管理に役立てるといことすけども、具体的なイメージがわかりませんので、現在どうやって公園の維持管理をやられてるのか、紙台帳の中身、それを具体的にどういうふうにしていくのか教えてください。

○都市計画課長

今のお話ですと、遊具ですね、遊具については、まだ今回のこの調査には入っておりませんが、来年以降、もしこの事業で使えるのであればそういう遊具も入れて、今まで構築できてなかった公園に関して、そういうものをパソコンの中で調べるようにしていきたいなという事は思っております。

したがって、今ある公園の遊具についての設置年月日等はまた別のもので紙ベースで載っております。だから、そういうものもこのシステムの中で構築できるのであれば、その遊具をクリックするとそこに設置年月日が出るとかね、そういうものができるのであればそういうとこまでいきたいなという希望は持っております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、実際的には遊具は今回の調査の対象に入っていないことすけども、何を調査するのかね、そこがちょっと見えてこないですよ。僕らは一般的に公園見れば、立ち木があると、植栽が植わっていると、遊具があると。なおかつ、トイレがあったり、水飲み場があったり、砂場があったり、そういうことをイメージするし、実際に目にするわけだけでも、これをデジタル化するというのは何を調査をして、何をこの中にデータとして入れ込んでいくのか、そこが全然見えてなくて、そこを御説明願いたいんですよ。何をやるのかということがわからないんですよ、これ言われただけでは、そこを説明願いたいんです。

○都市計画課長

今回何をやるかということになりますと、公園の台帳を正確につくる、紙ベースからデジタル化してつくるといことすございます。今までのもの

よりも精度を上げるために、この緊急雇用ということもありますので、雇用してその人たちが何をやるかということが必要でありますので、そういう人たちは公園の今まである紙ベースをもとに何がどこにあるんだというものを調査しながら、チェックしながら正確なものをつくってくるところに今回の雇用のものがあります。雇用を創出するところがあります。それをつくるとこんだけこれは委託になりますけど、その人たちがデジタル化するに入力をしていくということは生じると思うんですけど、そういうのももやっているとということです。

公園について考えれば、公園の外回りの大きさですね、これは今まで紙ベースで持ってたんですけど、これをより具体的に正確に、できれば都市計画基本図をもとに大きさを決めていくと。そこに後々に遊具や何かをまたこういう創出事業で採択されれば遊具もプロットして、何がどこにあるかというものをやっていききたい。

今回のものは、その公園の大きさをつくって、それから先ほど言いましたように、地下埋設物がどこに入ってるんだと。例えば電柱だとか、電話ボックスだとか、掲示板だとかそういうものですね。防火水槽の位置だとかそういうものを入れていく。それから、地下埋設物でいくと水道管の位置だとか、公園の中照らしてる照明灯のケーブルの配線位置、支柱水枘とかマンホールの位置、できるだけそういうものを細かく落としとして、後々に使っていきたいということで、それ以降につきましては、先ほど言いましたように、遊具も落としとしていく。それから、6月の補正でつけていただきました樹木の位置も太さ、高さ、そういうものを落としとして配置してくということで、いわゆる公園台帳の精度を上げるためにこの機会をとられてこれを利用していただくということでございます。

○佐藤委員

とすると、公園の維持管理そのものには違いなわけですけども、今の話だと、公園の一覧表がありますけれども、例えば昭和6号公園だと。そ

うすると、その大きさ何分の何になるかわかりませんけれども、その縮尺図の中に、例えば電柱があり、地下に埋設されるものがあり、要するに、インフラがどのようになって、いざというときにこれがどう活用できるかというようなことをデジタル化する、そういうことなんですか。

○都市計画課長

今言われたように、現在の公園の中の施設がどのようになっているのか、樹木も含めてどのようになっているのかというのを現状正確なもので押さえておきたいと。今までは紙ベースで持ってたんですけど、ある程度測量といってもそれにお金かけるということではできませんので、土地の構図や何かをもとにある程度概略を書いたものがあるものですから、それにスケール当ててやってくとやっぱり不都合が出てくるということがあるものですから、この機会をとらえて精度を高めて住民サービスも向上させたいというねらいを持っております。

○佐藤委員

公園そのものというよりは、そうしたインフラが公園の敷地内にどのように配置をされてね、いざというときこれらについてどのような対応をするかということのためにこれをつくれるということのように聞こえるんですね。プラスアルファとして公園の樹木や今後遊具の設置場所、設置年数、耐用年数、こういうことを積み重ねていけば公園のすべてがパソコン上でわかると、こういうものをつくりたいということでしょうかね、端的に言うと。

○都市計画課長

今、委員おっしゃられたように、端的に言えばそのようになります。よその市町村でもそういうふうにはパソコン上で出せるようにしてるということをお聞きしますので、知上市もその中になかなか公園の方にそういうお金をつけていただくというのが難しいものですから、こういう機会をとらえて、また緊急雇用の創出ということもとらえてこれを実施させていただくということでございます。

○佐藤委員

仕事の中身はそのような中身だということがわかりました。

それで、これは予算として公園維持管理費ということで1,386万9,000円ついてると。そして、この施設図の数値化委託料という形で1,309万円という形で予算計上されてるわけですけども、委託という形にはなりませんけれども、委託した場合、これも緊急雇用ですのでね、先ほどの臨時賃金の話じゃないですけども、どのような形で業者選定をするということもありますけれども、眼目は先ほど言ったような形の職をなくしてる人々を雇用するということが一番の眼目ですので、これについてもやっぱりハローワークで委託をされた業者が募集するということだと思うんですけどその辺と、4名ということはこの前の質疑の中で聞いてますけれども、その辺はどうなっているか、ちょっとお知らせください。

○都市計画課長

委員おっしゃるとおりでございます。まず、緊急雇用ということでやりますので、委託する業者の方にも緊急雇用だということを十分周知をさせていただきます。それを承知で請負で取ったということになりますと、その業者からハローワークへ緊急雇用のための人員を応募するということになります。

その中で、賃金が幾ら、時間が何時間、そういうものはその委託業者が決めて、その条件にはまった方がハローワーク経由で委託業者のところに応募に来るという運びになります。賃金の値段までは私の方はわかりませんが、前回やったところでいきますと、時間当たり1,000円から1,300円程度かなというところでございます。

以上です。

○佐藤委員

これにつきましては、業者がハローワークで応募し、その業者が労働条件を決めるというように言われましたけれども、一つは、これ緊急雇用でありますので、委託であれ、直接雇用であれ、この雇用をする労働者に委託料のうちの8割、もしくは7割というね、これを賃金に充てなければな

らないというふうになってますけれども、8割ですか、7割ですか、どちらでしょうか。

○都市計画課長

7割以上が人件費相当に当たります。うち4分の3が緊急雇用の方に充てられるというふうには要項では定められております。

○佐藤委員

そうすると、このことを知立市は委託するわけですので、業者に賃金については7割以上、なおかつ4分の3以上これを周知をしてハローワークで労働条件を提示をし、1日当たり何時間かそれは委託された業者の方でやられるんだろうと思うんですけど、ここでは知立市としては、4名の雇用を見込むということはこの前の質疑の中でもあったんですけど、4名でよろしいですか。

○都市計画課長

中身的には4名でお願いしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、4名だということで見ても、7割以上ということになりますと、業者が7割以上ということを行っているわけでね、なるわけですので、これを7割を超えてうんとという形にはなかなかならないのではないかなというふうに思いますけれども、7割だとして計算すると、この方たちは期間がいつからいつまでの期間でということではできないので、11月からということでは維持管理言いましたけれども、これは6カ月の雇用ということをやられてるわけでね、例えば先ほどは5カ月だと言われたわけですよ。そうすると、1カ月分の雇用がどうなのかなという疑問も出てくるんですけども、今回の雇用の期間はどれぐらいで7割だと見るならば、どれぐらいの賃金を予定をされてる、保証せないかん。また、そういう委託契約にしないといかんのじゃないかなというふうには私は思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○都市計画課長

要項の方には半年というふうなうたい込み額で半年未満といううたい込みがありまして、直接雇

用の場合だと半年未満があつて、どうしても次が見つからないときは更新してもいいよということがあるんですね。委託もやっぱり緊急雇用ということで、そこでずっと雇用していくということじゃなくて、とりあえず雇用をして期間的には短いかわかりませんが、その中で生活をつないでいくと。その中で次の職を探していくという意味合いがあると思うんですね。

したがいまして、ここで要項的には半年未満ということがうたわれておりますので、この中に要項の中で触れなければ、逸脱しなければよしとするということになると思います。

賃金のうたい込までは、私の方は幾ら幾らまでにしてくださいということは言えません。したがいまして、それは業者によって幾らから幾らの間で、先ほども言いましたように、1カ月の間の時間がどれだけ、期間がどれだけ、仕事の内容がこれというものを見ていただいて、それで了解される方はそれで申し込みをしていくという手続になるかと思うんです。

○佐藤委員

7割だとするならばね、そういう最低ラインが7割ということになれば、この1,300万円のうちに910万円余が賃金に充てないかんということになるわけですね。だからその辺は、しっかりと見ておくということが大切だということと、ハローワークで募集して雇用しましたよということに委託業者がなろうかと思うんだけど、もちろん信頼関係は大切だけれども、実際にそうしたハローワークで職に困ってやられた方が雇用されたかどうかということの確認は、どのような形でやられるのでしょうか。

○都市計画課長

これは、業者がハローワークへ出します。それを見て業者のところへ応募に来るわけですね。それで採用した場合には事前に報告をいただくということになります。最終的に全部終わったときには完了実績というんですかね、最終的な報告をいただくという手続になります。

○佐藤委員

そういう形でやれますけれども、確実にこの賃金が保証されるということで、その委託業者の方がハローワークを通じてほんとに職に困っている方が雇用されると、ここをしっかりと行政側が見て担保しないといけないなというふうに思うんですね。委託を先に出したら後はお任せということじゃなくて、やっぱりそのところは極端なことを言えば、雇用された方に所管のところが面談して、確かにそうだなということまで確認することも必要ではないかなというふうに思うんだけど、もちろん業者との信頼関係があるけれども、委託の契約の中にそこを最初から入れ込めばそれは担保できるんじゃないかなと思うんです。入れ込まないで、後で一応雇用したよというだけの話、書類だけでは不備だなというふうに私、思うもので、ぜひ委託の契約の中にそのところを賃金だとかそういうことを含めて入れ込んでほしいなと思いますけど、その辺どうでしょうか。

○都市計画課長

現在の中身がそこまで突っ込んだ話には多分なっていないと思います。ですから、それは業者が取って進めてきたときに確認をさせていただくというぐらいね、契約行為でどうのこうのというそういうものじゃなくて信頼関係もありますので、どなたかという名前が出たときに確認させてもらってよろしいですかということを確認してから一回契約内容に誤りがあるかどうかチェックをしていきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ間違いなくそうした方が雇用されるということを確認をしてほしいなと。その中には顔を合わせるということも含めて必要かというふうに思いますけど、そのところだけもう一度お願いというふうに思います。

それで、これは委託という形になりますよね。そして現地調査を行い、また、紙台帳をある程度もとにしなければこの仕事は進まないわけですので、そういうことができる方、なおかつ、パソコン入力をできる方ということになろうかというふうに思うんですけども、そうした場合に、委託を



するということになるとこれだけの金額ですので、当然入札という形になろうかと思うんですけど、その辺の関係はどのようになるんですか。

○都市計画課長

まず初めに、チェックの関係で顔を見てということをおっしゃいましたが、これをやりますと委託されて雇用されてる方が、仮に市内ならわかりかしやりやすいのかなということもありますけど、業者によっては名古屋の人だとか岡崎だとか刈谷とかそういうことがありますので、顔を見てまではちょっと、電話でできる範囲であれば確認させていただきますということの問い合わせは可能だと思います。

それから、内容的にどうだということなんですけど、これは調査をしながらということですので、委託会社の方の主任技術者もついていますので、その中で言葉の障害があるとやれないという部分もあるかもわかりませんが、なるべく簡単なものやっていくということもありますので、ただ単純に入札をしていくという作業もありますので、その辺はある程度進めていくんじゃないかなとは思いますが、それでも言葉がしゃべれる方がいいとは思っています。

○佐藤委員

そういうことではなくて、入札を市の方が業者を出してするわけですので、どんな形で何社以上とか、どのような企業業態がいいのかとかいろいろそれはあるだろうと思うんだから、その辺がどうなってるのかということをお知らせ願いたい。

ただ私は、緊急雇用でありますので、もちろん入札というのは一番安いところに委託していくわけですけども、ただ単純に緊急雇用という趣旨から見て安くなって働いてる人の賃金がどんどん切り下げられるのもいかなかなと。これは入札との矛盾があるわけだけど、その辺のことについてどういう形の入札をやっていくのか、どんな業者がそういうことを、例えば前ね、6月議会という形で木ですかね、それをやられたということもありますので、どんな業者で今後の入札はどのよう

な業者を選定をされていくのかなと、その辺の見直しお知らせください。

○都市計画課長

大変失礼しました。

指名に関しましては、一般競争入札ということではなくて、条件もありますので、こちらから指名をしまして、その中でやれる業者を指名をしながら選択をしてそれで決めていくという方法になるかと思います。これはまた指名審査会の方でまたお諮りしますので、その辺意見も聞いて進めていきたいと思っています。

○佐藤委員

それでね、指名審査会の意見を聞いてはいいんですけども、前回6月でやったわけでしょう。これは何社ぐらいの指名競争入札でどのような業者が参加をし、落札をしたのかということでありますので、当然今度も同じような仕事ということになれば同じような業態のところの業者を選定するんだろうということが考えられるわけで、その辺どうなのかということです。

○都市計画課長

おっしゃられるとおり、6月にも公園委託ということにかけておりますので、それを参考にしながらということですかね、同じような方法になるかと思えます。それによって進めていくということになると思うんです。

○佐藤委員

ですから、6月に落とした業者はどこですかということですけども、そうした落とした業者が引き続きその中に入りやっていくのかということも含めてお知らせくださいと。

○都市計画課長

それに関しては、ちょっとまだ決めておりません。業者の中にもありますし、含めてその業者がやった方が今までの樹木ですね、樹木の方はやるものですから、同じ業者が取るのであればその方がいい場合もありますので、これは一回別の方がいいのか、ちょっと今決めかねているという状態です。

○佐藤委員

ですから、この6月に樹木の業者を入札かけて、もう既に委託したわけでしょう。その業者はどこですかということの一つ明らかにしてください。

その上で、連続性は当然必要なけれども、そこで当然この指名審査会かけて何社の業者か選んでやるわけだけでも、その業者も入るのかということになるかというふうに思うんだけど、その辺どうですか、見直しは。

○都市計画課長

ちょっと今、手元に業者名持っておりませんので、また休憩挟んだときに調べさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員

ですから、前回の予算がどれぐらいか私ばつと出てきませんが、何社ぐらいの指名競争入札で落札をしたのかということと、それから、今回の1,300万円余の仕事、これを入札を執行していくわけだけでも、どのような業者が入っていくのか、当然入札ですのでね、前取った業者も指名にするのかどうかを含めて、ちょっとその辺お知らせください。

いずれにしても、こういう事業ですので、安ければ安いほどいいという中身にはならなくて、雇用された人たちに賃金として回る部分が多い方が望ましいかなというふうに思いますけどね、私の感想としては、そんなことです。そんな形で、ぜひ緊急雇用を実のあるものにしてもらいたいというのが私の希望です。

次にお聞きしたいのは、公園整備事業ということで公園改修工事費という形で地域活性化交付金を活用して1,000万円余の予算計上がされてますが、これについて御説明をまずお願いしたいと。

○都市計画課長

公園整備事業、公園改修工事ということでございます。今回1,000万円あげさせていただいております。これは4月10日閣議決定されまして、この地域活性化経済緊急対策臨時交付金の活用ということで遊具施設の整備事業ということになって

おります。安全・安心の実現をするための交付金ということでございます。知立市では以前から実施しております公園遊具リニューアル計画というものがございまして、これは平成19年の12月に建設水道委員会に提出させていただいたと思っております。その資料に基づきまして実施しております。

丸坪公園、これが当初にあがっております。予算化されてるんですけど、1年に1カ所ということではリニューアルもなかなか追いつかないということがありまして、私ども都市計画課としては1年に2公園以上は何とかやっていきたいなということがあります。したがって、今回の地域活性化経済緊急対策臨時交付金ということを活用させていただきまして、新たに大流公園と新林の立野公園を遊具リニューアルとしてここにを入れていきたいということです。

財源としましては、国庫支出金ということで、10分の10ということですので大変ありがたいということの事業でございますので、どうしても実施していきたいということであげさせていただきました。

○佐藤委員

これ、1,000万円ということですね、2カ所やるということですけども、今一体型の公園遊具にリニューアルしている公園がふえてるわけですけども、どのような形の公園遊具に変わっていくのか、この辺はどうですか。

○都市計画課長

リニューアルにつきましては、毎年公園の中で保守点検というんですかね、そういうものを行っております。その中で、今回あげた二つの公園の中の遊具に関して古いものを取りかえていくということを考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、一体型の遊具ではないということですね。一体型という上重原のユニーですかね、あそこら辺にあるような一体型の遊具ではないということですか。その辺はどうですか。

○都市計画課長

今まである遊具を交換するというのがリニューアルと考えておまして、多分委員の言われるのは複合型のコンビネーション遊具だということだと思うんですけど、あれは非常になかなかお金の方も要りますので、そこまではちょっとできないなということでございます。

例えば立野でいきますと、こんな具体的に言っているのかどうかわかりませんが、うんていだとかグローブジャングルだとかそういうものが遊具としてあります。これは昭和47年に設置したものがありますので、点検の中でもそろそろかえた方がということも結果的には出ておりますので、こういう点検をもとにかえていきたいなと、更新していきたいなというふうに考えております。

○佐藤委員

ということは、基本的に公園リニューアルというのは、ああしたコンビネーション遊具ではなくて、既存の遊具を順次かえていくというようなことだということを言われました。

それで私、そのことはそのことでいいんですけども、実際に公園を利用している子供や保護者、その近隣の皆さんに予算の許す範囲で既存のものを更新していくのがいいことなのか、それとも違ったものを違ったニーズの中でかえていくのいいのかね、その辺の意見聴取と言いますかね、ヒアリングと言いますか、そのような形も必要かというふうに思うんですよね。これからリニューアルをしていく上で、そのようなことはどんな取り組みになっているのか、その辺お知らせください。

○都市計画課長

既存にあるものがそのまま同じものが新しくなるということではなくて、今まで設置したけど危険遊具に指定されているものは当然それは撤去されていきますので、それにかわるものということになります。やっぱり地元の区長が窓口ですので、区長にこれは撤去して何か別のものをつけたいと思いますけど、意見をいただいて、その中で決めていくというんですかね、当然予算の範囲内ということではありますが、そういうふうにしていくと。

それから、リニューアルですので、極力ほかの遊具についても塗装等をして、きれいになったなというふうにしてきたいなということは思っております。

○佐藤委員

それで、そういう形でリニューアルが進められていくわけですけど、これが平成19年12月議会に出されたリニューアル計画ですけど、これで見るとこれが前倒しという形になるわけですかね。例えば立野公園、大流公園については、平成22年の計画かなというふうに私は承知しているんですけど、これを平成21年度にやるということは、平成23年度予定している昭和3号公園、これが前にくるということによろしいでしょうか。

○都市計画課長

先ほど言われましたリニューアルの整備計画表ですね、これ順次見ていきますと、昭和20年度の草刈公園が補正で平成19年度に行っております。平成21年度予定の東新切公園が平成20年度に行っております。

したがいまして、そういうふうに順送りということがありまして、立野と大流が平成21年ということで平成21年度は3公園ということになります。

したがいまして、昭和3号と弘栄公園ですか、これの予定がリニューアルとしてもう前にもってくるということになると思います。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、今回こういう形で実施をされるということで、この平成23年に予定してる昭和3号弘栄公園は来年度、平成22年に実施をすると、こういうふうに理解してよろしいですね。ここところをもう一回だけ。

それと、もう一つ、私、リニューアル計画ということを見たときに、例えば国土交通省が公園遊具の製造メーカーを会員とする社団法人日本公園施設業協会が遊具による事故が多いということで、くさりなら何年とか、木製なら何年とかそういう更新の指針を示したかというふうに思います。私も一般質問でこれも取り上げました。そして、国

土交通省も唯一の製造メーカーだと。我が国唯一の指針ということが言われてて、この指針に基づく遊具の点検修繕含めて更新を求めているかというふうに思うんですけども、今、平成19年に出されたリニューアル計画というのは、これらの公園を見てみますと、これは街区公園に、この資料でいきますと、街区公園に当たるところが近隣公園と街区公園の一部がリニューアル計画に載っているだけだと思うんですよ。担当としては、先ほど年2カ所ぐらいは更新をしていきたいということを言われたわけですけども、その他の公園についてはどのように考えているのか、今後、平成23年、来年度で基本的にリニューアルが終わったという認識で、その後残された公園についてどのような対応をしていくのか、新たにこうした形でのリニューアル計画、優先度の高いところからですね、可能なおところからこうした計画をもって更新をしていくのか、今後の基本的な方針はどのように考えているのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

都市公園ということは今、主眼に置いてやっております。これもなかなか今まで事業費が入ってなくて難しかったところということがありますので、ほかの公園についても、やっぱり危険な遊具があればそういう設置年月日も見て点検をかけていくということですね。砂場だとかあいうものであれば危険性はないもんですから、それから遊具としても単純にカメさん、ぞうさんとかライオンだとかそういう置物ですね、あいうものに関しては危険性はないものですから長期間使用できるのかなと思いますけど、回転するだとかそういうものについては、やっぱり点検を見ながらリニューアルとは別にその時点で直す必要のものは直していくということを考えております。

○佐藤委員

これが都市公園だから優先をされて、そうじゃないからそのときそのときに見ながら、もちろんそのときそのときに危険性があれば修繕をする、更新をする、これ当たり前の話ですけども、少なくとも平成19年に建てたようなリニューアルなり

そうした計画を今後やっぱり検討していくということがないと、公園に対する住民ニーズが反映されないということになるじゃないですか。

そんなことから私は、ぜひこの間、リニューアルを進めてきたように、優先度の高いところを点検していただいて何カ年計画かこれで先ほどの計画でいうと5年計画でありましたけれども、そうした形で進めていくということが必要ではないかというふうに思うんです。それは玩具協会の指針でもそうですし、国交省もそのことを求めているわけですので、もちろんこれは予算との関係がありますけれども、これが認められるか認められんかということはあるかもしれませんが、庁内においてね。だけど担当としては、そこのところをしっかり握ってそうした計画をもって進めていかないと、こうした警告や警鐘を鳴らされてるわけだけど、進まないということにならざるを得ないんじゃないか。その場その場で危険なものも対応していきますよというだけでは。

だから私は、ぜひそうした点検していただいて、優先度の高いところを次のリニューアルの計画を立ててほしいなというふうに思うんですけど、どうですか。これはやっぱりその場その場で対応することも必要ですけども、事故を未然に防ぐという点では、その場その場の対応と同時に、計画的な更新が必要ではないかと。例えば一つの公園見たって、すべて更新せないかんという場合もあれば、一つだけということもあるわけですよ。そうしたことをやっぱり点検していただいて、こうした更新計画、リニューアル計画を持つことが必要だというふうに思うんですけど、いかがでしょうか、もう一遍。

○都市計画課長

今、委員おっしゃられるとおり、都市計画公園以外のものについても今、基本的な考えではリニューアルを担当課としては年に二つぐらいはこなしていきたいよと。それとともに、別の方で公園遊具に関して保守点検をかけながら今言ったように危険な遊具等もあります。そういうものを見ながら、そこで緊急性のあるものについてはお金いた

だいてますので、その中で即かえていきます。両輪ですね、片方では古いやつを順番にかえていこうと。片方では危ないやつは当該年度で直していきましょうということを考えております。

それから、将来的にというんですか、これまだ私の方の実施計画の方の関係がありますのであまり言えないんですけど、公園遊具に関しても国の方でやっぱりいろいろ事故の関係がありまして言われております。要は、お金のない市町村についての事故が多いとか、それから、長い期間に遊具が長い間そのまま放置されて期間が長い遊具と短い遊具でも点検の方法は同じだとかね、そういうことがいろいろとされてまして、国の方も補助金をつけるから公園の長寿命化計画、こういうものを設定して平準化しながらやっていったらどうだということの採択がありますので、これはまたちょっと市の中の予算の関係もありますので、研究しながらなるべくなら乗っていききたいなということを考えております。

○杉原委員長

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時11分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

休憩のときに業者名調べさせていただきました。公園台帳作成委託業務ということで既に発注しております業者は、株式会社中測技研ということでございます。

それから、発注方法は指名競争入札ということでございます。

以上です。

○佐藤委員

それじゃあ、聞いたことのない名前ですけども、そういうところに緊急雇用で発注したと。これは後でいいんですけども、指名競争入札、何社による指名競争入札か、そこのことだけお知らせください。

それで、もう一つ先ほど私、その後の緊急的な対応や順次更新、こういうことを言われたんですけども、少なくとも市のこれをやっていくということであるならば、例えば今回の立野公園、それから大流公園、単純にあれば1,000万円ですので、おのおの500万円という予算が必要なわけですよ。

そうすると、今後緊急に修繕とかそういうことはその予算の範囲中で対応できるものもあればそうじゃないものも当然出てくるわけですよ。そうした場合に、行政として計画があれば、あらかじめその費用を盛り込んだ政策運営ができるわけですよ。

そうしたことから見るならば、当然今回来年度ですね、基本的にリニューアル計画が終わるとするならば、その後について優先度の高いところからリニューアル計画をもって対応するというのは当たり前の話じゃないですか、行政として。私はそういうふう思うんですけども、副市長ね、今、担当はそういうに言われましたけれども、そうしたこの計画を持つということが全体の行政との関係で、より効率的でよりスムーズな運営していく上にかかせないと。その場その場の対応ではやっぱり大変なかね、そうしたことが欠かせないじゃないかと。だとするならば、担当がそうした予算との関係があるから、それがすべて認められるかということはあるんですけども、内部の問題でね。だけども、少なくともそうした計画をもって事を進めていくということがなければ更新はなかなか進まない。なおかつ重大な事故が起きたときにどうするんだということになるわけですので、そこは握って離せないじゃないですか。市長はそここのところの認識お考えはどのように、副市長はお考えですか。

○清水副市長

先ほどの都市計画課長の答弁にもあったというふうに私は認識しているわけですけども、やはり今回のリニューアル計画、これが順次進んでいけば次の公園についてどうしていくんだということが当然のことだというふうに思います。

先ほどの答弁の中でもありましたように、片やそういった計画を立てながら順次そういう必要なリニューアルをしていくというということと、片や日常の維持管理の中で点検をする。その中で更新、あるいは修繕が必要なものについては、そういった日常の管理費の中で対応していくというふうに申し上げたのかなというふうに私は理解をしておりましたので、そういう意味で申し上げれば、今委員がおっしゃるように、新たなそういった公園の整備計画、リニューアル計画ですね、そういったものもこれは当然財源の問題がございますので、どういった形で、担当の方は1年に二つの公園というようなことを言っておりますけれども、この辺がどうなるのかそういうことはわかりませんが、そういった計画を持つということは必要なことだというふうに思っています。

○佐藤委員

副市長はそうした計画を持つことが必要だということですが。箇所数はともかくとして、この点では副市長がそのように言われたのでね、公園の安心・安全ということを考えたときには当然のことだというふうに思うんです。

林市長もその点では認識は変わらないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○林市長

私も公園については計画的にリニューアルをしていくということで、全く異存はないわけでございます。そうした中で、副市長も先ほど申しましたように、リニューアル計画に基づいてやっていく。予算の関係があるんですけども、そうしたことをやる。

一方で、緊急性の高いものについては、それはそれとしてやっていくというこの二本立てでやっていくということが大事なことかなというふうに思っております。

○佐藤委員

そういうことで、この計画が終わったら次のリニューアル計画を持つということが副市長並びに市長から認識が示されたので、ぜひ担当の方は、その意に沿って取り組んでほしいなというふうに

思います。ぜひその辺では、いつぐらいまでにとりあえず来年度まであるわけですので、少なくとも来年の当初ぐらいの中にはそうした計画を立てていくということが必要かと思うんです。その点だけ一つお聞きします。

○都市計画課長

初めに問題へちょっと戻りまして、委託の関係。これは5社がございます。測量等やるコンサル系の5社ということでございます。

次に、今の委員のおっしゃられましたリニューアルの方の関係でございますが、これも国の方の補助金というんですかね、そういうものありますので、これに実施計画がまだ終わってませんので、これに実施計画がまだ終わってませんではっきりしたことはまだ申し上げることはできませんけど、担当としては何とかこれを国の補助金の中でいただいて、その中で計画書をつくらうことを進めてきたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

ただ、補助金が全部つけばいいわけですけども、政権もかわりましてね、どのようになっていくかわからんと。そうした中であつてもね、やっぱりそうした計画をもって担当としては事に当たっていくということが必要だと。そのことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

公園といえば遊具と並んでトイレもあるわけですね。この間、公園と並んでこれも平成19年の9月議会に公園の整備計画が出されました。現状についてどのようになってるかお知らせください。

○都市計画課長

公園のトイレにつきましては、来年はコネハサマ児童遊園ですか、ここのトイレを建てかえをしたいと思っております。

それから、新設にしましては昭和4号公園と桐山公園についてトイレをつくっていきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

来年については、コネハサマ建てかえと、それから昭和4号と桐山公園ということですかね。

そうすると今年度、昭和3号公園、この計画でちょっと前倒しになったのか私、承知してないんですけども、平成21年度で見ると昭和3号公園、上重原公園、上重原はもう既にやられたと思うんですけど、あともう一カ所、社口公園というんですかね、そこが今年度というふうになってますけど、そのところはどうですか。

○都市計画課長

今年度に関しましては、一部ちょっと訂正というんですかね、昭和3号公園が入ってましたけど、地元と調整の結果、ちょっと今年度は難しいという結論をいただいておりますので、それにかわりまして来迎寺公園をかわりに建てさせていただきます進めております。

それから、今言った牛田のところの公園は社口公園という名前がついております。それから、新設の上重原公園、これは今年度予算をいただいておりますので、これからつくっていくということで設計の方もできておりますので、後は業者が決まっていますね。現場ができることのみということです。

○佐藤委員

それで、ここで本年度、昭和3公園が予定をされていたわけですが、地元の方で話し合いをした結果、この公園にトイレが必要ではないと住宅がすぐ接しているということからそのようなことになったようですけれども、そんなことから、予定していた昭和3号公園については、ことし設置をしないと。

しかしながら、その後、聞いたところによりますと、一たん取りやめたわけですが、ここは第1次避難所になっているということで、条例で設置が義務づけられてあるのでつくりたいというような回答を市の側がなされたようです。この辺ちょっと確認をさせてください。どのような状況なのか。

○都市計画課長

避難所と言いますと、1次避難地に指定されているのが昭和2号と昭和4号だと記憶しております。昭和3号の方は指定はされていません。なぜ

3号が一番最初に来たかと言いますと、これ以前のときに3号公園の区長からの要望があって、その中で市長懇談会だったんですかね、私そのときはこの職にいませんでしたのでちょっとわかりませんが、そのときに区長から出て一番要望が強いということで3号から始めさせていただいたといういきさつでございます。

○佐藤委員

今、3号は第1次避難所には指定されてないと。4号は指定されてると、こういうことでした。

それで、このトイレの整備計画を見ますと、昭和に関しては1号公園、2号公園、5号公園、これがトイレ設置の計画に入ってるわけですが、3号公園は避難所じゃないということですが、これについて1次避難所になってるところはどこどこですか。

○都市計画課長

防災の関係で避難所になってるのは2号公園、これは1次避難地ですね。それから4号公園が1次避難地に指定されております。後は指定はされてないと記憶しております。

○佐藤委員

それで、まずそうすると平成21年度は昭和3号公園、これについては設置をしないと。そしてこれは来迎寺と差しかえたという形になるわけですね。そうすると、この昭和3号公園については地元の皆さん、いきさつとしてはかつての区長が要望されたということですが、現局面では住民の皆さんが設置は必要ないというようなことを言われたと。なおかつ、一時避難所に当たらないということになりましたので、そうすると、この3号公園の設置については、今後どのような形になっていくんでしょうか。

○都市計画課長

3号公園につきましては、地元の意見がまとまってここにつくってほしいということであれば何らつかないということではありません。

したがって、今の順番でいきますと、今回の時期を逃したということがありますので、ほかの昭和の中の公園ですね、それを順次終わった後

につけたいということがまとまれば、その後の年度に加えていくということでございます。

○佐藤委員

そうすると今の状況ではこの計画に沿って順次終わったその後と、つけるにしても。なおかつ、それは住民の意向に基づいて。住民が要らないということであればつけないと、こういうことになるんですよね、今の答弁では。そこのところどうですか。

○都市計画課長

これは今回予算がついておりますので、区長に相談させていただいたと。区長も毎年毎年かわっていくということがありまして、当時のいきさつが知らなかったということもあります。

したがいまして、前の話をお話させていただいたと。区長についても役員会の中で開いていただいているいろいろやっていただいたと。どうしても傾向的には公園の周りの方からは、トイレがくるとなるといろんなにおいとか、それから防犯的な意味そういうのがあって、私の方には要らないということになる傾向が多いですね。それより離れた方については、つくっていただけるならつくってもらいたいという意見が構図としてそんなような構図かなということがあります。

したがいまして、来年やる4号公園、2号公園ですかね、その辺についてもあらかじめある程度検討期間が要ののかなということで私どもの係長が来年、再来年のことになりますけど、ちょっとそういうことであらかじめ検討してくださいということで計画どおりにいくようにということで進めております。

以上でございます。

○佐藤委員

3号公園については、当面はつくらないと。なおかつ、つくる場合には住民合意と、このことが確認されたなというふうに思うんです。

そこで、昭和地域はこの公園トイレの設置が全部とは言いませんけれども、多くの皆さんが設置が必要じゃないというような御意見が持たれてきたといういきさつがあったのかなというふうに思

うんです。

今後、昭和4号、昭和1号、昭和2号、昭和5号という形で順次整備をしていくということでありまして、そこでもまずお聞きしたいのは、やっぱり一つは住民合意がこれは必要だというふうに思うんですよ。ここで住民の皆さんが必要じゃないと。もちろんそのプロセスというのはなかなか大変なものがあるなというふうに思うんですね。だけでも基本的にそういうことだろうというふうに思うんです。

そこでお聞きしたいのは、第1避難所になっているこの昭和4号と昭和2号公園、これは条例で設置を義務づけられてるというようなことで何かあったそうなんですけども、これは条例のどこでこれは義務づけられてるんですか。地域防災計画の中でそれが位置づけられているのか、その辺はどうなんですか。

○都市計画課長

まことに申しわけないですけど、そのことについてはちょっとどこにうたってあるのかというのを私、承知しておりませんので、後で調べたいと思います。

以上です。

○佐藤委員

これはね、一たん取りやめたということで、そちらの方から区長の方にお話が第1次避難所になっているところは条例で設置を義務づけられておるのでつくりたいと、そういうお話があったということをお聞きしたものですから、トイレを設置する根拠としてあるならば確認をしたいということなんですよ。

延伸をするならば、もちろん昭和という地域の中で、ほしくないという町内もあれば必要ということで町内もあるかもしれませんけれども、延伸をすれば今ここに載ってるだけですべてトイレ整備が終わるのかどうか私はわかりませんが、そのほかのところでも第1次避難所になってこれは設置が義務づけられているということであるならば、当然のことながら、そうしたところを優先にしながらこれに載ってないトイレについてもリニ



ューアル計画を立てるということは行政の責任として出てくるのかなというふうに思うんです。その辺どうでしょうか。一遍先ほどのところを確認していただいて、御答弁願いたいなというふうに思うんです。

○杉原委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

大変時間と取らせていただきまして申しわけなかったです。

防災の方の関係でちょっと調べさせていただきましたけど、条例まではちょっとできておりません。今見ると、知立市地域防災計画の中に避難所として仮設のトイレ、こういうものがあつた方がよいということは書いてあります。

したがいまして、今回の1次避難ということで指定されているのは、先ほども言ってますけど、昭和2号公園と昭和4号公園というこの二つに、昭和ではこの二つが1次避難地の指定になっております。

以上です。

○佐藤委員

ということは、防災計画の中ではそうした災害が発生した場合の1次避難所として仮設のトイレ等の設置を義務づけていると。しかしながら、常設のトイレについては言及はないと。だとするならば、区長の方にそのような形で条例で設置義務があるというようなことはどなたがお話をされたか知りませんが、そのことも事実かどうかを含めて、私もそういう話を聞いたんですけども、事実かどうかを含めて確認して、そうだとするならば撤回をしていただきたいと。

ということであれば、昭和の4号、1号、2号、これらは新設トイレということになるわけですね、3号も含めて既存のトイレではないわけす

ので、なぜ昭和のところで6号公園とか大きいところはありますけれども、その他の公園について、なぜトイレがなかったということは歴史的ないきさつや経緯、住民の気持ちということがあつてこれが設置されてこなかったという経緯があるわけですよ。だとするならば、今回こうした計画についても住民の意向を尊重するということが計画は計画としてあるんだけど、私も一般論としてはトイレがあつた方がいいというふうに思います。

しかしながら、地域の公園なものでね、地域の皆さんがこの公園を利用されるということを考えたときに、その地域の人々の気持ちや思いを一刀両断であつた方が望ましいだろうという行政の判断だけで設置していくことについてはいかがかなというふうに思うんです。

そういうことですので、ぜひこれは地域の意向を酌みながら、地域の皆さんの同意もあれば設置していくことはやぶさかじゃないけど、なかなか同意が得られんということであれば更新してほしいというところがほかにもあるわけですので、ほかのところを優先しながら結論は焦らないと、こうした対応が必要ではないでしょうか。私はそう思うんです。副市長ね、今そういう形で昭和地区というのはそうした経緯といきさつがあつてね、公園にトイレを設置してこなかったという経緯があるんです。ほかのところは更新計画ですので、どっすん便所を公共下水に接続、浄化槽にするという計画だけど、昭和はそうじゃないんですよ。ですから、そこのところを設置していくという方向であつたとしても、やっぱりそこところを住民の皆さんとよく話し合い、結論的に必要だということであれば設置をすればいいし、そうじゃないということであれば、そこは飛ばしてほかの公園を前倒ししていくということももっと柔軟な対応をすべきかというふうに私、思うんですけども、その辺どうですか。

○清水副市長

私もこういった公園の管理については不勉強で申しわけありませんけども、いずれにしても、今まで昭和地区の公園にトイレが昭和6号を除けば

なかったというのは、やはりその公園の性格とかその公園を利用される方のエリアとかいろんなことがきつと判断の中にあっただろうというふうを考えております。

今も質問者もおっしゃいましたように、やはりその地域の公園、その公園は地域の皆さんが、例えば愛護会ですとかいろんなことで皆さんが親しみを持って使っていたという公園でございまして、やはりその住民の皆様の意思を無視して行政が画一的にやっていくということはどうかなという思いはありますけども、いずれにいたしましても、今までのいろんな議会の議論の中でもそういった公園等々についてはトイレの御要望だとか、今のくみ取り式から水洗トイレですね、そういった切りかえというようなそういう御要望のある中で担当の方も計画をしてきたわけでございます。

そうした中で、やはり地域の方のそういった御意見を十分にお聞きしながら進めていくということは必要なことだというふうに理解しております。

○佐藤委員

ぜひですね、私は一般論として公園に私自身は公園のトイレがあった方が望ましいというふうに思います。

しかしながら、昭和についてはそのような経過があるということですね、やっぱり画一的な判断ではなくて住民の皆さんの声を聞きながら、必要であれば設置をしていく。そうじゃないとすればそれにかわる前倒しでほかのところを更新していく、そのような対応をとるべきだと。また、副市長もそのような答弁だったというふうに私は思います。

そこで、もう一つトイレについてお聞きしたいんですけども、新設をされて公共下水や浄化槽にかわっていく。これは私どもも求めてきましたけれども、しかしながら、例えば逢妻町の丸坪公園、私もたまに利用させてもらうことがあります。男子トイレでありますけれども、しかし、扉を見ると、鋼鉄製の頑丈な扉なんですよ。ここは内側からかぎをかけられてね、何かよからぬことがあったときにこれでいいのかなという疑問を逆に持

ってしまうんです。立派なことはいいんですけども、そうしたことを見ると、安全性に外から逃げた人が中に入っていく。頑丈ならばそれはそれでいいんだけど、もうちょっと安全性に配慮をしたような扉にならないのかなというふうに私は率直言って思うんですよ。何か逃げたときにそこに入って鋼鉄で頑丈ということもあるだろうし、逆にそこに連れ込まれて何かということもあるということも想像されるし、そうした場合、あの扉がほんとに立派なんだけど、立派なんだけどふさわしいのかなということも逆に思っちゃうということなんです。

そんなことで、ぜひもう少しそうしたことに配慮した公園トイレのドアと言いますか、そういうことをお願いしたいなというふうに思うんですけど、どうですかね、その辺の認識は。私もこうしてほしいというアイデアが今あるわけではない。しかしながら、あれではちょっと閉じ込められたり何かしたときには怖いなというのが率直な印象なんだね。鋼鉄でステンレスで磨きのかかったほんとにきれいだけでも、分厚くてがしゃんというトイレでほんとにいいのかなというふうに思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○都市計画課長

丸坪のトイレは平成19年度に設置しまして新しくしたということで、つくったときは喜んでいただいたということを認識しておりますけど、防犯上に関してはどうだということがあるわけですけど、今つくってるのは丸坪公園ではなくて、去年つくったのは谷田公園、それから東新切公園に二つ設置させていただいて男性用と多目的用ということで、多目的用の方には引き戸みたいにしてある。その中で、仮に動けなくなったときには引っ張ると外にランプがつくということで防犯上はそういうふうなしかけになっておりますけど、今後はそういうことの意見も聞きながら、はっきり言っているようなトイレがあるんですけど、これというものは一長一短ありますので、地域に合うものをつくっていきなというのを思っております。今は東新切公園につくったようなトイレで

これを主流としていけばいいのかなということで認識を持っております。

○佐藤委員

私もどういう扉が望ましいかということは提案できないわけですが、実際に利用してみますとね、あれでほんとにいいのかなという疑問を感じるということで、ぜひ一度その辺も地域の皆さんの声も聞きながら、ほんとに安全・安心ということが知立市は口ぐせのように言われてますけれども、そうしたものにしていきたいなど、これは要望であります。ぜひ一応点検していただいて、よりよいものにしていきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、公園といえば知立市の場合大きい公園は業者に任せるにしても近くにある公園と言いますかね、そういうことは公園愛護会にその管理をお願いしているわけです。

実は、昭和公園の中で愛護会の方が公園の枯れ葉というか、落ち葉を集めておるわけですよ。それは公園の袋ですかね、一遍確認させてほしいんですけど。

ところが、それを昭和というのは街路樹も結構ありまして、その街路樹をその公園の枯れ葉を入れたやつに別のところを入れて路線に出したと。ところが、路線からは知立衛生の方は、可燃物のごみじゃないわけだからちょっと待ったという声がかかったというそうしたことがありました。そんなことで、公園愛護会の皆さんが公園のみならず、その周辺の街路樹も拾ってごみを清掃するというような場合に、例えばこれをどうした対応が望ましいかなということなんだけど、例えば路線収集で出そうとすれば、今の可燃ごみじゃなければいけませんので、ただ、そこになると自分のうちのごみを出しているのかね、それともそうじゃないのかわからないという問題もありますけれども、そうした善意をどう生かしたらいいのかなということを私ちょっと聞いたものですから、その辺どんなお考え、認識を持っているかお聞かせ願えたらと思いますけれども。

○都市計画課長

公園の愛護会の方たちが集めてくれたごみとか枯れ葉ですね、これは私の方は年間契約で知立衛生の方に頼んでいただいておりますので、その中で処理されているというふうに認識しております。

一般ごみみたいに外には出してなくて、公園愛護会で出したごみについてはそのように市を分けて収集しているという状況でございます。

○佐藤委員

当然ここに家庭ごみが入っちゃいかんわけですが、例えば公園愛護会の皆さんが、公園の清掃しながらですね、例えば街路樹が落ちてるものを拾ってそこに入れたとした場合、それは公園に置いておけばそれで回収していくということでもよろしいですか。

公園のごみというか、枯れ葉のみに限定なのか、善意で周辺の街路樹を集めたということですね、その公園の袋に入れて公園に置くと、こういう点についてはどうですか。

○都市計画課長

非常に難しい話にはなるんですけど、確かにごみには違いなくて、これも私もきのう散歩道協議会でごみを拾いながら歩いてきたわけですけど、ごみが川にあるごみだとか道路にあるごみ、それぞれ管理者があります。ごみを集めたものを別のところへ移動させると、その管理者としてもやっぱり年間の予算を持ってるものですから、非常に同じごみで善意でやるんだからいいではないかということは確かにあるんですけど、年間の中の予算の中でやってるものですから、それが全部例えば街路樹の枯れ葉ですね、そういうものが全部公園のところにくると、公園の今までやってたごみ以上のものがくるということがあって、年間予算も変わってきますし、やっぱり発生したところは発生したその管理者が本来は片づけるべきものかなということがありますので、これは行政の縦割りのところ的なものがあるんですけど、一概にそこで全部という量的によるところあるんですけどね、わずかなことならば多少はということでは思うんですけど、それがだんだんこの公園もそれでいいんだという話になると、それはちょっと

と違うなという感じがします。

以上です。

○佐藤委員

そうすると公園としてはそういう形だと。しかし、街路樹というのは道路ですのね、土木になりますかね。例えばこうした善意の方がそうした形でごみを拾う、もしくは河川というか準用河川、まちの中を走るような用水やその周りに草が生えていると。それを刈ったと。普通はみずからの可燃ごみのところに入れて出すわけだけでも、量も多いとなるとそれも大変な話でなるわけで、ましてや善意でそうした方々がごみを集め清掃するという行為が実態的にはあるわけですよ、正直な話。そうした場合、袋は有料でありますけれども、何らかの対応ですのね、例えばクリーンサンデーなら全市一斉にやって御苦労さまとってごみ袋をくれるわけですよ。ところが、単発的個々にそういうことがあった場合、何らかのね、例えばごみ袋を路線収集できる可燃ごみのそういうことができないとかそんなことを思うわけですけども、その点いかがですかね。もちろん家庭ごみをそこの中に入れてもらった袋で出してもらってはこれは困るわけだから、その辺何かうまいアイデアがあってできると市民の善意にこたえられるのではないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○土木課長

街路樹の落ち葉ですね、それにつきましては、街路樹の管理ということで業者に委託しております。落ち葉についても冬の時期、月に一度程度だったと思いますけど清掃を行っております。特にひどい知立団地では、URも一緒に随時掃除していただいております。

そういった中で、けやきなんか冬に集中して落ちるときなんかは、随時私の方も追加して収集するようなこともやっております。それでもなおなつまだ結構落ちているというのがあります。それから、市内知立団地以外にもそういったところがございます。皆さん市民の方、協力的に道路の底の清掃ですとか、草取りですとか、落ち葉拾いだ

とか結構やっていただいておりますけど、恐らく御自分の路線収集のごみ袋に入れられているのかなというふうに思っております。

私の方の対応でそういうのが集められないかという話なんですけど、知立団地、個々に言われるとなかなか難しいところもあるんですけど、ある程度まとまっていたらいただければ、そういったごみ袋を支給した中で、1週間の1回程度集めておいていただいたところへ取りに行くとか、知立団地では3丁目ですけれども、それは特定の町内会組織ではないですけど、御存じだと思いますけど、そういった方で五、六名だったと思いますけど、そういった方でやっていただいております。それも透明のごみ袋を支給させていただいて、車庫に入れておいていただいて、それを取りに行くというようなことをやっております。

そのほかにも一、二点そういったところがあるかと思っておりますけど、ある程度団体的に数名まとまっていたらいただければ、そういった申し出があればそういったことも対応できる範囲で対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

現にそういうことがやられていてね、それを集めていただければ、あくまでもそれは皆さん善意のボランティアでやられているということでありますので、それは今言ったように、透明の袋ということで可燃ごみの袋ではなくて、透明の袋でそれを集めましたよということで所管に通知をすればそれを取りに行くと、こういう仕組みで現にそういうこともそうした善意の人たちの取り組みを吸収できるようになってると、こういうことですね。

そういうことは全然知らないもんでね、私ども。現にそういう方たちがおられると思いますので、ぜひ広報等でPRして、市民協働とかいろいろ言ってるわけですので、一番身近なところでそうした取り組みがもっと進むということも必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひPR

してほしいと思うんですけど、どうですか。

○土木課長

現在そういった申し出があれば、その透明のゴミ袋を支給させていただいて、ある程度集まった段階で土木課のダンプで直接取りに伺ってクリーンセンターの方へ処分をするという、そういったような状況でやっております。団体的には今、知立団地では1カ所のみです。

あと、道路愛護会というそういったものが現在2団体できておまして、道路愛護会の中でも同じように収集させていただいて、それを町で処分しているということで、道路愛護会につきましては要綱で定めておまして、広報等でもお知らせしておりますので、そういった団体に加入していただいて申し出をいただいでやっていただくというのが私の方としては希望でございます。

○杉原委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時59分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

公園のことを聞いてきましたけれども、あと一つ、二つ聞かせてください。

先ほど来年度桐山公園トイレということがありました。それで、桐山公園については既に実施計画には載っていますけれども、これについて今後のスケジュールを一つお知らせください。

それと、もう一つは、富士塚のちびっこ広場ということで借地公園ができましたけれども、あそこに広場だけということでもありますけれども、一つか二つ遊具の設置などをお願いしたいなというふうに思いますが、この点お答えください。

○都市計画課長

桐山公園につきましては、2カ年計画で整備するということになってますので、今年度は初年度ですけど、造成だとか配水設備、植栽、フェンスだとかベンチ、これを予算内で行っていくと。来

年以降につきましては、最終年度ということがありますので、トイレをつくって終わるということになります。

それから、富士塚の借地公園ということですけど、これもいろんな地元の皆さんから要望がありまして、刈谷の人が持ってた土地を借地公園とさせていただきまして、フェンス等設置して広場とさせていただきました。地元の奥さん、お母さんが大変喜んでいただいております。遊具ということなんですけど、まだまだ遊具まではほかの方の関係もありますので、ここに先に1基、2基ということにはちょっとほかの方の公園も入れかえたいところもありますので、もう少しちょっと時間をいただきたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

桐山公園ですけども、今年度造成、配水、植栽、先ほど次年度についてトイレの設置ということがありましたけれども、遊具等の関係はこれはどうなりますか。

それから、富士塚の方は先ほど公園の遊具のリニューアルということをお願いしましたが、ここは新設ということになるのでなかなか厳しいなというふうに思うわけですが、ただ、これは借地公園で10年という期限のついた中身ですので、あまり後ろの方で遊具をつけられてもね、その後また借地でできればいいわけですが、費用対効果を含めて問題があるかというふうに思うんです。そうした点では、たくさん費用をからなくてもできるように遊具の設置をぜひお願いしたいなというふうに思いますが、この点お願いします。

○都市計画課長

桐山の方につきましては、今言ったように、今年度整備して残りの部分ですね、ここは増額しておりますので、ちびっこ広場ゾーンと健康憩いの広場ゾーン、お年寄りの方に使ってもらう健康遊具等を入れていきたいと思っております。

それからあと、広場ゾーンということで、ちびっこたちに遊んでもらうということで、幼児とお

年寄り、子供の広場ということでこれを来年までに設置するということになっております。

したがって、来年あたり遊具ですね、まだ具体的に遊具の名前は決めておりませんが、ブランコとかそういう今どこでもあるようなものが入ると思います。

それから、富士塚の借地公園の遊具ということですが、先ほども言いましたけど、ほかの公園との関係もあって、ちょっと難しいということがあります。

それから、借地公園ということで10年ということなんですけど、地主はどちらかという長く借りてもらうというんですかね、できれば買い取っていただきたいという話があるわけなんですけど、そこまではちょっと私の方もお金がかかりますので、ちょっと今のところ考えておりませんが、ですから、できたはなでするので、その中でフェンスもやり、植栽もやりということでやっていますので、その中で遊んでいただければと思います。ちょっと遊具の方は今後詰めさせていただくということですかね。

○佐藤委員

桐山についてはわかりました。桐山の方は来年度ということだから今年度造成ということですが、もう既に図面みたいは配置図みたいなそういう設計図みたいなものは発注されてでき上がりますでしょうか。

○都市計画課長

桐山の方の配置図というんですかね、レイアウト図、これは地元の区長と話して決めてくださいよということがあったものですから、それを受けて、その後区長を通しまして地元の意向をくんで区長がまとめていただいて、それをいただいたと。それをもとにレイアウト図をつくって今言ったようにゾーン分けを三つにして、こういうものですよということを区長にお返ししたところ了承していただいたということですので、そのままそれが青写真になって工事として反映されるということでございます。

○佐藤委員

富士塚のちびっこ広場については、今後の課題ということですが、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それで、もう一つお聞きをしたいわけですが、大変恐縮ですが、31ページの橋梁維持補修事業ということで、この前のところは割目川のみどり橋と、腐食してきてるので塗装ということで400万円計上ということでありますけれども、この橋というのは南小学校を渡る橋でもあり、通学橋かなという一部なってるのかなということをお聞きですが、そこのところをちょっと確認をさせていただきます。

○土木課長

みどり橋の補修の件でございます。南小学校の南方向からの進入の通学路になっておりまして、その通学橋ということでございます。

○佐藤委員

今回腐食のための塗装ということをおっしゃるんですが、実はこんな形で橋脚のところの腐食もさびもあるんですが、既にここ穴が開いている状況なんです。この穴が開いてペンキ対応だけで通学橋ということをお考えたときに、これでいいのかなということをお聞きですが、どんな工事をですね。まず一つは、この橋が腐食をして鋼鉄が穴が開いている状態と。こういう橋であるという認識をお持ちでね、それでペンキ対応だけでいいのかどうかということですが、その辺いかがですか。

○土木課長

みどり橋につきましては、けたと床版、高欄、そのすべてが鋼製できております。金物で。

そういった構造でありまして、昭和54年に仮設されております。開校当時の仮設したものだと思われそうですが、30年経過しているということで、今お写真で示されたとおり、橋梁全体が腐食しておりまして一部には穴が開いているというような状態なんです。

その穴につきましては、パテというんですかね、やらかいやつで塗って、それが固まると板金や何かやるときに埋めるようなことで考えていただけ

ればいいと思うんですけど、そういったもので穴をふさいでおきまして、腐食の激しい両サイドの地覆というんですか、床版と地覆の両サイドの部分は舗装をちょっとめくりまして、FRPという樹脂、それを張りつけまして、腐食の防止を図って水の浸透防止を図りまして、橋梁全体につきましては塗装を一回はがしまして、下と中と上と3回塗りをして仕上げるということで、塗装のはがれたので手が傷ついたりとかそういうことのないようにということで、今穴の開いているところは橋梁そのものの重要構造部分ではないものですから、橋梁が落ちるとかそういったことはございませんけど、腐食が今後広がってはいけませんので、そういったパテ等で補修した上にFRPという合成樹脂を乗せて、さらに全体的に塗装をするというものでございます。

○佐藤委員

私は技術的なことは正直言ってわかりませんが、ただ、今話されたように30年を経過してきて、橋脚の重要部分じゃないにしても、こうした穴が開くということを含めて、この橋の強度やその他がほんとに今言われたような修繕の対応で十分なのかどうかということなんです。これについて、例えばこうしたもちろん土木、また建築に技術者がおられればそういう専門的な検討も加えられたというふうには思いますけれども、その専門的な見地で見たときに、こうした対応だけで十分なのかどうか、その辺についての認識はどうでしょうか。

○土木課長

先ほども言いましたように、今見た範囲では重要構造物の部分ではないということで、塗装がはがれてその部分、穴が開いているところもありますけど、さらにそういった水が浸透しやすいところについては舗装をめくった中でまた点検をいたしまして、現在のさびの状況では構造物に何ら影響あるものではないものですから、塗装をして長寿命化を図りたいというそういったことでございます。

○佐藤委員

専門の方たちがそう言われたですね、私はそれ以上のことはないわけですが、素人の目に見たときは、やっぱりこうした形で腐食が進んで、このまま応急的な修繕でいいのかという疑問が当然のことながらわくわけですので、そうした点では重要部分じゃないと。重要と言ったかな、その一番の支柱になるところはそうじゃないということですね、大丈夫なんだということでありませけれども、この橋については耐震診断はされましたか。

○土木課長

耐震診断はしておりません。

○佐藤委員

これが大丈夫だということであるならば、地震の心配もね、また決算で聞きますけれども、であるとするならば、少なくともこうした修繕を400万円かけてやるということであるならば耐震診断もして、ほんとに大丈夫かということも確認して対応するのが本質じゃないかなというふうに思うんです。

知立市は、1級、2級市道にかかわる橋脚については基本的に耐震診断を行い、必要なものは補強するという措置はとられてきたわけですが、その他の橋脚についてはそうした措置はとられていないということであるならば、私は、少なくともこの修繕をやる前にこの橋については耐震診断をしてですね、ほんとにこれでいいのかということを確認した上でこの修繕を行うというのが筋道だというふうに思いますけれどもどうでしょうか。

部長ね、私はそういうふうに思うわけですが、でもいかがですか。地震が来たときに、現況ではこれでいいということになったにしても、地震が来てどこかがこうした状態を含めて傷んでたと。目視では橋脚の重要部分についても問題がないということであったにしても、金属疲労ということが幅広く言われる中で、ほんとに大丈夫かという問題があると思うんです。だとするならば、あわせてこの耐震診断をここで行い、必要ならば耐震補強もする。耐震補強が必要じゃないということならばこの修繕でいいと思いますけれども、その辺いかがですか。

○建設部長

おっしゃるとおりの部分でございますが、ただ、この橋梁は通学用の橋梁ということで、人道橋ということで人が自転車等は通れますが、車等は乗らないということで非常に加重的にはかからない部分ということで、それと先ほど土木課長申しましたように、橋梁そのものの全体が鋼製ということで、ある年月でさびとかそういったものを防ぐような方法をとれば鋼製そのものの耐用年数というのが相当な年月があるというふうに私も思っております、ここにも写真もございますが、私ども見積もりの段階でも目視ですとかいろいろこの劣化がどうかということも見させてもらって、さびは浮いてますが、けたそのものというのは、例えば山屋敷のところにも歩道橋かかっていますが、ああいったものも相当年月長いんですが、地震等を起しても大丈夫というのを私ども塗装の段階では一応判断をさせていただいてまして、今回特に水がついて水が流れないところで、そこに鉄板でとめてあるところ、そこがどうしても腐食してきたということで、物理的には構造物そのものの一番影響与えるところじゃないんですが、子供たちが足にけがしてもいけないものですから、もう一回そこを先ほど土木課長言うように、パテとFRPで覆って、その水のはけさえよくすればこの橋梁そのものは相当年月ですね、今回修理すればもつというふうに私ども判断はさせていただいております。

○佐藤委員

部長はね、今、人道橋と、車やその他重たい車両等は通らない人だけが通るところだから大丈夫だと、こういうふうに言われたんですけども、しかしながら、予想を超える震災やその他が予想されるということであれば、当然のことながら耐震診断をこの部分についてもして対応をしていくということが当然だと思うんです。

例えばこれを耐震診断するのにとても高額な費用がかかってということであるならば別だけれども、少なくとも橋の幅も狭い、短い、こうした中での診断ということになれば、そんなたくさんの

費用はかからないはずですので、ぜひそういう対応をしてほしいなというふうに思います。その点もう一回だけ答えてください。

○建設部長

1、2級の橋梁は逢妻橋を最後に今年度、平成21年度で逢妻橋の橋脚の耐震のコンクリートのまきたてをやって終わって、その後、実施計画ではその他の橋梁ということで、たしか覚えでは54の橋梁がありまして、それらを主要な橋梁から耐震診断をしていくということは今後実計にあげて考えていきたいということで考えておりますので、その中にこの橋梁もどういう位置づけになるかあれですが、一応検討はさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

そこでもう一つですね、あいち森と緑づくり事業という形で載ってますけれども、この中身についてお知らせ願いたいと。

○都市計画課長

御質問のあいち森と緑づくり事業ということで、これは新しいものでございまして、平成21年度から導入されましたあいち森の緑づくり税、これは県の新税でございます。これによりまして、今まで愛知県の山間部の森林の整備だとか、それから里山林の整備、都市緑化、こういうものに力を入れて緑を保全していこうというための事業でございます。

その中で、都市の緑を保全するための事業の中に県民参加の緑づくり事業というものがございまして。これを補助率がたしか10分の10で全部その税の中で賄っていただけるということになってるかと思っております。これを使いまして、実際には上重原公園で植樹祭を行おうかなと思っております。

それと、また2番目に書いてありますボランティア育成指導等報償金というのがあがってますけど、それと今言ったように、ボランティアの指導育成ということで講習会、これを実施しようと思っております。そのお金がこの205万円ということであがっております。愛知県の山からまちまで緑豊かな愛知を目指すということで、今回新し



くこの事業に参加させていただいております。この公有地におきまして、市民参加による植栽など緑づくりの活動ですね、これは緑の活動を実施するボランティアの育成、こういうものが対象になりまして、今回の補正は上重原公園の植樹祭に200万円、ボランティアの育成講習会に5万円ということで、締めて205万円ということでした。

○佐藤委員

上重原公園で植樹祭をやられると。10分の10でありますけれども、これについてはもちろん今、予算計上で可決すればという話になるわけですが、具体的には市民参加による植樹祭とかいろいろ言われましたけども、いつごろどのような形でやられるのか。何月ぐらいなのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

まだ具体的に決まっておりますけど、11月の月上旬ごろをめぐりに、ただいま西小学校と接触をしております。生徒に参加をしていただくかなと思っております。それは上重原公園で植樹祭を行っていくということでございます。

○佐藤委員

まだ詳細についてはこれからということですね。11月上旬ごろという概要は西小の生徒に参加してもらって植樹祭を行うということですが、ぜひわかり次第お知らせ願いたいというふうに思っています。

次に、街路事業のところで財源更正という形になってるわけですが、これについてどのような財源更正なのかお知らせください。

○都市計画課長

まちづくり交付金でございます。まちづくり交付金が国庫の方で4,600万円入って、一般財源で4,600万円減ということになっております。

これは八橋周辺地区のまちづくり交付金でございます。八橋里線にこの学区を入れております。それによって一般財源が4,600万円減というふうになっております。

○佐藤委員

そうすると、まちづくり交付金という形で一般財源を削ってやると。これは八橋里線に入れるんだということになります。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、都市開発費の中で3,900万円が減になってますよね。これはもともとどの部分の事業に充てるための費用だったのかなということですが、どうですか。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理事業でまちづくり交付金を使うために支出いただくお金を予定しておりました。

今回交渉に難航しておりますことと、既に国費を過充当としておりますので、今回この3,900万円をいただきますと、これ以降非常に苦しい状況になることが予想されますので、今回この分を減額しております。

以上です。

○佐藤委員

これをいただくとまちづくり交付金ということですが、財源更正したということを見ると、ここの都市開発費の部分の減額をし、新たにこの歳入されたまちづくり交付金700万円と合わせて4,600万円と、これが里線に入れるということだというふうに理解するわけですが、それでいいのかということが一点と、もう一つは、今このまちづくり交付金を都市開発費の中に入れてもまだ今後苦しくなるということをおっしゃったけど、苦しくなるということはどういうことなのかちょっと御説明ください。

○都市計画課長

まず初めに、4,600万円の話ですね。これは今おっしゃられましたように、まちづくり交付金八橋地区ということで、当初、八橋牛田1号に5,100万円ついております。ここに八橋里線として4,600万円を計上しました。これで合計1億1,400万円というものになります。

それから知立駅周辺、こちらの方は今言いましたように、当初3,900万円のせております。それが今回、今開発課長が言いましたように、事業費的に難しくなったということで全額をカットして

おります。集計して全部の合計が700万円増ということになるかと思えます。

これは、どういうことでカットするのかということになりますと、まちづくり交付金ということでは知立駅周辺というもので、その事業の中、複数の事業があります。20ぐらいの事業があるわけですね。その中で、当初の事業の合計がありまして、その合計事業費から4割相当が国費になるということになります。

まちづくり交付金は、御存じのように毎年一定額で4割ずついただくものではなくて、当初の1年、2年、3年というところで運用がされやすいように国の方から多目にいただけるというんですかね、あらかじめ先に先にご提供いただけるということがあります。知立駅周辺の方も先にいただいております。今現在が事業費が5年のうちにちょっと当初の見込みだった事業費よりも縮小してきたと。やれない部分があるということで、今までいただいた国費、事業費が減額してきたということで、それに40%掛けると今年度いただくともらいすぎになると。事業は当然知立駅周辺の中の事業としては続けていかなければなりませんけど、これ以上国費をいただくと国費が4割しかもらえませんから、それに見合う事業費をやっていないかということになります。

したがって、もう既に先にご提供していますから、その分を今回は見送って、後は精算するだけでよしとするということになります。ちょっと説明が難しかったかもわかりませんが、大体そういう話でございます。

○佐藤委員

大変変わったような、わからんような話ですけど、要するに、まちづくり交付金事業という形がかつて資料をいただいて、知立駅でいけば平成22年度までの交付金計画が各事業の中でやられてると。

しかしながら、事業の縮小ということを言われましたがね、そういうことの関係で、もらいすぎたやつは今年度使ってしまうと次年度に充当するお金がなくなるよと、そういう単純に言えばそう

ということなんですか。そういうことなんですね。わかりました。

それで、もう一つお聞きしたいのは、ここで明治用水の移設負担金という形で県支出金を受けて4,269万3,000円という形で補正がされております。これについては、去年から掘削工法という形でやられて明治用水の線路のところとかね、三河線の線路のところ、それからブラザーの方ですかね、あちらの方との出口、入口を除いて掘削工法でやってきたわけですね。それについては、たしか繰越明許もされて、それを今年度も続けてるわけですけども、今年度の当初予算では入口、出口の明治用水のつけかえと言いますかね、そういう形で1億752万3,000円というものが当初予算で計上されてますけども、今回このような補正はなぜされるのかと。設計変更か何かあってこういうふうになったのか、その辺の説明をお願いしたいと。

それと、もう一つは、結果として当初自転車置き場になってるところの明治用水にあそこが仮線になるわけですけども、そここのところの明治用水のつけかえということが言われたわけですけども、いろんな踏切のところの地下にいろんなものがあってということで、たご公園の中も入るのか、迂回するような形で、移設金そのものも当初よりも高くなったと思いますけども、当初の予定と最終的にこの補正含めて幾らになるのか、その辺お知らせください。

○都市開発課長

まず、さきの質問、明治用水負担金の増額理由ということですが。これは昨年度から今年度にかけて繰り越しをしたその1、その2工事、これにかかる変更増分を今回今年度予算で補正をしていただくという内容でございます。

次に、負担金の増額についてですが、当初明治用水の移設については約4億円を見込んでおりました。今回、今年度その3、その4工事を発注するわけですが、そのトータルをいたしますと、約7億2,000万円に増加いたします。

以上です。

○佐藤委員

今ね、担当の人しかわからない言い回しで言われましたけれども、その1、その2というような形で言われましたけれども、もうちょっとわかりやすくお願いしたいということと、私は、今回の補正は当初こういう形でやりました計上されたわけですけども、ここで補正するのは工事費の増額ということはわかるんですけど、なぜ増額をしたのかという答えはいただいてないわけだね、そのところを聞きたいということを言ったわけですよ。そのところをお願いしたいと。

○都市開発課長

まず、工区ですけども、その1工事は、たこ公園の部分、三河線を豊田方と碧南方をくぐり、たこ公園の中間部分で終わる部分はその1工事、その先ですね、そのたこ公園からブラザーのところまで、これがその2工事です。その3工事は今年度工事ですが、その1工事と現在の明治をつなぐ部分、ですから駐輪場の部分ですね、それがその3工事。その4工事が最下流部分でして、ブラザー精密のところから既設の管につなぐ部分です。それがその4工事でございます。

増額理由でございます。まず、推進工事の方で増額した内容ですが、当初は水を土壤に吹きつけながら機械を回して掘り進むということになります。その水の処理が必要になるわけですけども、土質がどうも粘土まじりということもありまして、そのにごり水を十分にろ過できないことから、その水を循環させることができなくなったということです。それに伴ってそのにごり水を処理する作業がふえてまいりました。それが一点です。

もう一つが、到達抗、発進抗に矢板を打ち込みますけれども、これも土質の関係、地盤の関係で非常にかたいということから、水を吹きつけながら矢板を押し込む、そういった工法を採用したことから増額しております。

それから、ブラザー精密のところにつきましては、交通を確保しながら施工するという一方で、当初は掘りっぱなしであったところを覆工板を被せて交通を確保したということが一点です。

もう一つが、埋め戻しの土ですけども、当初は掘り上げた土を埋め戻し材に使うということでしたが、最初お話ししたとおり粘土まじりの土が出てまいりましたので、それを土壤改良をして埋め戻しに使ったという内容です。

次に、品質の管理についてですけども、地下6.9メートルというような非常に深いところに埋まっておりますことから、万が一のときがあった場合、修復が非常に難しいということから、事前にエックス線試験ですね、それを管の中から行ったということです。これが一つあります。

それから、その2工事、ブラザーに向かうところですけども、この道路の下にはガス管が入っております。その下を掘り進みますことから、ガス管が破損してはいけないということで、ガス管自体がその推進に引っ張られることがあるといかないものですから、その測定をするための沈下棒と言いますけれども、測定するためのそういう施設を設置したと、それが一点です。

次に製品のことでですけども、管径が管の太さですけども、1,350から1,500ということで変化します。その継目に使うところ、異形管というものを使うわけですけども、これが当初非常に高価なものを使っておったんですが、これは愛知県の方から標準歩掛でもう少し安いものがあるからこれを使えという指示を受けました。一たんそれで変更したんですけども、実際明治が現場で判断しましたところ、やはりその安物ではだめだという判断から、再度高額の製品を使い直したと。

以上が、変更の内容でございます。

○佐藤委員

いっぱい言われたのでわかりませんが、すべてわかったわけじゃないですけども、いずれにしても、たこ公園部分、それからブラザー精密部分で水のろ過とか矢板の問題、これでお金がかかると。なおかつ、取付け口の管について安いものを予定したけれども、これじゃだめだということが明治用水側から言われて高価な管を取付け部に使うということで増額と。

要するに、今回私が単純に思ったのは、繰越明

許はされてるものの、当初予算で入口、出口のつけかえという工事のここの増額部分だけかなというふうに思ったわけですが、実はそうではなくて、現在繰越明許でやってる部分についてもそうだし、つけかえ工事のところも高い管を使わないかん。さらに交通の妨げにならないように矢板を打たないかと、こういう形でやったということですね。わかりました。

それで、これについては私、入札の仕組みや明治用水に委託するわけですので、明治用水が工事業者に発注するというこういう流れだと思うんだけど、少なくとも本体部分について出口、入口じゃない繰越明許部分については、これはしっかりと幾ら幾らということで負担金を出したわけだよ。明治用水側に。しかし、それができなかったということなんですけれども、なおかつ出口、入口も当初でできなかったということですが、これは明治用水側と業者との契約ということを見たときに、私らは一本で中間部分掘るなら、その費用の範囲内でできるんじゃないかというふうに認識したわけだけど、実はそうじゃないと。契約の上ではどのようなものであったのかということをお知らせください。繰越明許部分と入口、出口のつけかえ。

○都市開発課長

発注した業者ということで回答させていただきます。

その1工事につきましては、刈谷市にございます近藤組です。その2工事につきましては、知立市内の中一建設工業。その3工事、今年度工事につきましては発注が済んでおりまして、刈谷市のサンエイ、その4工事は知立市内の神真組です。

○佐藤委員

私が聞いたのはそういうことじゃなくて、発注して明治用水側が入札なりそういうことをやって落札した業者、その金額が繰越明許で示された金額だろうというふうに思うわけです。

ところが、その当初の金額ではできないので、今回補正増額するというような中身になったわけですが、それは入札との関係でね、もう金額

が定まっていたと思うんですよ、その部分でいえば。だけど今回増額するということになったわけですよ。

ただ、出口、入口については、今回補正という形で設計やってみたら、とても当初の予定価格なりではできないということで設計変更なりがあってね、こうした形で増額になったということはわかるわけですが、中間部分については既に繰越明許がかかるかと何しようかと入札はされてたはずなものだから、その部分での金額で本来的にはやるのが妥当だというふうには思うわけですが、ところが、そういうふうにならなかったということの入札の仕組みと申しますか、ありようと言いますか、その正当性をお知らせくださいということなんです。

○都市開発課長

回答がずれておりまして、申しわけございませんでした。

まず、発注ですけれども、その1工事は8月、その2工事は10月に発注をしております。

ただ、発注をしましてから特別な製品を使うことがありますので、まず現場には入らず、そういった製品の発注をいたします。現場に入りましたのがその1工事については12月ごろ、その2工事については1月に入ってから現場に入っております。

今、変更させていただく部分について、いつごろその状況が発生したのかと言いますと、3月に入ってからそのような状況が発生したということから、繰越金額がかたまる1月にはその状況が把握できておりませんでした。繰り越しが1月に確定をし、ただ、予算はまだもってあったものから、その後、変更増をすればよかったのですが、明治用水の負担金、愛知県からいただくものですが、愛知県は国の補助金もいただいております。その変更増をするときには、既にその国の補助金の門が閉ざされてしまったと。かたまってしまったことから増額ができなかったということです。そういったこともありまして、今年度の予算で対応することになった次第でございます。

ます。

以上です。

○佐藤委員

いずれにしても、当初予定していた4億円から7億2,000万円というような形で膨れたということで、私は、4分の1は市の負担という形になるわけですけど、結局これは前の部長の答弁ではね、この現瞬間で4分の1ということじゃなくて、張りを合わすすべての段階で4分の1ということを知ったような思いがありますけども、そういう理解でよろしいんですか。

○都市整備部長

明治用水の移設につきましては、連立事業の中の連立事業者の負担の中でやっていただくということで、たまたま区画整理の区域の中だということで区画整理業者がその委託を受けまして実施をされてるということで、直接的には当然区画整理事業者側が受けてるお金は県からのお金ですので、100%連立業者が負担ということなんですが、間接的に言いますと、その部分については市が当然連立事業の負担金として支出しておりますので、回りまわって考えれば4分の1は市の負担が入ってるというふうに御理解いただいても結構だと思っております。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 平成

21年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議案第49号 平成21年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号について挙手により採決します。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 平成21年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

本会議でも相当議論がありましたが、ダブるかもしれませんが、二、三確認させてください。

成果報告書の90ページ、これの中の農地・水・環境保全向上対策事業負担金188万3,000円でございますが、この事業は私も参加しており、道路の境だとかどぶ川の清掃、ごみの収集、こういったものを一斉に組合員がやって、みるみる短時間できれいになるという効果のある事業でもあります。また、子供たちの体験農園だとかそういったことも実施しており、いろいろの面で有効な事業であると思います。

ただ、この事業は4地区、谷田、八ツ田、西中、上重原の知立市の南の方の学区ですか、あちらの4地区しか参加しておりませんが、これはもっと

大勢の地区に参加してもらうべきではないかと、そういった事業と承知しますが、その辺はいかがでしょうか。

○土木課長

この事業につきましては、やはり土地改良事業によって生み出されました土地改良施設、農道排水路、その他パイプラインとかその他もろもろあります。そういった中で、今おっしゃいますように、農地の多面的機能を利用したそういったものを活動で大きく農地及び地域の環境保全にはすごく有効的なものですから、これにつきましては、平成19年から始めておりますけど、平成17年に説明会をやらさせていただいて、知立市内では360ヘクタールの農地がありまして、8地区の補助整備事業が行われております。そのうち、4地区で手を挙げられたんですけど、そのほかの4地区についても何遍か御説明差し上げて御参加願えませんかということでお話差し上げたところ、4地区の旗上げでしたので、それと今後につきましては、国の方針でいきますと、現在のところ新規の採択地区はないということで、この4地区について平成19年から5カ年間のそういった支援事業であるというふうに伺っております。

以上です。

○高木委員

手を挙げられなかった大きな理由というのは何かあったんですかね。ちょっと参考のために聞かせてください。

○土木課長

何と申しましょうか、ちょっと私の方からは言いにくいんですけど、やはり地域のまとまり、これに関しましては、農業者だけではなく、地域住民の方も含めた中で活動をやるということで、その取りまとめというか、地域の盛り上がりが少ないのかなというふうに判断しております。

以上です。

○高木委員

次に、92ページですね、狭小道路調査委託料なんですけど、852万円ありますが、これの狭小道路ってというのは一体基準とか何かあるんでしょうか。

幅がどれだけとかそういうのが、もしあったら教えてください。

○建築課長

狭小道路の定義というか考え方なんですけど、いわゆる建築確認で基本的には接続幅員の4メートル以上の道路が接道してなければ建物が建てられないというような状況の中で、それ以下の道路についてはどうなんだということで、県の建築基準法の第42条2項の道路ということで一般に2項道路と言われております。

これは県の方の基準道路として取り扱われる道路として行政庁の管理に属する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路につきましては2項道路と。それは県の方の登録というか、指定されているということであればみなすということで、その関係で建築確認上そういう道路か否かと。一般的に道路台帳で4メートル以上はわかりますけれども、2項道路の調査を机上です。わからないものについては現況で幅員等をはかって調査するという委託内容のものでございます。

○高木委員

これ見ますと、机上調査で2,427ですか、現地調査で155ということで、今後、今ちょっと話があったんですが、せっかく調査したので、今後どのように生かしていくのか、この辺をもう一度確認したいと思います。

○建築課長

平成21年度におきまして、緊急雇用の委託事業で6月補正で計上させていただきました緊急雇用対策委託業務で残りの路線を調査して反映していきたいというふうに思っております。

○高木委員

大体わかりました。

次に、その下にございます耐震改造促進支援委託料、これ、上重原地区の地震に強いまちづくり勉強会一式とありますが、最初に県か何かで牛田地区がやったのかな。市では初めてということだというふうに覚えてますが、それ間違いないでしょうか。

○建築課長

昨年、平成20年度で地震に強いまちづくりということでやらさせていただきました。それ以前は県の関係で牛田のところでローラー作戦ということで耐震に係る推進事業を行ったということです。以上です。

○高木委員

上重原でもそういった形のことをやられた。内容について何か差があれば教えてください。

○建築課長

昨年度、上重原地区で地震に強い勉強会を行いました。内容は、年5回地域の防犯組織、あるいは地元の方たちの協力を得てですね、地震が起きたらどういうことをすればいいのかとか、そういった内容につきまして年5回開催させていただきました。それから11月23日、上重原地区まちづくり勉強会のローラー作戦も行いました。

以上です。

○高木委員

牛田、上重原とやられて、今後こういうことは全市に展開されていかれる予定ですか、それともこの辺で終わりということになるのでしょうか。

○建築課長

平成20年度は上重原地区を地震に強いまちづくり勉強会ということで実施し、平成21年度におきましては、西中地区を今現在行っております。

ただ、耐震促進計画の中で重点地区、いわゆる地震が起きて10%の家屋の倒壊率がある地区、それから特定建築物があるそういった地域が重点地区と申しますけれども、そういった順に箇所を実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○高木委員

全部がやるつもりじゃないということですね。そういう地盤の弱いところとかそういったところをやるというね。よくわかりました。

次に、93ページの新林の月極駐車場ですか、これ、419号の高架下を利用したシルバー人材センターに35万円ありますが、これについてちょっと伺います。

今、利用料というのか、月に幾らでなるとるか、

まずお聞きしたいと思います。ついでに何台のスペースがあるか、あわせて。

○土木課長

1台当たり4,500円で、現在51台の収容能力でございます。

○高木委員

利用率はどのようになっているのでしょうか。ちょっとその辺もお聞かせください。

○土木課長

現在の申込者数は51台中51台です。平成20年度、毎年ちょっと中間的に見ると二、三空いてるときもあります。平成20年度料金を51台で割り返しますと、約97%の利用率でございます。

○高木委員

ほぼ満車ということによろしいですね。今後の増設計画というのは、場所にもよりますが、もしあればお聞かせください。

○土木課長

たまたま現在満車でございますけど、今申し出はございません。それと、平成20年度中のほぼ満車ではありますけれど、やはり若干空くときもございます。現在のところ、これ以上の増設は考えておりません。

○高木委員

私もあそこを側道を走っておりますけど、相当スピードを出しておりますので、交通安全、防犯、その辺の状況がもしあれば、また、安全対策をどのようにしておるのか、その辺を聞かせてください。

○土木課長

盗難とかいろいろ防犯上の問題があるかと思えます。一、二件ございましたので、利用者の要望等もございまして、青色防犯灯の増設設置ですとか、出入り口にフラッシュライトと言いますか、センサーライトと言いますか、人が出入りするときに、その動きによってフラッシュするというそういったような防犯ライト的なものを設置を平成19年、平成20年度でやらさせていただいております。

以上です。

○杉原委員長

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後2時02分

---

再開 午後2時11分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

駐車場につきましては、ひとつ防犯、安全十分な対策をとっていただきたいと思います。

次に、土地区画整理事業についてちょっと伺っていききたいと思います。

駅周辺土地区画整理事業とか駅南土地区画整理事業というのは、これは大きくなるのは別として、小規模の八橋町だとか山町、山屋敷とか重原北北部ですか、この辺の土地区画整理事業の声が上がっておると思いますが、この辺の進捗状況なんかのようになっておるかお聞かせください。

○区画整理課長

まず最初に、知立八橋東部土地区画整理事業につきまして述べさせていただきます。

平成20年11月18日に組合が設立し、組合の設立が認可され、平成20年12月6日に組合の設立総会が開催され、事業が開始されました。施工面積3.1ヘクタール、事業施工期間、平成20年11月18日から平成25年3月31日までを予定しています。

平成21年度事業としましては、組合では今年度街区測量換地設計を行い、10月中旬ごろに仮換地指定を予定しております。

市の事業としましては、都市計画道路八橋里線の公共施設管理者負担金として1億円を組合へ支出する予定になっております。

また、関連工事としまして、市施行で市道八橋町15号線、鎌倉街道のことでございますけれども、排水路築造工事を11月ごろに着工する予定で準備を進めております。

続きまして、知立山土地区画整理事業につきましてお話させていただきます。

知立山土地区画整理事業は、平成20年度本同意

の取りまとめと組合への事業補助などを予定していましたが、この地区には住宅を購入して移転してきた人や土地が幹線道路沿いにあつて既に土地利用されている人からの同意がなかなか得られない状況が続きました。

平成20年7月現在における同意率が55%しか取れず、このままの状況で同意交渉を進めてもこれ以上同意を得ることが困難と判断しまして、現在では区域の見直しを含め、地元と再協議を行っております。

区域としましては、当初は5.5ヘクタールでしたけども、これを3.4ヘクタールに縮めまして、今役員と地元の地権者の方と協議を進めておるところです。

それと、仮称でございますけども、上重原北部土地区画整理事業の現在の状況につきましては、上重原北部土地区画整理事業は、平成22年12月の予定していました市街化区域への編入を見送りました。これは平成21年8月3日に農振農用地からの除外及び市街化区域への編入手続の中止、さらに区画整理事業の一時凍結を要望する要望書が知立市長あてに提出されました。市としましては、発起人会が以前から予定していました8月21日から23日にかけての地権者の意向調査の結果によって事業を継続するのか中止にするのかを判断させていただくことにしました。

意向調査が実施された結果、事業を中止し、現状の土地利用を継続するが、地権者128名のうち43名で、33.6%を占めました。これを受けまして、市としましては、区画整理事業を認可するに当たって事業の同意意志として県が指導しております85%を確保することは難しいと判断し、農振農用地からの除外及び市街化区域への編入手続を取り下げました。

以上です。

○高木委員

伺いますと、八ツ田町のやつは順調に動き出したということで、山屋敷については非常に地権者の同意が得られないということで難しく、縮小して今これから進めるということですね。今その



協議をしているんですね。

それから、上重原北部については85%の同意が得られないということがあって、現在は一応ストップか見送りか、一時中止ということになっておりますが、これはそういうことでよろしいですか。ちょっと確認させてください。

○区画整理課長

上重原北部土地区画整理につきましては、先ほども言いましたとおり、市街化区域への編入を平成22年12月の市街化区域への編入は見送りましたが、一時中止というふうで考えております。

○高木委員

これ、一時中止ということは、またその見直しはあるのでしょうか。

○区画整理課長

事業を中止し、現状を土地利用を継続するという方が、先ほど言いましたとおり43人で33.6%おみえになります。これをそのまま事業を継続するが70人で54.7%、経済状況等によりしばらく様子を見るという方が15人で11.7%、合わせて85人で66.4%の方がおみえになります。区画整理事業を許可するに当たって、事業の同意意志しております85%には足りませんが、66.49%の方が事業の継続を望んでみえるということですので、今後は発起人会の皆様と相談しながら区画整理事業をどう進めていくかを少し考えていきたいというふうに思っております。

○高木委員

大体わかりました。ありがとうございました。

最後になりますけど、各区長より平成20年度の土木申請ですね、これが何件あって、実施率ですか、これがどのようになっているか。平成19年に比べてふえとるのか減ってるのか、ちょっとまずその辺をお聞かせください。

○土木課長

平成19年度の申請数は全体で147件ございまして、認定が103件で認定率としては70.1%でございます。

平成20年度につきましては、申請が142件で認定数が100件、認定率が70.4、いずれも70%強と

いう形になります。

金額につきましては、土木工事の申請に関しましては、その枠で現在、道路維持関係では1億円となっております。

以上です。

○高木委員

大体70%で推移してるということで、70に抑えたようにも見えますけど、これは区長申請は生活に密着した安全・安心、また環境、災害に強いまちづくりの基礎になるものだと思います。ほんとに苦しい財政状況はわからないでもないんですが、内容にもよりますが、これはやっぱり区長申請100%に向けて努力していただきたいというふうに思いますが、副市長いかがでしょうか。ぜひお願いしたいと思いますが。

○清水副市長

今、御答弁申し上げましたように、御要望に対して70%強ということで今お願いをしているわけでございます。いずれに区長からの要望事項につきましても、非常に身近なところでの御要望だということで非常に生活の安心・安全の部分では欠かせない事業ばかりだろうというふうには思っております。

しかしながら、毎回同じようなことになって恐縮でございますけど、全体の予算の状況もございまして、できるだけそういった御要望におこたえできるように努力をさせていただきたいと思っております。全体の予算の中でまたいろいろ私どもの方も努力をさせていただきたい、そのように思っております。

○馬場委員

それでは、平成20年度の一般会計決算認定、主要成果報告書の94ページをお願いします。

市道八ツ田線谷田町の12号線の道路改良工事について、若干お聞きします。

この事業は、平成15年度から平成30年度、15年間。総延長が880メートル。これは私も平成10年から一般質問をして、そして何とかこの道路の拡幅に整備をお願いしたいと要望して、やっと平成15年度から始まってきたわけでありまして、

平成20年度は91.6メートルを施工しまして、毛受さんのところから谷田さん宅前までかね、工事済みというふうに思いますが、これで全体的880メートルのうちに平成15年度からの施行済みは何メートルのなるのか教えていただきたい。

また、平成21年度は1,500万円当初予算で工事費が計上されておりますが、これは何メートルでどこまでの工事なのか教えていただきたいと思えます。

○土木課長

谷田町12号線につきましては、全体延長が880メートルで現在まで平成20年度までの進捗率ということですが、ちょっと今、資料がございませんので、後ほど。

今年度の延長はということなんですけど、実際今1,500万円の中でどれだけできるかということなんですけど、実際設計をしてみないと何メートルいくかというのがちょっとわからないんですが、70メートルから90メートルの範囲内でできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○馬場委員

これまででどのぐらい済んだかということは、また後ほどで結構です。

それで、県道安城知立線までできますとね、残り300メートルぐらいかなというふうには私、見とるんですが、これ、平成30年までという話ですが、若干これね、少しずつ延長したらどうですかということで要望してまいりまして、努力していただいてね、少しずつ伸ばしていただいたものから、工事完了が平成24年ぐらいには完了するんかなというふうに思っておりますが、その計画について教えていただきたい。

○土木課長

ことし、来年を施工しますと新幹線から県道安城知立線までが完了します。通学路等がこういった形で完了していきまして、平成15年度に県道安城八ツ田知立線から50メートルほど東へやっております。再来年以降はそれから引き続き神明社さんの方までいく予定しております。

しかし、年度といたしましては、平成30年度を予定しております。

以上です。

○馬場委員

よくわかりました。ほんとに生活道路として必要な道路で大変工事がきちっとして喜ばれてるんですね。したがって、ぜひこの先もお願いをしたいなということと、この工事は実は神谷土木がずっと施工されてたんじゃなかと思うんですね、たしかね。平成19年、平成20年も皆そうですけどね、その前から恐らく神谷土木の工事であいう形できちつとなってきたのかなというふうに思いますが、今回、神谷土木が公職選挙法違反の疑いということで逮捕されたということ踏まえて、9月4日から当分の間、入札を見合わせるということになったんですが、このことについて、神谷土木は請負辞退ということになるのかどうなのか。そしてまた、今後の工事に対して業者入札、そうしたいつどういうふうな形でやるのかというのは、これ、平成21年度9月から2月までの工期予定になっておるんですね。したがって、普通だったら始まっておかないかんもんですけど、2月からありますからということですが、今後の工事について少し教えていただきたいと思えます。

○土木課長

ちょっと若干おくれておまして申しわけございません。これは当初は9月から3月という予定で組んでおりましたけど、やはりこの用水で使っておられますので、10月より前には着工できないというそういった内容がございます。

今現在設計中で、11月ぐらいには発注できるのかなと思っております。発注の方法は、条件付きの一般競争入札で市内、準市内業者という形になりますので、そこでどなたが落札されるかはわかりません。

以上です。

○馬場委員

よくわかりました。

次に、95ページの河川維持費、河川等の草刈委託業務8件というふうに記載しておりますけども、

この内容について、それと、知立市は草刈の今、実施について、堤防の天場とのり面両サイド1メートルの草刈りを年2回やっているというふうに思っておるわけですが、その辺の確認をお願いしたいと。

それから、県は年1回猿渡川、吹戸川、逢妻男川等は堤防のり面全部を草刈りしていただいていると思うが、実態の確認を示していただきたいと思います。

○土木課長

河川の草刈委託業務で8件でございます。これは、市内の準用河川8河川と一般排水路で若干大きなものというんですか、そういった箇所につきまして8件契約をさせていただいております。これにつきましては、延長といたしましては9,664メートル、面積といたしまして約2万平方メートル、こういった形を年に2回、梅雨明けと今の時期だと思っております。2回施工でやらさせていただいております。

県の方ですけど、委員おっしゃいましたように、県の方は2級河川の私の方が占用してます道路として借りてる部分は1メートル部分につきましては2回刈りますけど、そのほかに県が管理するそののり部分については1回だけということでございます。それも8月の中旬から9月中ぐらいに刈っておると思っています。

両面ではなく河川の内側だけかと思えます。洪水時期というか、斜め部分のみということで私の方は聞いております。

以上です。

○馬場委員

県はね、市は2回ですね、確実に。県は1回なんです。昔は2回刈ってくれとったんですよ。河川敷までは刈らないけども、河川敷のときだけ刈るときもあったんですが、のり面の下まで刈ってくれとるんですね。

これ見てみますと、猿渡川、吹戸川、逢妻男川は堤防ののり面全部下まで刈ってくれるんですね。河川敷はやりませんよ。下まで刈ってくれるんです。

ところが、逢妻川のあの一角だけ男川と女川のちょうど合流点から逢妻橋のちょっとした下流ね、刈谷までいかん落合ポンプのこっち側のあそこまで刈ってくれないんです。お願いに行くと1年に1回1メートル、天場と、天場は市があれしてますからね、1メートルぐらい刈ってくれる、こういう状況がずっと続いておりまして、実は、今回も逢妻川はボランティアの団体、私も入ってますけども一緒になって草刈やり、いろいろなことで河川の部分だけはやっておるんですけども、河川敷きの広い部分だけやっておるんですが、その先は全然手が足らなくてやれないですね、あれは大変なもんですから。

この前、逢妻川の逢妻川祭りというのがありまして、第1回の逢妻川祭りをボランティア団体の主催でやったわけですね。市長も都市整備部長も来ていただきまして、大変ありがとうございました。

そのときに、参加したある方に、これだけボランティアで一生懸命やとるんですが、下流の大橋が逢妻橋とその部分と上流の豊田市市境までの分はほとんど手つかずで、ごみやら缶のポイ捨て、そういったことが行われていて、これもボランティアで片づけとるんですが、間に合わないくらいにごみが散乱をして、見るとわからないんですね。雑草が繁茂してますからわかりません。

したがって、それをある方に、県の方に働きかけていただけないだろうかということでお願いしましたら、12日にお願いして24日から今全部刈ってくれとるんですよ。見事にほんとにね、素晴らしいな。だから、私が言いたいのは、言えば刈ってくれるんだなということを確認しました。したがって、よく私も草刈のことについては、建設部長や土木課長とも一緒になって県土木へ行ってお願いをして刈っていただいておりますが、ぜひですね、言わなければ刈らない。言えば必ず刈ってくれる、こういうことに思いますので、ぜひその辺の今後の対応をお願いをしたいということ、これはお願いです。

それから、市長はこの辺のことにつきまして、

この前、逢妻川参加しましたけども、ポイ捨ての状況はどうかと思いますが、ほかの面は雑草が繁茂してるなということでも不法投棄も若干あるようでございますので、その点については、今後安心・安全のまちづくりということで市長進められておりますので、その点についてコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○林市長

せんだっては、逢妻川祭りに参加をさせていただきました。ありがとうございます。

あの主催の逢妻川散歩道クラブの方々やら逢妻ネットの方、そして、ほんとにボランティアの方々が日ごろからあしたの河川敷等々管理された中での集大成の一つがこの逢妻川祭りであったというふうに思っております。

そうした中で、今、馬場委員おっしゃられましたように、言えば刈ってくれるという実態があったということでもあります。やはり刈ってくれたことはありがたかったという思いはあるんです。そういうようなことなんですけど、やはりできればですね、市の方は年2回という形で定期的に刈ってるんですけども、県の方もやはり気にしとっていただいて、定期的に刈っていただけるように一度お願いを検討してみたいなというふうに思っております。

そうした中で、今後もやはり行政だけでなく、細かい部分については市民の方々とともにやっていかないといけないとか、なかなか完全にはなっていないわけございまして、今後ともこのボランティアの方々、また地域の皆様方とともに環境改善、河川敷周辺の環境改善等に努力していきたいなというふうに思っております。

#### ○馬場委員

ありがとうございます。

これですね、今きれいに刈ってくれましたのでね、もうちょっととい面の方も左岸堤もやってくれると思いますが、ちょっと様子を見ております。

それで、これ県の方にお問い合わせ行くときにタイミングというのがあるんですね。刈ってくれたときにお礼を言いながら行くんですね。そうすると、

すごいんです。何でもそうですけど、やっぱりお礼を言われるとほんとに気持ちのいいものでね、またやってあげようという気になるんですね。ほかとくと何だという、何だとは言わないけども、そうなるんです。ですから、ぜひですね、私も行きますけども、どうぞ当局もお願いをしたいな。また、市長には機会あるごとにそうしたことでお礼を言っていただきながら、さらに来年度の約束ができればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、一つ気になっていることがあります。それは逢妻大橋から逢妻橋までの左岸堤であります。ここの両面、要するに堤防の両サイドは木が、大きな木もあるわけですけども、特にこの河川の中にはぜの木が植わっておりまして、これがだんだん大きくなりまして、これは少しね、河川の下なら、まだ河川敷の方ならいいんですが、のり面に植わるとるものですから、これは堤防の決壊がなければいいんじゃないかというふうに心配を実はしております。住民の方もそんなお話をさせていただいております。御存じのとおり、ちょうど9年前の9月12日に東海豪雨があってね、逢妻町が溢水をしました。その後、堤防を上げていただいて、そして道路も拡幅し、スムーズにですね、この前も少し多く雨降りましたが、何とか溢水に至らないということで、そのときに私ちょっと心配したのが、大橋から逢妻橋の左岸堤の方が低くなっているんじゃないか、こういうふうに思いました。そして、その樹木がだんだん大きくなって心配だなと、こういう私もそうですが、住民の方からもそういう心配の声がありました。

したがって、ぜひ一度このところを現地をまず調査していただいて、県の方にもこうしたいなといったときに取り返しのつかないようにならないように対策をお願いをしたいなというふうに思いますが、この点についてお願いしたいということと、それから、逢妻川の河川内に土砂が定期的に積もってまいります。今までは2年ぐらいに1回土砂を取り除いていただいておりましたけども、二、三年もたちますので、土砂がたまって島

のようになっちゃってね、これもこれから9月、10月に雨がまたよく降ってきたときに大変心配される場所でもありますので、ぜひこの土砂の除去もお願いをしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○土木課長

逢妻川の大橋と逢妻橋の左岸ということでございます。私の方の上も部分は枝がかなり出てるので、剪定ということをやらせてもらってます。これも東海豪雨からそういう話をたびたび伺っておりますので、県の方にもそういった樹木ですとか、堤防の高さだとかその辺のチェックというんですかね、そういうふうをお願いはしているところでございます。

木の根や何かが腐るとちょっとどうなのかなというのが心配される場所があります。再度そういうふうなことで、そういった今のお話についても、さらに県の方も担当者がかわっていつちゃって、引き継ぎがうまくなされてないといけないものですから、再度要望等させていただきます。

それと土砂ですけど、ここは平成18年度に一度大々的にやっていただいております。その後、若干今おっしゃいますように、樋管の出口ですとか、カーブのたまりやすいところに若干たまっていると、これもお話をさせていただいてはおりますけど、なかなか毎年やるというのはちょっとできないので、折を見て随時やりたいという返事はいただいておりますけど、予算の都合もあってなかなかちょっとあれですので、その方面につきましても再度一緒に要望させていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○馬場委員

ちょっと心配なものですからね、安全対策という観点からもね、ぜひ積極的な対応をお願いをしたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、95ページ、散歩みちの整備についてでございますけれども、ここに逢妻健康の道というのがあります。これは堤防を舗装していただいて、ほんとに住民の方が散歩しやすくなってね、そして、

散歩する人もふえてきて、なかなか散歩しやすいということで喜んでおります。

昨年、排水路の樋管の工事をやっていただきましたもので、それでその関係上、豊田の市境までまだ約100メートルぐらい残ってるかなというふうに思います。ぜひこれはまた散歩みちの方で整備をお願いしたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○都市計画課長

散歩みちの方につきましては、月1回市の方にも散歩みち協議会ということがありまして、市内のこの散歩みちに指定されているルート、大体1時間から1時間半ぐらいかけてごみ拾いながら活動してるわけですけど、その中で、また逢妻健康のみちのこのブロックにつきましては、逢妻の方の方が積極的にやっていただいているということでございます。これもこの散歩みち協議会の中で皆さんで協議をしながら豊田市に行くとかそういうことも何か聞いております。そういう中で決めていきますので、協議会の中で盛り上げながら自分たちでつくっていくというところがいいところもありますので、そういうことをありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○馬場委員

散歩みち協議会でそのルートをどういうふうにしようかという話になるかと思いますが、公園の話じゃないですが、やっぱり住民の声も当局はしっかり受けとめて、そして散歩みち協議会の協議をやっている中にこういう要望がありましたよということをしっかりまた伝えていただければ、さらにそれを実のあるものになるんじゃないかというふうに思います。

それで次に、猿渡川の鯉の散歩みち、名前がいいね。どこにあるのかと思って私も散歩みちはずっとこれに沿って全部確認しておりますけども、知立市はほんと捨てたもんじゃないな、すばらしいところがいっぱいあるなというふうに思っております。

それで、この鯉の散歩みち、今やるところは上重原町の下伊勢、猿渡橋までの間430.5メー

トルを舗装していただきました。利用率はいかがでしょうか。逢妻の方やらほかのところは大体見えていますけれども、ここの利用率があまり見かけないわけですが、上重原の方の方に聞いても、ちょっと少ないんじゃないかなということでお聞きしておりますけれども、利用率はいかがでしょうか。

○都市計画課長

利用率と言われても、その利用率の出し方がなかなか難しいと思うんですけど、新林の弘法橋付近ね、あの辺の方と比べると、やっぱり西中の方が人口が少ないせいか、あちらに歩くのはちょっと少ないのかなという感じはありますけど、ここもやっぱり市内が全部散歩道協議会の中でやるこのルートに入っておりますので、これも協議会の中で決めながら舗装もしていったということがありますので、一度またぜひ遠いところまで足を運んで歩いていただけたらと思います。

○馬場委員

課長いいことを言ってくれた。要するに、弘法橋、あそこの下、あそこからの方が利用率が多いんです。

それでね、弘法町の小針下の猿渡川沿いの9軒ありますよね。いつも水があれすると、昔のミミズの養殖やとったのかな、あそこのところですね。あの9軒目のところから右岸堤防、下伊勢まで非常に散歩する人が多いんです。いつも草が繁茂しますので、馬場さん、草刈ってくれませんか、やってくれませんかというのでね、要望がくるわけですけども、猿渡川の鯉の散歩みち、ここまで続けてやっていただけるとですね、もっと利用者の人たちがほんとに多くなり、利用者の人が多くなるということは散歩したりジョギングやったりする人が多くなるということは健康には一番なんですよ、歩くことがね。医療費の抑制にもつながるわけですから、ぜひこれは健康ということについては市長がほんとに力を入れていただいておりますので、こういったことも住民側から、その9軒の中の方からも要望があるわけですけども、ぜひ散歩みちにしていただけないだろうか。そうすると、ほんとに猿渡川鯉の散歩みちになるなど

いうふうでありますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○都市計画課長

今言われた、以前ミミズ養殖のあったあの9軒のところだと思いますけど、それから下の方ですね、下の方については、ことしの工事箇所表にも載せてあると思いますけど、散歩みちを下の方へ延ばしていく予定にしております。

ただ、河川の方の関係がありまして、しゅんせつ工の関係があつて、またその舗装が壊されるということがあるものですから、その辺の関係があつて、ちょっと場所を変える可能性がありますので、そこだけ承知しておいていただきたいと思えます。

○馬場委員

わかりました。ぜひお願いしたい。

今おっしゃったのは、平成21年度散歩みちの整備工事ということなのかなと思っておりましたが、そうですね。今後の整備計画については、散歩みち協議会といろいろか協議をしながら計画を進めていくと、こういうことでよろしいですね。はい、わかりました。

次に、96ページの公園です。東新切整備工事遊具リニューアル工事につきまして、平成20年度これも私、ほんとにここには住んでおりませんが、住民の方から要望を受けました。そして、この付近は住宅がどんどんできてきてましてね、マンションもできてきて、若い人たちもふえ、子供もどんどんふえて、南小学校ですか、校舎を増設するぐらいに子供がふえてまいりまして、以前から東新切公園、トイレも含めて整備をお願いしてきたところではありますが、このたびトイレ、フェンス、ベンチ、このベンチがまたすてきなんですね。ふじ棚の下にあるんですね。ふじ棚が2カ所ありますがね、あのふじ棚の下に座って物思いにふけると寝ちゃうね。それぐらいほんとにいいところです。それから、遊具はロープ式遊具1カ所、ブランコ1基、ロックン遊具2基、立派に整備をしていただきました。大変ほんとにありがとうございました。多くの利用者から大変喜ばれております。

それでね、問題は南側の方ね、あの南側の方は、またこれがロケーションがものすごいいいんだわ。東新切から見るとね。新幹線ちょっと走ってますけども、ずっと割目川があって、すごいいい場所で、ここで散歩すると気分がいいだろうなという思いをしておるわけでありまして、ところが、その南側に割目川を挟んで新林新池緑地園という調整池があるんですね。この池の中の中央部分にすごい雑草が繁茂して、池の中からどぶくさくて汚いということで、住民からの御意見をいただいたわけでありまして、その下の下流の谷田町の本林公園の調整池はテニスコートが設置してあってテニスを楽しんでおります。

それから、谷田町の西2丁目の吹戸川のところにも川岸緑地園という調整池がございますけども、これは水が張っていて池になっている。だからそういったものはないわけですね。また、上重原公園内の調整池はバスケットのシュートするポケットというのね、それが設置されております。ぜひこの新池緑地園の整備をお願いするものですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

確かに東新切公園がありまして、その上流に行くとまたふじ棚の置いてある公園があって、反対側に行きますと、今言ったように新池緑地と、あの辺が結構なかなかロケーションがよくて散歩みちにいいかなというところがございます。

今言われたように、新池緑地の中のヨシが生えたことですが、当初は区画整理事業でつくっていただいて、もう少し夢のある話をしてたわけですね。真ん中に八橋を設けて水辺を楽しむということをやったんですけど、なかなか組合で希望しているものはものすごい頭の中でいいものを希望していくわけですが、維持管理がなかなかついていかないということもありまして今の状態になってるということでありまして、これも愛護会の方もいるものですから、もう少し何とかしたいなということも思ってるんですけど、今ここで発表するような、とりあえずこういうものにしたというところまでではないですね。一部地

下水の植栽ますがくっつけたところがあったんですが、それはちょっと修理はさせてもらいましたが、そのほか池の中をこういうふうにしたというのは、ちょっとまだ具体的にあがっておりません。

以上です。

○馬場委員

ぜひね、これはやっぱりくさって汚いというね、こういう声がありますので、蚊も発生するというようなことでね、周辺にも子供たくさん住んでいらっしゃるものですから、せつかくのすばらしい東新切公園があって、そして、このロケーションのいい散歩みちがあるということですので、これはやっぱりまた現地の区長ともいろいろか話をさせていただきながら、よりいいこうした整備をお願いしたいなというふうに要望しておきます。今すぐというわけにはいかんでしょうから、よろしく願いいたします。

もう一点、上重原公園にこの前ゆっくり寄せさせていただきましたが、もうすばらしい公園です。これはちょっとお聞きしますけど、芝が2,033平方メートル、全面芝です。すばらしい公園で、平米の芝の単価が高いたらと思うと、一度これちょっと教えていただけないだろうかという話がありましたので、わかりますでしょうか。わかれば教えていただきたい。後で結構ですが。

○都市計画課長

芝の方の単価は、これは上重原の組合でつくっていただいたということがありまして、面積的にはちょうど1万平方メートルあって、その中に芝だけで約4,000ということですので、4割が中央に芝生ということで、家族連れが来ていただいて、天候のいいときには寝転がってもらおうというようなことで、組合の希望によってこういうふうにつくってきたと思うんですけど、単価についてはちょっと申しわけございません。高麗芝でつくってあるということはわかってるんですけど、当時幾らでつくったかというのは私も承知しておりませんが、維持管理で引き継ぎだけはしておりますけど。

○馬場委員

また機会があったら聞いてください。

それで、私、6月の一般質問で公園の芝生化について安価な鳥取方式の芝生化を提案しましたが、その後の検討はどうされているでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○都市計画課長

芝生化につきましては、ほんとに維持管理というんですか、地元の方が熱意を持ってやっていこうというところがない限りちょっと難しいかなど。芝の生育もかなり強いというんですかね、そういうものがあるものですから、毎月毎月見ていただける方がいないとできないなということを思っていますけど、その後どこかというところまでいってないんですけど、逢妻の方の関係で一部のところで芝が違うかもわかりませんが、河川に芝を植えたよということは散歩みち協会を通じて聞いてはおりますけど、それがかなり緑になってるなということは承知しておりますけど、地元で熱意があるところがあればおいおいしたいなという事は思っています。

○馬場委員

管理が草刈が大変なんですよね。したがって、どうしてもそういうボランティアの人ややってくれる人がおるならやってあげるよという形になるんです。そうかもわかりませんが、しかし、よそでも積極的にやっていただいているところもあります。しかしながら、やっぱり市がこの芝生化について、例えば管理をシルバーにお願いをするとかね、こういった形で委託もしるところもありますし、全然ボランティアに頼ってしまわないとできないという考え方がどうなのかなという思いが私の方にはあります。したがって、ゆくゆくはやっていただけるんでしょうけども、最初からおまえやれよみたいなことだと全然進まないかなというふうに思いますので、市はその辺も含めて、さらに研究していただいて、管理についてどういった形でやれるのかということも含めて、ボランティアも含めてですよ、検討していただきたいな、そうしないと、なかなか進まないのではないかな

というふうに思います。

したがって、公園の芝生化については、全国でずっと進められてきておりますので、またぜひ近隣市のところも見ていただきまして、東海市なんかは保育園でやっとするものですから、保育園の係の人が知立市から見に行ったそうですけど、早すぎちゃって管理が大変だよということは聞いておりますけども、そうやって少しでも、上重原の芝生化を見てすばらしいなど感じていらっしゃると思いますので、ぜひこれを少しずつでも進めていただきたいなというふうに思いますが、これ市長、何かコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。市長も恐らく上重原公園は行かれたかと思いますが、ぜひコメントをお願いしたい。

○林市長

上重原公園については、私も行かせていただいて、ほんとにきれいですばらしい公園だなというふうに感激をいたしました。

そうした中で、芝生化ということで先ほど御紹介いただいたように、子ども課の方が東海市の方を見させていただいたわけでございます。そうした中で、やはり管理がほんとに大変だということを実感として感じて帰ってきたわけでございます。植える一時的な投資よりも管理がほんとにお金がかかるということをつくづく申しておりましたので、管理のあり方をしっかりとさせないと出発するということがなかなかしにくいのかなという思いがあります。

そうした中で、やはりこの芝生化というのを先ほどの公園の話でもあったんですけども、身近なところからまず地域の方々、また、熱意のある方々がまずチャレンジをしていただいて、それに対して、先ほども課長申し上げたように、できるだけ市が応援をしていく。そうした形でやればいいのかというのが今の私の考えであります。

しかしながら、やはりいいことでもありますので、常に後ろ向きではなくて、前向きに考えていきたい。そうした中で、地域の方々とともに協力していきたいなというふうに思っております。



○馬場委員

ぜひですね、段階的に少しずつでも研究し、検討し進めていただきたいな。きょうのところは、ここでお願いをしておきますが、もう一つ、上重原公園ね、あまりすばらしいものですから、団体の利用ができないのかなという要望を受けてるわけですが、都市計画課に申し込めば無料で利用できるのじゃないかという声も聞いておりますけども、この利用についてどのようにすればいいのかわかお聞かせいただきたいと思います。だめなのかどうなのかということも含めてですね。

○都市計画課長

上重原公園につきましては、ほんとに緑がたくさんあって、例えばグランドゴルフだとかサッカーだとかそういうところでやりたくなるというのはよくわかるんですけど、一部に貸すといろいろな支障が出てきます。運動公園ではありませんので、どちらかというと家族連れが皆さん来ていただいて危なくないようなところで安心・安全でということで寝転がってもらうとかね、そういうものを主眼にしておりますので、ボールがくるとかそういうことはこの上重原公園におきましては、ちょっと一部ほかの団地で愛好会でやるから貸してくれという話もあるんですけど、そういうふうになると、そこが管理と一体になって占領されちゃうというんですかね、ちょっと言葉がいかんですけど、使い勝手に制限が加わるということがあるものですから、管理の方は市の方でやっていきたいなと思っております。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時13分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

先ほどの市道谷田町12号線の施工済み延長です。平成20年度末をもちまして397メートル、約400メートルほどでございます。

以上です。

○馬場委員

団体の利用は御遠慮願いたいということですが、できたばかりで失礼は失礼だけだね。あまりにもいいもんだから、皆さんがグランドゴルフでもやりたいねとかね、ちょっといろいろ団体の方が高齢者の方もいろいろやってみたいねというこういう御希望があるものですから、どうしたらいいかなど。それはもう率直な意見だね。だから、優しく芝の団体利用はとか何とか言っておかんと、団体利用できるんじゃないかなという、こういう思いがしますので、その辺はきちっと住民にわかりやすいようお願いをしたいというふうに思います。

全体的にはそれぞれさっきも市長と話しておったんですが、知立小学校の中の校庭とかそういうところでも芝生化にしていこうとか、あるいはうちの丸坪公園もボランティアの人が何とか芝生化にきちっとやっていただければ、あと管理は我々でやっていきたいなということも植えるところも含めて手伝いをしながら一緒に進めてまいりたいなというこの御希望もございまして、これですばっと切らないようにしてね、ぜひ前向きにお願いをしたいなと。

いろいろか悩みがあったら上重原公園に行けばね、ほんとにすかっとなりますよ。ストレスが取れるなという思いがしました。よろしく願いいたします。

あと一点、公園の方ですが、本町の公園用地を取得されました、平成20年度ね。本年度公園整備がされる予定ですけども、工事の概要ではフェンス、遊具、これには遊戯、管理、休養施設等一式というふうになっておるんですけども、当初予算の中ではフェンス、遊具かなというふうに思いますが、この具体的な内容と予定工期が既に7月から10月になっておりますが、予定どおりの工事計画なのかどうなのか教えていただきたいと思えます。

○都市計画課長

平成20年度におきましては、当時は仮称でした

けど、仮称本町公園ということで、778.28平方メートルを買わさせていただきました。ここには一番近いところで西町児童遊園ということで、密集市街地に公園がないものですから買わさせていただきましたということがございます。

この本町公園につきましては、今年度地元と3回協議をいたしまして概要を決めております。発注につきましては、今回の予定工期よりもちょっとおくれますけど、10月に入札の予定で進めております。

以上でございます。

○馬場委員

遊具の内容は教えていただきたいと思いますが、実は、せっかくの待望の公園ですから大人の方もずっと散歩してきて、あそこでぶら下がり健康で鉄棒の少し大きいやつをつけてくれないだろうかという地元からの要望がきておると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○都市計画課長

ここに図面持ってませんのではっきりしたことはちょっと言えませんが、あそこの公園は、以前野村さんの土地でありまして、高台というんですかね、郵便局があって、隣はまんじゅう屋がありましたけど、その高台のところを広くして地元で盆踊りとかそういうものを使いたいということがありました。一段低くなっていきますと、子供が遊べるようにブランコがあったと思いますけど、ブランコだとかちょっと図面がないものですからね、二つ、三つ入れたと思います。ただ、高い鉄棒はちょっと入ってなかったかなと思いますけど、普通の鉄棒ぐらいはあったかな。ちょっとこれ、また後で図面を見て調べます。

○馬場委員

それでね、上重原公園のことばかり言うてはなんですがね、上重原公園には健康器具の遊具が設置されておるんですよね。これもまたすばらしいんです。今、芝生を植えてますので利用できませんけども、これは岡崎にもありましたけども、こういった健康器具の遊具が結構視察いたしておるところ、よく設置されております。したがいまし

て、こういったところにちょっと腰痛めたり何かすると、ぶら下がり健康というのはものすごくいいんですわ。したがいまして、こういったことも住民の要望をしっかりと聞くということが大事かと思えます。もちろん区長が代表ですから、区長のお話を聞くのも大事ですけども、区長の方に利用する住民のお母さん方や子供や、そして利用する方々の意見をどうぞ区長聞いてくださいとお願いすることが大事なんです。こちらから行くとな、利用者へ聞くと、それは大変だわ。仕事が大変なの。だから区長の方にお願いをして、住民の声を一度聞いてね、またぜひ教えていただけませんかということでお話をすると住民の声が届いてきます。

ということで、やっぱり住民の声を取り入れた公園づくりというのがこれからは大切になるんじゃないか、こういうふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長

本町公園につきましては、先ほども言いましたように、3回と言いましたけど、夜、地元の区長が中心となって地元の方を集めていただいて、会を3回もってだんだん詰めてきたものが現在のものということになってますので、地元からの意見は吸い上げたというつもりで現在はおります。

○馬場委員

本町の方はよく協議されているかと思いますが、そのほかにも、たくさんきょう補正予算の中でも出てきました。例えば立野公園、住民の要望はベンチが二つしかない。したがって、ベンチをもう少し多くつけていただけないだろうか、あるいは照明がちょっと暗い。二つあるんだけど暗い。何かもうちょっと明るくならないだろうか、こういうような、大流公園もトイレが小さい。もうちょっと大きいトイレにならないだろうかとかね、ベンチも含めて、今度はやっていただけると思うんですけど、そういう住民の小さな声がいっぱいあるんだわということをぜひ生かしていただきたいというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思えます。

97ページの連続立体交差事業についてでございますが、平成22年度、来年度工事協定を行うということで、実は監査委員の意見書でも監査委員非常に心配されている問題は、藤和マンションの同意の問題はどうなっとるんだらうかというようなことでね、その進捗状況をまず教えていただきたいと思っております。

○都市開発課長

藤和マンションの状況についてお知らせをいたします。

過去の経緯については、平成19年11月の総会で補償案について否決をされ、その後、個別説明、意見交換会を開催しました。その意見交換会の中で出席者が少数なものですから、やはりその中では意見が集約できないということから、アンケート調査をしてはどうかという提案もございまして、行政サイドでアンケート調査を配付しました。その結果について、平成20年11月に報告をさせていただきました。これが平成20年度の内容でございます。平成21年度に入りまして、5月に理事会に出席をさせていただいて説明をさせていただいております。

そのときの内容ですけれども、理事の方からは、やはり共有物に対する補償だということから交渉の窓口を設置するべきだという意見が出ております。また、補償に対する検討委員会を住民の中でつくるべきだという意見、前向きな意見をいただいております。

また逆に、15年という工期は非常に長すぎるのではないかと、また、交渉窓口が理事会となった場合には、理事会として責任はとれないのではないかとというような否定的な意見も出ております。

その中で、今後のスケジュールを示してほしいという意見をいただきましたので、その後、スケジュールをまとめ、提出する用意をしております。その後、7月に入りまして、再度理事会に出席をしております。このときには理事ほか大規模修繕委員、マンションの修繕ですね、それをやるための委員も同席をされておりました。このときにはスケジュールを持ってまいりましたので、報

告をし、補償内容についてもアンケート結果に基づいた案を説明しようをいたしましたけれども、ある大規模修繕の委員の中から、その説明をさえぎられてしまったこともありまして、その場では説明ができませんでした。その後、8月23日です。マンションの臨時総会がございまして、その終了後に出席をいたしました。このとき初めて今後のスケジュールですとか、駐車場工事をいつ始めるか、水道移設工事をいつ始めるかなどを説明をいたしました。

詳しい内容につきましては、まず、工事工程についてですけれども、平成22年11月、マンションの定期総会があります。その総会以降に水道の本管の移設工事ですとか、マンションの代替駐車場の工事を始めさせていただきます。そして、平成23年4月から北側線路沿いの市道を通行止めにしますということを図面等で説明をしております。

次に、補償内容についてですけれども、アンケートに基づいて過半数は得られなかったものの、最多数の意見を取り入れた補償案を作成しまして、その案について説明をしております。

当初に補償内容を説明したところから変わったところを申し上げますと、ガス管のルートが変わっております。ごみステーションの位置ですとか、非常階段の扉については皆さんの最多案を採用して案を作成しております。

それと、今後の進行方法について説明をしております。先ほども申し上げましたが、共有部分を管理している管理組合として対応していただきたいものですから、理事会を中心とした交渉窓口を設置していただきたいということを提案をしております。来年の総会までにはその補償内容についての賛否を決していただきたいとお願いをしました。

その際、住民の方から出た意見ですけれども、マンションの中で話し合いがつかないまま工事が始まってしまうと生活に必要なライフライン、ガス、水道がとまってしまうんじゃないか。また、非常階段の出口が使用できなくなってしまうので、その場合は人命にかかわることであるからどうな

るのだという意見が出ております。

これに対しては、そういう状態が発生することは最初からわかっておりますので、行政としては、そのための補償を提案しておりますということです。そういった状況が発生しないように委員会をつくってはどうかという、これはマンションの管理組合、民間ですけれども、そこからの提案が出ております。

また、補償してしてしまった後から支障が発生した場合については補償があるのかどうか、これについては調査をして対応してまいりますという回答です。

次に、補償額で移設補償の工事費が賅えない場合はどうするのかということです。

これについては、マンションの方で見積もりを取っていただきまして、その見積もりと補償内容を照らし合わせ、不足しているものがあるならばまた補償として見直していきたいという回答をしております。

それと、移設したあと高架工事が完了しまして、もとに戻します。復旧費が発生するわけですが、その復旧費については最初の補償時に支払うこともできますし、将来復旧するときに支払うこともできるということを説明しておりますので、その確認が再度ございまして、それは将来の支払いも可能であるという回答をしております。

もう一つ、行政から示される補償内容ではなくて、住民の方から見積もりを取った住民の方が希望する案を行政に対して提出してよいかということもありまして、これに対しましては、提案はしてください。ただし、その内容を検討しまして御希望に沿える部分があれば希望に沿いたいということでございます。

というようなことから、行政制度から言いますと、ようやく住民の方がまとまる気配が見えてきたのかなと感じております。今どういう窓口をつくるかということを住民の方に投げかけてありますので、その結果を待っている状況でございます。

以上です。

○馬場委員

わかりました。丁寧な答弁ありがとうございます。

ほんとに当局は御努力されておられるなということが今、伝わってまいりました。さらにこの問題は、当初から住民の方からのいろんな御意見等もありまして、とんざしたりいろんなことがありましたけれども、いよいよ来年度工事協定をし、進めておられるのかなという少し明るいさじかなというふうに思っております。

来年度の総会までというお話がございましたが、これは次回の総会という何月ごろになるのでしょうか。

○都市開発課長

来年度でございます。定期総会は毎年11月に行われておりますので、平成22年の11月ということでございます。

○馬場委員

わかりました。またしっかり御努力していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、右隣にアパートがありますね、リベールという。この出入り口は以前には草刈地下道の横の植栽を取って車の出入りになるというふうに聞いておりますけれども、ここの出入り口についてね、非常に住民から地下道から上がってくる歩行者や、あるいは自転車道の人たちがここから出てくると。ちょうど端になりますのでね、角になりますので危ないんじゃないか。安全確保ができるのかなという心配がありますけれども、この点については変わりなくそこを開けて安全確保をして通るようになるのかどうか、このリベールの出入り口について少しお聞かせいただきたい。

○都市開発課長

そのアパートにつきましては、建設当初から北側から進入ができなくなるということは明確になっておりました。建築主ともその状況について説明をし、御理解をいただいたのが草刈地下道から仮の進入路を設けるということで現在の建物ができた経緯がございます。

その進入路につきましては、公安協議もしてお

りまして、確かに歩行者、自転車と車の出入り口が重なることから危険な状態になりますので、その間には物理的なさくを設けるということは絶対に行います。

また、今ある横断歩道については、多少交差点内の方に寄せることができますので、それを寄せることで歩行者の滞留スペースを確保するということが協議をしましてまいりました。

以上です。

#### ○馬場委員

よくわかりました。安全確保について対策をお願いしたいなというふうに思います。

最後に、宝町の塩搔というのか、中央マンションがありますね。ここの付近の住民は、以前から私、心配していつもお願いしておったんですが、155号線を右折する、つまり知立駅の方へ行こうとするとね、右側の一番端を通過してさっさと行っちゃうんですけどね、ものすごい危険なんです。だからしたがって、全部左側に曲がっていかなくちゃいけない。ところが、やっぱり住民の方は、なれとるのかどうか知りませんが、やっぱり行く人がいるんですね。したがって、以前からお願いしとるのは、側道、要するに、うちがだんだん壊されてきて、秋田病院に行く踏切のところの角は水野さんのお宅だったかな。あそこのうちが壊されて、今、マンションみたいになってるといふか、その後ちょっと下がってできておりますけども、あそこ道が狭いんですね。入って行けない。したがって、側道をできれば早く少しでも通れるようにお願いをできないだろうか。そうすると、あそこのマンションの人、あるいはその周辺の付近の人たちも出入りがしやすくなるんじゃないか、こういう現場からの御要望がございますけども、仮通行でも結構ですが、そういうことでできないだろうかということがございますが、その対策についてお聞かせいただきたいと思います。

ここには、たしか松下さんといううちがまだ1軒残っておったかなというふうには思うんですが、この辺は状況としてはどうなっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

#### ○都市開発課長

塩搔のところで日かげ対策道路として幅員12メートルの道路を今後つくることとなります。ただ、その道路につきましては、高架工事をつくる際の工事用の搬入路として使うということが当初からの計画でした。ですけれども、委員今おっしゃったように、地域からの要望もありまして、前市長のときにその一部を使うことはどうだということをご提案されております。

現在の状況ですけれども、先ほどの松下さんという方、実はもう契約は済んでおります。今その横に移転先の住居をつくっておりますので、実際今年度中にはいけるのではないかと予想をしております。そうしますと、まさに12メートルの用地が確保できるということです。

先ほどの地域住民の方のための道路ということで、知立建設事務所にも状況を説明し、提案をしております。知立建設事務所からは、全幅員を使うことは工事搬入路が使えなくなってしまうからそれは無理だと。6メートルか4メートルかということですが、現在のところ、4メートルが有力じゃないかなという感じですが。

どのような道路をつくっていくのかということになりますので、現在、土木課の方に提案をしてくれということで投げかけております。築造についていつになるかということは、まだ現在ははっきりしておりません。

#### ○三浦委員

それでは、馬場委員が高架問題について質問がありました。私も決算の審査意見書の中で、先ほどの藤和マンションの件もございました。補償問題今お聞きして、やっとテーブルの上に乗ってきてくれたのかなという、ほんとに御苦労さまでした。そのあとにいろいろと乗り越えなければならぬ問題がありますが、早期に諸問題を解決され、仮線工事着工にかかっていたいただきたいと、こういったくだけりがあるんですけど、先回もございました工事の見直しと言いますか、再算定がありまして、116億円ということですのでそれだけかかってしまうと。

その中で、この間、本会議でもございましたが、増額の要因はいろいろ説明の方も聞きました。減額の要因の方で、もう一度どんな形の案かということで御説明の方をお願いします。

○都市開発課長

コスト削減につきましては、かねてよりも検討してまいりましたところでございますけれども、なかなか検討はしたものの、実際のお金が上手に出てこなかったというのが現状でございます。その中の1つ1つについて御説明をさせていただきます。

まず、現在の駅東の踏切のところ、街路名で本町堀切線と言っておりますが、そこが知立連立の高架の高さを決めるコントロールポイントになっています。ですから、踏切の上から高架の下までが4.7メートル確保できればいいということです。

現在その4.7メートルを確保するために構造物と構造物をつなぐところに橋がかけてあります。その橋が厚いがために高架構造物が高くなってしまっていて、4.7を確保して、けたの厚さがあって、そこが高架の高さになるということから、そのけたの厚さを抑えれば高架全体が下がってくるということです。そのためにH鋼埋め込みけたを使うということで、これについては採用をされております。

ただ、採用はしたものの、乗換え階、中3階を設置したことで高架全体が高くなってしまったものですから、その効果が一部でしか発揮できなかったことから、削減額が約7億円というようなことになっております。ですから、当初の計画でいきますと、その倍ぐらいは削減できたのかなというところではあります。

もう一つが、勾配中の分岐器の設置でございます。規制緩和に伴いまして、当初は水平のところでは分岐器を設置できなかったものが、専門用語でいきますと20パーミリの、2%の勾配中までならば設置していいよというところで規制が変わっております。ですから、そのような勾配中に分岐器を設置するということになりますと、高架の長さが高架区間が短縮できるということから、大幅

な削減を見込んでおったものですが、これも乗換え階設置ということで高架が高くなってしまったことから、この勾配中の分岐器設置を採用しても今までと同じ高架区間となってしまったということです。

もう一つが、20パーミリまでは名鉄としてはとても採用できないと。名鉄が採用できるのは10パーミリ以下、1%以下の勾配でしか設置できないということから、それも一つの制約された要因です。ですから、高架の長さを短縮するという本来の目的が、結局高架が高くなったことによりまして建設区間は変わらなかったということから削減額はゼロということです。

次に、現在本線と三河線が弘法通りのところで交差をしております。

当初計画では、この交差部分とは別のところに仮線を通す、現在の交差部分よりも豊橋方で仮線を通すという計画でしたけれども、これを現在のところを使うということにして、1本1本の柱で計画していたものを一体的な構造にする、ラーメン構造と言っておりますけれども、そういった構造にすれば、1本1本の柱というのは非常に高いものですから、ラーメン構造にすれば減額ができるというもろみでした。

ですけれども、ここにつきましても仮線の位置はその交差部にもってきたものの、ピア形式と言っておりますけれども、そういった1本1本の柱をなくしてすべてをラーメン構造にはできなかった。一部分しかラーメン構造にできなかったことから、7,000万円の減額にとどまったということです。

最後に、三河知立駅の移設でございます。

現在、知立駅の3階から下りてまいりまして、三河知立駅に到達しますと、ここではまだ通常の2階の高さよりも非常に高いところに駅ができることとなります。それは当然構造物が高架になるものですから、非常に膨大なお金がかかる。これを移設をして平面化にすることで連立事業のコスト削減が可能ではないかということから検討を始めました。

移設することにつきましては、愛知県、名鉄、

知立市も合意と言いますか、その方向で進んでおるわけですが、その途中から豊田方の複線化という問題が重なってまいりました。それと連立事業でも駅が移設してしまいますと、その間を複線にしなければ今の知立どまりの列車の回送運転、今、知立駅まで来まして、我々の事務所の前で線路を入れかえるような作業をしておりますけれども、この作業が高架になりますとできなくなります。そのために新駅まで複線を敷いて、そこで入れかえ作業するという必要も生じてきました。事業でも複線が必要。名鉄は営業的に複線が必要ということで、両者に利益があるということから、複線化についての費用負担をどうするか。名鉄が幾らを出して複線化に対して幾らを出すのか、その辺のルールがまだ固まっておりません。国交省にもまだ許可を得ておりません。ということから、事業費が確定できておりません。もともと移設につきましては、コスト削減ができなければ移設はないということから始まっておりますので、この事業費が確定しない今、まだその移設ができるかどうかという結論が出ておりません。

以上でございます。

○三浦委員

今、複線のことが出てきましたけど、この複線化になるとまた事業費がふえるということなんですか。

○都市開発課長

あくまでも知立市としては、事業費が減額にならないと移設はしないということです。

ただ、事業全体からしますと、複線化すれば当然事業費は上がります。ですから、複線化にするお金と駅を平面にするお金、この差し引きと言いますか、その辺で都市側の負担がどう変わってくるかということですが、先ほども申しましたとおり、都市側が幾らを出すのかということが決まってない今まだその減額になるかどうかという結論が出ていないということです。

○三浦委員

減額の関係、今ありました。高さの問題、低くするという問題、それからラーメン構造の関係で

その二つが今、減額の対象だということ。勾配はもう難しいと、ですから現状ですと、勾配の方は

そういった現状の中、今、三河知立の駅の件が出ましたが、これはまだ結論が出てないということなんですけど、今話を聞いてますと、県とか知立ですか、その辺はもう移転という形では話の方は進んでいるというあのようなニュアンスでしたけど、その辺。

○都市開発課長

知立市は、何度も申しますが、コスト削減ができれば移転をしていきたい。それが目的で始めております。愛知県についても事業費が下がるのであれば対応していく。名鉄については、当然あの駅の間隔からすれば移設した後の方がどれだけ営業的にメリットがあるかというのは言うまでもないことだと思います。

○三浦委員

当初から三河知立は、やっぱり図面の中に計画の中に入ってたわけですよ。今、現状もまだ入ってるという話。

それで今、コストが削減できなければこの話はないというようなことなんですけど、三河知立の駅の移転、三河知立を移転するという前提が今出てるんですけど、この話なんですけど、これ、私もちょっと地元なものですから、移転の問題は地元からも要望の方がございます。とどまってくれという話がございます。

そんなことで、以前からいろんな議会の中で、私も地元の声を聞いてくれということで前の部長からずっと話してましたけど、この三河知立の存続に関して、地元と話し合いを前からお願いしていたんですけど、その辺の話し合いというのはされたんでしょうか。

○都市開発課長

まだ移転できるかどうかというのが決まっておりますので、地元には一切踏み込んでおりません。

以上です。

○三浦委員

移転できるかどうかじゃなくて、地元が存続と

言いますか、つくってくれと、計画どおりやってくれという話も出てると思うんですけど、現状の三河知立駅の存続を望んでる声があるかと思うんですけど、それに関して、やはり地元の声を聞くというのが当然の話だと思うんですけど、前から私が地元で開いてくれ、聞いてくれという話に対して、開きますと、地元の声を聞いて先のことを考えていきますというようなことをずっと言ってきたと思うんですけど、なぜ今まで開かれなかったんでしょうか。

今ありましたように、移転先が決まってないからと。移転先が決まる前にやはり地元の声を聞くというのも当然だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市開発課長

ごもっともな意見だと思います。我々職務の怠慢かと思います。

ただ、移設以外にもあのあたりでは街路事業があります。知立環状線、本郷知立線の整備が必要となってきます。それも駅移設までは待てないことから、測量等の作業に入らなければなりません。これは高架事業の工期の短縮にも関係してまいりますので、一日も早く説明をし、測量をし、用地買収に入らなければいけないということです。

そのための説明会を今、知立建設事務所を中心に開催するというので、我々と打ち合わせをしております。ですから、駅移設の説明会ではありませんけれども、皆様から御意見を伺う機会になるかと思っております。

以上です。

○三浦委員

現状の三河知立駅の周辺、それから三河知立駅を利用している方たちですね、例えば弘法さんの関係もあるでしょう。また、山本学園の関係もあるでしょう。それから地元から豊田へ行く関係のあれもあると思います。山本学園も三河知立の駅前にもってきました。グラウンドもってきた経緯もですね、ゆくゆくはあそこに校舎を建てて山本学園もっていききたいというようなそんな意見も考えもあってあそこへもってきたと、そんなこともあ

ります。ですから、その三河知立の駅の存続というのは、やはり望んでる分もあると思います。ですから、そういう意味において、やはり地元はどう思っているのか、その当初の計画では三河知立駅が入ってたという話で、その辺のことをやはり地元周辺の地域の声を一回聞くというのは、これ大切ではないかなと。

その三河知立存続か新駅と言いますか、平面の駅にもっていくかという話、これもやはり早急に決めないと、今この時点になってまだ駅が決まってないというのは大変遅いと思いますよね。これが延伸して平成35年まで延びたということもあるかもわかりませんが、そんなことよりか、やはり図面的なもので、この駅は一つあるかないというのはすごい大きなことでありますし、その辺のことを早目に解決しないと前へ進んでいけない、そんなこともあります。そういった意味で、ぜひそういった説明会を開いていただきたいと思っております。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。なるべく早く説明会を開催できるように努力いたします。

○村上委員

かなり皆さん方からの質問もございまして、ダブる部分については割愛させていただきます。

そうはいうものの、先ほど高木委員の方がおっしゃいました区長申請でしょうかね、区長要望という部分では、ここにも載っております道路維持費だとか、工事関係費ということとずっと連ねてあるわけなんです、これも9月から区長申請ということで、今、要望書が多分各町内に回っております。全く同様の質問なものですから割愛させていただきますが、やはり執行率という部分については、私、建設水道委員会でも冒頭いつも質問させていただいたのは、やはり区長、そして各町内の役員が区長要望の時期に一堂に会して役員同士で地域住民の方の御意見等を聞いて、そこで集約されて市の方に要請を出す。市民協働課の方かもわかりませんが、そこで土木の関係出てくるかと思っております。カーブミラーだとか、側



溝だとかそういうことで細かいことは言いませんが、やはり先ほど来、70%ぐらいの執行率ねという話があるんですが、実際には各町内会の中で精査して、すべてのものを出すということではなくて、その中でも精査して、ことしはこのぐらいのものでいきましょかねという部分ですから、70%の執行率でも基本的には50%以下なのかなという感じはしております。実際、私も入って要望活動の中にはあるもんですから、その辺のところをひとつよろしくお願いたいなというのと、もう一点、そこの中では、やはり地域の市民の方ですね、これは暮らしの相談ということで地元の代表の区長に言うという部分については、これは市民の方にとってみれば日常生活の中ということで、どんな小さなことでも365日その方にとってみれば苦勞されとるということで、これの一つ要望したいのは、やはり執行率もそうなんですけど、品質、クオリティアンドスピードという部分があるならば、区長要望が出たときに、できるだけ早く発注かけて執行してあげると。1年かけてゆっくりやれよねということじゃなくて、極力早い時期にそれを実現してあげていただきたいということで要望にしておきます。御答弁要りません。

それと今、関連した連続立体交差事業ということで、馬場委員からも三浦委員からもございました。それから、これ決算の意見書の中でもここに書いてありますが、法人市民税だとか個人市民税の大幅な落ち込みが予想されますねということで615億円の連続立体交差事業ということがあります。今回は97ページのところで交差事業約2億円ということで決算で拠出されておまして、もろもろのものもこの中で出ておるかと思えます。

それで、この連続立体交差事業につきましては、本会議の中でもさまざま皆さん方が県との負担割合という部分をかなりおっしゃっておりまして、国・県、そして市ということで負担割合のことにかなり触れておられますねということなんですけど、そもそもお聞きしますと、1対1を2対1という話なんですけど、根本的なところにつきましては、こういった事業につきまして国として3対1、地

方自治体は3分の1ですねというところからスタートしておいて、国の事情の中で1対1、国と地方は1対1ねというふうに変わってきたと思うんです。その中で、そのまま1対1が県と地方自治体ということで4分の1を負担せないかんことになってきたという話だと思うんです。非常に負担が大きくなってきとるねと、地方自治体。

ちょっとお聞きしたいのが、やはり多目的な検証として今それがありきということなんですけど、やはり国・県に対しての交渉という部分、これ、担当部局、市長、副市長、この辺のところの手腕にかかってくるかと思うんですが、どういった多面的な検証、検討を行うべきかということで、その事前に県内での費用負担に関する他地区の比較ということで、従来から本会議の中で言われておりますが、勝川だとか太田川、春日井市と東海市、蒲郡もあると思うんですが、この付近では大きなところについてこの二つ、その連続立体交差事業の総費用、そして、それぞれの市の負担、さらには人口、市民1人当たり、ここが一番大事なんですけど、市民1人当たりの負担って知立市はどのぐらいになるのか、どんだけの差があるのかということでお示しいただきたいなというふうに思うんです。

○都市開発課長

まず、春日井市の勝川連立、総事業費が259億円でございます。都市側負担はそのうちの216億円、市の負担は54億円でございます。人口は約30万7,000人ということから、54億円をこの人口で割り返しますと、人口1人当たり1万8,000円でございます。

次に、東海市の太田川連立、総事業費は340億円です。そのうち都市側負担296億円、市負担74億円、人口約10万8,000人で、この人口で割り返しますと、1人当たり6万8,000円です。

次に、我が知立連立でございます。総事業費615億円、都市側負担520億円、市の負担130億円、人口は約6万9,600人、割り返しますと18万7,000円です。

以上です。

○村上委員

今、数字を示していただいたんですが、これ、基本的に1対1、2対1という金額の差ではなくて、根本からやるなということじゃなくて、この事業をやっていかないかんに対して615億円、そして知立市としては130億円という負担があるわけですね。

本来、春日井でいきますと、この連続立体交差事業の事業の大きさが違うと思うんですが、259億円ということで、30万人でやられると。市民1人当たりの負担額が1万8,000円で知立市の場合には615億円という膨大なお金に対して7万人でその4分の1を負担せないかんというこの辺のところを本当に国・県から言われて、ああそうですかと。知立大きいものつくるでええよねということでおさまるのかなというところをね、やはり市長、副市長、そして当局は当然今までも努力していただいていると思うんですが、我々議員に対しても市民に18万7,000円1人当たり、ほんとに負担させるのかよという部分でいきますと、この615億円というのはこういうところから見ると、7万人でほんとに負担するのっていうエリアということ一度多面的に見たときに検証すべきじゃないのかなという。確かに知立の地内に3階建ての立派な駅ができると思います。利便性もあると思います。それだけでほんとに18万7,000円を市民が負担するのかよというところについては、やはりもう一度、国・県がおっしゃっておられる1対1、そして地方自治がその半分の4分の1を県と市で負担するという部分でほんとにいいのかなというところもね、これは一つは交渉の材料に今後はしていくべきなのかなと。今の現状の中では決まっているから、私もちょっと気がつくのが遅すぎて申しわけないんですが、今ほんとに1人当たり18万7,000円も、我々の責任だと思うんですね。負担させるのかよというところにおいては、議会にも責任があると思うんです。そこまでそういうことを国とか県に言ってこなかった。春日井市なんか1人当たり1万8,000円ですよ。だから、そのエリアという観点で見たときに、30万エリアで見

たときには、この事業が成立するのか、50万人規模で見たときにこの事業が成立するのかという観点も一つは交渉の材料になるのかなという思います。

今、三浦議員がおっしゃったように、豊田から複線化で来るわけですよ。そうすると、当然豊田の30万から40万ぐらい今おると思うんですけど、その人たちが電車乗ってずっと来て知立を経由して岡崎に行くかもわかりません。で、乗りかえをして岡崎に行く、名古屋に行く。恐らく名古屋に行く人は非常に多いと思いますけど、そういったときに、そういったところのエリアを考えて、それを豊田市に出せという、今度豊田市何だということになりますよね。

だから、この事業の600億円の事業を国として50万円のエリアで考えていったときに、市民1人当たりの負担額はどれだけなのと。その7万人分は知立が出せやということであれば、なるほどなど。それぐらいは出さないかんわね、自分の土にあるから。それから、県も一緒なんですよ。県の経済効果というのは、例えば豊田と名古屋と何とかスクエアとこっちとつながるということになれば、経済効果がどれだけ出るかという部分も県も考えてもらわないかん。だから、そういったときに交渉材料の一つになれば、やはり知立として、せめて6万8,000円だとか市民1人当たり1万8,000円だとかね、どこのエリアに行くかわかりませんが、その7万人分は知立として負担しましょうよという話が一点あるかと思います。

その辺のところは今後、ちょっとこれ要望なものですからね、どういうふうに検討されて、やはり交渉の材料に乗せていただけたかという部分についても県からのおみえになってますので、やっぱりそういうちょっと頭の中の凝り固まった4分の1ということじゃなくて、エリアで見たときにどうなのかということの検証というのか、検討という部分について、ちょっとね、きょういきなり出したものですから恐らく出んと思いますけど、そういう部分どう思われますかということで。  
○都市開発課長

おっしゃるとおり、知立駅乗降客3万1,000人で乗りかえ客も合わせますとその倍、約6万人とということで非常に膨大な方が利用しております。

この乗りかえ客見てみますと、知立駅の知立市内の駅から何人が通ってくるかということを見てみますと、上重原駅からは1日1,130人、牛田駅からは3,326人、三河知立駅から437人ということで、3万人から知立市内のほかの駅からの利用客を差し引きましても、はるかに大きな数字が出ております。これは、まさに知立駅が広域的な駅だということは如実にあらわしていると思います。委員のおっしゃるとおりでございます。その辺を考慮しまして、これからの要望活動に努めてまいりたいと思います。

○村上委員

いきなりこのことを国・県に言っても恐らく通らないと思います。これは地道に検証していただいて、やっぱりきちっと、例えば知立市民7万人の借金、負債になるわけですから、そういう市民の目で見えた観点で物事を図っていただければありがたいなというふうに思います。

もう一点この中でお願いしたいのは、今回3階建てを2階建てにしたと。実質の中3階というのをつくるわけなんですけど、中3階をつくることによって知立に対しての経済効果ってどうなると思います。

○都市開発課長

乗りかえ客の利便性が増せば、すぐに知立にメリットがあるかと言いますと、それはすぐには結果が出ないと思います。

ただ、それだけの方が利便性が増すことによって多くの方が来てくれるということは、それだけ知立市に魅力があればそれを引き出す可能性が出てくるということです。ですから、3階建てになっただけで効果ということじゃなくて、今からまちづくりを進めるに当たって、知立駅を利用する人をいかに駅の外に引き出すか、こういったことにかかってくるのではないかと思います。

○村上委員

今、中3階つくったときに、知立に即メリット

はあるかという部分については、私自身は中3階をつくることによって知立に対するメリットは低くなると思います。

なぜかと言いますと、やはり3万人の人が知立の駅から外に出ると。1階のフロアに降りるといことがなくなるんですよ。これは3万人が通過して行って、さようならと行くんですね。従来の中で、1階、2階、3階で、3階の人が1階まで降りなければいけないねと。時間の待ちができるよねと。そこで一杯飲むかという話にもつながると思うんですよ。一切降りて来なければ、それは完全に通過していただく話であって、ここで約100億円余りのお金が費やされて、それに負担金を出して知立の経済効果というのは逆に薄れると思うんですよ。確かに駅は便利になります。乗りかえもここでしていけば早く乗りかえていきますよねと。でも、知立に降りて何かを買おうかと。もともとこういう目的のある人は下に降りてきますけどね、そういう知立に対する経済効果は逆に薄れるんですよと僕は思います。違うかもわかりません。何かこれで、いやそうじゃないかと。中3階でスルーしていく人がふえれば、知立混雑せんでええわという話になるかもわかりませんが、それは経済効果につながらないし、知立で何か下まで降りれば何かいいものがあるねと、寄って行こうかと、途中下車しようかという話にもなるんですが、これをつくることによってお金をかけることによって知立からスルーで出ていっちゃうという人がふえると思うんですよ。

だから、ほんとにそういうことで、今までの配分の中で、これは名鉄だね、きちっとそういうものができるんですから、名鉄に対して知立ってそれかけても、ただ駅で乗り降りして通過していく人たちに利便性があって、経済効果知立に生まれんじゃんという話をしていくべきじゃないのかなというふうには思うんですよ。

これも今までの中で、こういった予算配分ありきできてるから、そうですねと。7%プラス11%、たくさん出してもらえるでええわということなんですけど、一遍頭を切りかえてもらおうと、ちよっ

と待つて待つてと。知立市民にとってどうなの、そんだけの負担かけてということで頭の観点切りかえてもらったときに、そういう交渉ということが考えられるのではないのかなというふうには思うんですよね。

だから、ほんとに国だとか県だとか、そういうところのおっしゃるとおりにやっていくという、こういうふうに決まったからこうだよと、この負担はこうなんだよという。だってそうなんですよ。もともと3対1ということで1対1に国と地方自治体になったときに、そうですか、そりゃそうですよねって言って市民のこと全然考えてない。負担がふえるじゃん。大阪の橋下知事言いましたよね。これちょっと非常に口が悪いものですから議事録の方には載せたくないんですけど、あえて言っちゃいますと、ぼったくりバーじゃんということをついこの間も言われたとおりで、やっぱりそういうことの切りかえという部分については、だって僕らは市民の負託を得て議会の場で発言するんですから、やはり一番最初に考えなあかんの、市民の負担という。だからその母数とエリアと規模、600億円の規模って、大体どのエリアでやるねんという話を当初に、経済効果というのは愛知県の中のどんだけあるのと。当然経済効果が生まれれば県にそんだけの効果生まれるし、国に対したってそんだけの効果出るんですよね。このエリアというのはどんだけのもんねという話をね、やっぱりちょっと一遍考えてもらえませんかという部分と、当然市長はね、当たり前前の話であって、1対1じゃなくて2対1、これはあしたでもすぐにでも県の方には日参してもらわないかんと思いますけどね、部長と副市長の方でね、今の観点で、完全の僕は発想を変えて今、質問させていただいておるんですけど、そういう発想って今の現時点の中では成り立たないと思うんですけど、やっぱりその交渉の積み重ね、交渉力によって少しでも県・国がそういう考え方に変わっていただければいいのかなということで、これを必死に目の色を変えて、目から炎を出して県・国に言うことによって少しぐらいは変わって

くる。2対1よりも大きくなるかもわからんわね、これね。だからそういう観点で、どう思われますかということ。

○都市整備部長

負担割合の見直しにつきましては、これまで平成15年から私どもも県の方、また国の方にもお願いをさせていただいている長い経過がございます。

そういった中で、御質問者が言われたように、これまで私どもが県に対して負担割合の見直し求める理由という中で、3点挙げまして県にお願いしてきております。

一つは、全国的な負担の割合、特に東京、大阪の大都市ではもう2対1以上が実施されてるということで、そういった連立の先進県である愛知県もその東京、大阪に倣ってそういった負担割合に直していただきたいということと、それから、知立駅は先ほども出ていましたように、広域的な駅でありますので、知立市の当然連立に対する受益はあるわけですが、広域的な受益もあるということで、知立市の負担も軽減をしていただけないかということと、それから、知立市の財政規模からすると非常に大きな事業であるので、財政規模等から考えると県・市負担割合を見直していただきたいという3点でこれまでお願いをしてきたわけでございます。

そういった中で、当然お願いをしていく中で、御質問者がおっしゃったようないろんな方面から観点から検証した中で県を説得と言いますか、お願いをしていくということが大切でございますので、今言われましたような数字的なところで、人口1人当たりの負担額等も参考にさせていただいて、今回こういった形で事業費が大きく伸びたということで、当然負担額がふえる中で、県には引き続き粘り強く私どもとしてもお願いをしていきたいということで、そういった御質問者の提案も含めて検討させていただいて、引き続き粘り強く県の方をお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○杉原委員長

ここで10分間休憩とします。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時26分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水副市長

村上委員の連立立体交差事業に対する県・市負担割合の関係、いろいろ事業費から知立市の人口等々の分析の中の御指摘をいただきました。こういった見方も非常に私どもが今後そういった負担割合を県にいろいろお話をさせていただくときの一つの重要な資料かなというふうに思っております。

この負担割合の見直しに関しましては、本会議等々でもいろいろ御議論のあったところがございますが、いずれにいたしましても、いつそういった環境になるのか。これはいろんな今の経済状況等々の中では非常に見通しが見えにくいというのが事実なのかもしれません。

しかし、そういった先ほど御質問者が御提言いただいたような実情も含め、知立駅のおかれているこの西三河地域での役割、また、先ほどもありました6万人強の方が御利用される駅だと、そういうことと今回の連立事業が与える県全体の中の経済的な効果、あるいは地域に果たす役割、こういったものをしっかり訴えながらいくということが必要だろうというふうに思っております。そのことについてはそれぞれ都市整備部の担当での県事務所、あるいは県の都市整備課等々との関係の中で日常的と言いますか、これを常にそういう話を訴えさせていただく。また、私は私の立場でいろんな関係のところにお話をさせていただく。また、後ほど答弁があると思いますけれども、市長は市長の立場でそういったことを同じように訴えていただく。これを続けるということが大事なことだというふうに思っております。そういうふうに今後私ども努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど今回新たに提案のありました中3階のお話がありましたけれども、これにつき

ましては、確かに御質問者おっしゃいますように、そのことによって経費も相当この部分での増額という部分もありますし、そのことが知立市民が知立駅を利用される方にとってどのぐらいのメリット、効果があるんだというところはいろいろ議論のあるところかなというふうにも思いますけれども、先ほど申し上げましたように、知立駅が愛知県、あるいは西三河地域での中での、また、名鉄全体の中でも主要な駅の一つだということの中では、そういった利便性をしっかり保持をする、機能を確保していくということもこれまた大切なことだろうというふうにも考えておりますので、そのことはそういうことだというふうに私は今思っているところでございます。

いずれにいたしましても、県・市負担割合の問題については、それぞれの立場において引き続き地道に対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○村上委員

まだ市長いいですよ、答えなくても。これから市長にお尋ねしようと思ったものですから。

今、部長も担当者的の方も副市長も答えていただきました。やはりこういう観点での一つの交渉の材料にできるのかなというふうには思いますし、今までの中で、やはり国と県と市という部分には当たり前負担割合という部分があったと思います。恐らくこれからもそれが踏襲されていくのかなというふうには思いますが、やはり市長の方も駅連続立体交差事業、駅周辺整備という部分については強い思いを持って市長に立候補されたという部分、それから、もう一つは、知立は一新するんだよというところもあるもんですから、やはり頭の切りかえの中で負担割合という部分についてさまざまなシミュレーションをする中で、どうしたら交渉材料が見出されるか、どうしたら交渉力がつくのかなというシミュレーションみたいなものをきちっと市長の方から担当の方に明確な指示をして、自分の思いをきっちり伝える中で、その礎となるのは林市長、僕はあなただと思うんですよ。将来に向けて知立の負担割合をこういう

ふうに変えてきたんだというものを、あなたの信念に持ってそれをやっていただく理事者の方たちにきちっと自分の責任において伝え、それを変える礎、あのときに林市長がこういうことをやったなという礎をこの場で少しずつ積み重ねていって、きちっとした知立の石垣をつくっていくべきじゃないのかなというふうには思います。

そういったことで、今、副市長から部長、担当の課長もしっかりとした御答弁いただきましたので、市長も強い信念でその辺のところの今の思いを述べてもらった方がいいのか、もらわん方がいいのかわかりませんが、まだきょういきなりなもんですから考えないかわかりませんが、ちょっとでいいんです。多弁すると、また今後も僕この連立の中で質問もさせていただきたいものですから、軽く答弁いただきたいというふうに思います。

○林市長

ありがとうございます。

県・市負担割合は、ほんとにいろんな地方と申しますか、いろんな形でとにかく交渉をしていく、粘り強くお願いをしていく、それが一つだなという思いがあります。

そうした中で、県の方もこんな考え方あったのかということもきつとあろうかというふうに思っておりますので、ほんとに粘り強く県・市負担割合の見直しをやっていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○村上委員

今、連続立体交差事業の負担割合についてはそういったことで、これがすべてじゃないと思います。いろんな観点で、キュービックじゃないですけど縦横、そして下から見たときに、これどうなのねと。そのときにはあくまでも中心になるのは市民と。市民のこれは財産にもなるものですから、その市民に対しての負担割合と市民にどれだけの例えば負担を補っていただけるのかなということが常に頭の中になければこういう部分についてもやはり交渉力のかてにはならないと思いますので、あくまでも市民、何があっても市民と、そこを重

点に置いていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと最初にちょっと重い話しちゃったものですから、ちょっと今度、決して軽くはないんですけど、市民の方からのちょっとした要望ということで、これも本会議の中で永井議員が少し触れておったかもわかりませんが、まずは駅前広場における問題点ということで、今回この中でもユニバーサルデザインの重点地区が出ると思いますが、ユニバーサルデザインの重点地区という部分については、どのエリアを言っておられるのかということでお知らせ願います。

○都市計画課長

ユニバーサルデザインの重点整備地区ということの御質問でございますが、平成20年度におきましてこの推進計画書というものを作成させていただきました。この中にユニバーサルデザインの重点整備地区ということで、駅を中心に500メートル範囲内ということなんですけど、特に知立駅の今後進めていく区画整理事業、それにある程度グレードを上げるために、言い方は悪いですけど、たがをはめるという意味でこういう冊子をつくっております。

以上でございます。

○村上委員

その辺のところにとんどん入っていくと、また長くなってしまいますし、いろんな方も質問されとるものですから、ちょっとだけ触れさせていただきます。

まず、駅前の関係だねという話がありました。ユニバーサルデザインに至るまでにはまだ十数年かかると思うんですよ。区画整理事業が進んできて、でき上がったときにこういうものができたねということなんですけど、その事前で今いろいろユニバーサルデザインの駅周辺の区画整理事業を含めてやっていくという話の中で、今まずは駅の前の方の4本の知立のシンボルのケヤキですかね、この辺の話があるんですけど、管理費用は年間どのぐらいかかっているのかと。ほんとにこれはすごく乱暴な話で、ある人から、村上などということでも

よつと聞いたんですが、費用があまりかからなかったら切っちゃえよと。いやいや、僕は反対ですよと。やはりこれは市のシンボルの木だからという話があって、じゃあどのぐらいの費用がかかって、どういう管理をしていく。この間ちょっとムクドリの話が出たんですが、ムクドリもこれも生き物なんですよね。とうとい命と言え命。そうはいうものの、ウンコやうるさいということも、これは今度住民に与えるすごい被害ということで、非常に担当の方って苦慮されとるかというふうに思いますが、この4本の木に集ってくるムクドリに対して管理費用、年間どのぐらいかかっておって、その対応という部分には本会議の中でも触れさせていただいたんですが、どう考えておられるかということでもちょっとお聞きしたいと思います。

○都市計画課長

なかなかムクドリ対策は私どももほんとに悩んでいるところでございます。現実には駅前に4本のケヤキと、かなり大きくなっております。これも年間の今お金ですね、高所作業車を利用して剪定等を行いますので、4本でちょうど60万円程度は使っております。60万円といっても毎年毎年使っていくわけですから、なかなか費用もかかるということになっております。高所作業車を使って剪定をしまして、その上にネットをかけると。ムクドリがねぐらをないようにしていくということです。ネットもかけるんですけど、またネットの上から新しい芽が出てくると、ちょうどとまりやすくなるという状態になるというところで、なかなかいい方法がないということですね。以前にも本会議の方でも話させていただきましたけど、猛禽類の声を出しておどす方法だとかそういうこともやっていたんですけど、持続する効果がないということでございます。

ただ、ケヤキの木を切ろうというそういうことはたまに聞くんですけど、乱暴は言い方で、そんなに金がかからんということもあるんですけど、切るところまでは私の方もですね、市のシンボルの木でありますし、駅前のちょうど顔のところまで4本をばっさり切っちゃったということでも、そ

れはまた非常にまずい話ですので、また今、県の方も新田をつくって緑化、緑化と言っておる中で、そういうことのやり方とちょっと逆行することもありますので、CO<sub>2</sub>の関係やらありますので、伐採まではちょっとできないと思います。

対策としては、ほんとに今これという手はなく、まちづくり委員会で提案していただいた方法で今ちょっとしのいどるという状況でございます。○村上委員

私も今、担当課長の方がおっしゃったとおりかと思えます。今、対策がないねと。一番の問題は、フンということなんですよね。だから、いろいろ市の方も考えていただいて、ケヤキ本来の姿を上の方は出していただいて、下にフンが落ちないようにということの対策という方がね、どちらかという僕はいいのかなという感じはするんですよ。だから、フン対策をどうムクドリのフンを拾っていくかという話になると受け皿という話になるんですけどね、木を囲うというのも今の網を張った状態も非常に見苦しいような気がするんですよ。だから、その辺のところをきちっとそのケヤキ本来の姿を生かして、フン対策をどうするか。逆に言うと、ムクドリをどこかで養っていけるような場所をつくらないかなのかなというふうには思うんですが、それは無理ですから、なかなかできないと思いますが、これ今後もしっかり、切っちゃえという話が出ないよう、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

費用は60万円ということで、何とか皆さんの中で捻出していただきたいなというふうには思いますが、苦情が出ないように、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、もう一点、これユニバーサルデザインと全然関係なくてちょっと飛んじゃいますが、小松寺の跡地の利用なんですけど、先回杉原議員の方も少し、どういう跡地の使い方するんだという話があったんですが、これ、跡地のままで今から大体5年から6年工期が延びたものですから、もう少し長くなっていくのかなというふうには思いますが、今後これをむだに上げておいてもいけ

ないし、あれはもう県の土地なんですかね、市の土地ですか。

だから、その使い方という部分をどういうふうに使っていくかという部分については、少し市民の皆さん方に、ああいったままで草を取っただけではもったいないじゃんという話が結構きておりますので、その辺のところをお示しいただいて私の質問を閉じたいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○都市計画課長

まず初めに、ムクドリの方の話ですけど、ムクドリが始まる前にはスズメ対策ということで、これもやっぱりフン害対策ということで、その木の下に屋根をつけて、たくさんつけてあります。これ以上またそれをつけていくのもどうかということがありまして、ちょっと今、対策にほんとうに苦慮しておるところでございます、またいいアイデアがあったらまたお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○都市開発課長

小松寺跡地についてでございます。

御承知のとおり、あの用地につきましては、仮換地指定の先駆けとして道路、公園の用地に充てるということで国庫補助をいただいて買収したものでございます。まだ整備については五、六年先、先ほど委員のおっしゃったとおりでございます、将来住宅用地ですとか道路用地、駅前広場の一部にもなります。ということで、使い道が五、六年先までないということですが、やはり区画整理に関連したもので使っていくのが本来の姿ではないかと考えております。

現在は、周辺で使えなくなった駐車場として一部を使っております。今後もまだその駐車場が拡大していく可能性もありますし、駐輪場の確保ですとか、商店が営業できなくなった場合に仮店舗をそこへつくるだとかということも考えられます。ですけども、それすべて使うわけではございませんので、地域的にも非常に駅前ということで活性化にはもってこいの土地でもありますから有効に

利用していただきたいと考えております。

ただ、使っていただくに当たりまして、いろいろ制約と言いますか、先ほども国庫補助をいただいておりますということも申しましたけれども、使用目的が営利目的では困ることがあります。それから使用する期間、五、六年しかありません。工作物をつくっていただくことは、また撤去ということにもなりますので、それは避けていただきたい。取得目的が公共用地ということですので、そこから大きく外れるようなものは避けていただきたいということを考えております。

現在これといったものは浮かんできてはおりませんが、一つ青年会議所の方から、あの地域当面使わないところを芝生広場にしてスポーツだとかイベントに使ってはどうかという申し出をいただいております。

以上です。

○村上委員

今、駅のところなんですけど、一遍シミュレーションしていただきたいという要望なんですけど、今、下の方に屋根をつけたということがあって、その下におる人たちにフンがかからないということなんですけど、ちょっと僕がお願ひしたいのは、今ネット張りますよね。ネット張る費用と、例えば下に週に1回フンを取れるようなくまきビニール張って、それがすつとかえれて、また新しいやつをすつと張ったとき、張るとしますよね、フンが落ちないように下に。だからそういうことを考えたときに、要するにウンコ受けというやつをね、髪切るときにここにこうつけて髪が落ちないようにとかね、そういうものがネットの費用とか剪定の費用だとか、その下にフンが落ちないように鉄の枠をつけて、そこにビニールをさっとかけて簡単に取り外しができれば1週間に1回とかということが逆に考えられるのか、非常に安価なもので、今みたいに東屋みたいになつると、なかなかガラスがあれしちゃって掃除が大変ですよ。だから、そういうものが検討できないのかなということで一度検討していただきたいなというふうに思ひます。だって木をネットでかぶしちゃ



って木がかわいそうだわなど。鳥は来れなくなって、鳥もかわいそうだわねと。下の人にウンコかかちやうわけなもんで、これもいかんよねといったときに、ほんとに安価なアングルで四角で囲って、ふじ柵じゃないんですけど、そういうものでうまくさっさと取りかえられるようなものが考えられないのかなというふうに思いますので検討だけ頼みます。答弁要らないです。要望としてお願いしたいと思います。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

まず最初に、92ページの耐震改修ということでお聞かせを願いたいんですね。この決算を見ますと、耐震診断においては、当初木造260戸と、これは決算は207件、非木造が10戸で1件と。非木造の共同はなしと、こういう結果であります。それにしても耐震診断を県下でも一番という形で大いに進められてるという認識は持っています。ところが、そのうちで診断をやられた1,484件のうちに要改修、耐震補強というのは1,129件と、こういうことも言われてるわけです。

この間、内容を順次充実を知立市はしてきました、今年度については、平成20年度については木造の耐震改修を27件と。しかしながら、結果が7件と、こういう結果であります。そして、木造の解体とかありますけど、非木造については5戸を予定していたわけですけども、ゼロ件と。さらに非木造の共同住宅についてもゼロ件と、こういうような中身になっているんです。予算としては4,348万6,000円を計上しているわけですけど、そのほとんどが不用額として次年度に繰り越されると、こうした実態についてはどのような認識を持っているかね。大いに頑張っているということは私は承知をいたしております。補助制度も他市よりもいい補助制度つくってもらってるなという認識はありますけれども、しかしながら、実態として改修が少ないということと、その多くが不用額になると。もちろん不用額になればそれが翌年度に繰り越される、または財政調整基金に積み込まれる、そういう形にはなりますけれども、本来の

耐震改修という目的を見たときに、こうしたことでいいのかなという疑問があるわけで、その辺の認識をまずお聞きしたい。

○建築課長

今、御質問者がおっしゃるように、耐震診断は平成20年度におきましては207件、そういった形で年トータル平成20年度で1,484件ございます。

ただ、やはり耐震改修の方にいかに結びつけるかということで、平成20年度補助支援としてあげさせていただいた、あるいは新規に行ったケースもあります。

また、それにローラー作戦の強化だとかいろんな多面的には行っておりますけれども、いかにせん費用がかさむということもございますので、なかなか改修の方に結びつけないというのが現状でして、ただ、予算的には申し込みがあったときに対応しなければなりませんし、耐震促進計画の中でやはり目標90%、補助の施策としてどうすべきかということもうたっております、それに基づいて予算を計上しているわけなんで、ただ現実としては、耐震改修に結びつかないというのが現状です。

ただ、やはり平成20年度に予算を補助の施策をちょっと厚くしまして、それに対してまだ1年と。平成21年度については、まちづくり勉強会だとか、あるいは高齢者に対する説明会、認識を向上していただくために、それから、小学校の高学年に対してもそういったいろんなアクションを示してできるだけ行っておるということで、現実には結びつけたいなということであります。

○佐藤委員

努力をされてるのは承知をしております。

そこでね、もう一つお聞きしたいんですけども、先ほど高木委員の方から上重原、牛田をやられて平成20年度上重原と、今年度西中と、これについては倒壊の可能性が10%に達するような地域ということですね。この地域を見てみますと、大きなうちが大変多い地域だと思うんですね。旧のものもとの知立市にあった住宅ということですね。

そうしますと、補助制度から見てもなかなか改

修ということになりますと、私みたいな建て売りの小さいうちならともかくとして、そうじゃないうちもあるわけですよ。そうすると、費用も当然ながら補助を受けてもその費用は大変かさむということが実態であろうと思うんです。そんな中で、そういう御努力を牛田でやられ、上重原でやられたわけですけども、そうした勉強会、またローラー作戦やられたわけですけども、こうした取り組みの中から耐震改修に結びついたケースはありますか。

○建築課長

どれが結びついていたのかはつきりわかりませんが、必ずしも私としては耐震改修、いわゆる説明会等の関係で改修に実質今69件ですが、関係というか影響があるというふうには信じております。

○佐藤委員

私はこのことを否定してるんじゃないくて、そうした努力が結果として耐震改修に結びつくということがないとね、これが結果論でいえば費やした費用が効果がなかったということになるわけですので、そうした勉強会なりローラー作戦が生かされて、それが耐震改修につながるということがとても大切なことだと思うんです。

もちろんその地域だけが耐震改修が必要なわけではありません。望む方がおればどの地域の方であろうと補助制度は適用できるわけですので、そこでこの間、暫時補助制度を引き上げてきてね、2分の1条項もなくなりまると補助する、さらに上積みをする、そういうことがやられてきたけれども、実態としてこうした実態で診断は県下一、改修は県下8位という形で決して悪くはないけれども、耐震改修を促進計画の中で90%に新規の住宅も含めて分母に入るわけだから、それが目指すということであるならば、これを何としても上げていくという努力が必要ではないかなというふうには私は思うんです。

そう考えたときに、これは可能かどうかということは別にしても、例えば申し込みが25件でやってる、20件でやってる、今の補助制度でやってる

ということがありますけれども、不用額で次年度に繰り越すくらいなら、もっとそれを件数を例えば25件になってますけども、20件なり十何件なりに落として、その枠の中で補助を拡大して自主的に耐震改修を進めるというね、そうした補助制度との関係で見れば、あちこちいくような補助制度でいいのかという議論があるんだわ。議論はあるけど、そのところは工夫して実質的に耐震改修が進むというこういう中身をやっぱりとらないと、耐震改修促進計画90%とはいうものの、これ平成28年まででしょう。今もう平成21年で来年平成22年だ。そうするとほんとにそれができるのかということなんですよ。

そうしたときに、そうした柔軟な件数はことしの件数は少ないけれども、多くの皆さんが自主的に前年度を上回って20件なり15件なり毎年やってくれるということになれば耐震改修が自主的に進んじやないかと。補助をどうしろこうしろという中身ではなくて、考え方の問題としてそうしたことを検討する中で、補助のありようもこの間、頑張っただけで十分承知してはいますけれども、考えてみるということも実を取るという点では必要ではないかというふうに私は思うんです。考え方の点でね。それを具体的な補助の要綱なりに落としていくときにはいろいろ知恵も要るし、問題も出るかもしれないけど、考え方としてはそうしないとなかなか進まないのじゃないかなというふうに思うんですよ。

というのは、この間の経済情勢を含めて、市民の暮らしが大変というような中身もあります。一方で、太陽光発電のように本年度補助申請をやったらですね、ぱっと集まってきたということで、200万円ちょっとかかるわけだけど、国・県、それから市の補助制度で四十何万円ぐらいの補助制度かな、150万円ぐらい負担せないかんということだけでもそうなると。

ただ、実態としてみれば、新築でつけたのかね、既存の住宅でつけたのか、その辺を見てないとかんわけけども、そうした違いが同じ費用を市民の皆さんが負担するということの中で、このよ

うな違いが出てるということを考えたときに、私は、今言ったような考え方をベースにしてですね、それがずっとかどうかはともかくとして、実質的に耐震改修に踏み込んでもらうという施策がないと、PRと勉強会だけでは進まないというふうに私は思うんです。だから、その点をぜひ御検討願いたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○建築課長

御質問者のおっしゃる考え方につきましては、全く否定しているわけではございませんし、ただ、補助の制度が平成20年度に厚みをもって、それに対して1年結果が出ました。そういう反省を見て、いろんな先ほども申し上げたように多面的に相談会もやって、先ほど申し上げた地区の勉強会もやり、高齢者に接する民生委員に対しても耐震の意識向上ということで周知する。それから、小学校の高学年の方たちに地震あったら非常に危険だということで、阪神・淡路大震災のそういった事例を見て勉強会をやるとというような状況なんです。ただ、平成21年度の状況を見ますと、きょう現在耐震の診断戸数が60件、それに対する耐震改修の申込件数が13件、実際に実施した件数が6件と、9月のきょう現在でそういった数字が出てくるということは、やはりそういった平成20年度に補助を厚くして、それからホームページだとか広報だとか、あるいは説明会等々でやってきた努力が少しずつ報われているのかなと。

最終平成21年度の集計を見ないとわかりませんが、そういった形での取り組みが私は最終的に少し前年度よりかも上がってくるのではないかとこのように期待を持っておりますし、そう願いたいというふうに思います。ですから、今の選択肢としては考えてあると思うんですが、やはり少し平成20年度で補助制度の厚みをもって1年経過、それでいろんな多面的に努力した結果、また反省が出ると思います。その中で、ちょっと様子を見ということか、今までの施策を積み上げて平成22年度対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○佐藤委員

わかりました。補助制度が上積みになったのは去年ということで、なかなかと。この間の努力もあったということで、今年度は申し込みが13件ということでもあります。

今後、年度末に向けてどれぐらい積み上がっていくかはわかりません。しかしながら、私の言うことももちろん今の施策が努力されて、そうした平成21年度に結果をね、大分上向いてきたという結果は結果としてそのとおりで努力されて敬意を表するものですが、ただ、私が言っていることも本質でいえばね、決して間違っていることではないので、この結果を受けながらね、今後の補助制度のあり方がほんとに実りのあるものにしてもらいたいというのが私のとにかく耐震改修をする人たちが少しでもふえてほしいというこういう思いで考え方をちょっと述べさせてもらったわけです。ぜひその点は、今後検証しながら考慮いただきたいというふうに思うんです。

それで、もう一つ、今年度から簡易改修ということで30万円という形で実施を私も提案させていただきました。これについて、ちょっと私も要綱を事前に見ておけばよかったわけですが、現在の耐震の診断を受けたやつよりも0.1でも上がればよしとする改修だというふうに理解しているところですが、それとあわせて、本会議の中で高笠原議員が高齢者の問題も言われてね、年金生活などを含めて人たちが補助制度を受けたとしても自前のお金が出せなければ耐震改修が進まないというのが実態であります。だとするならば、そうした皆さんに寝てるどころ、もしくは今、この30万円でもって耐震の強度を上げるような取り組みが可能だと思うんですね、今の施策の中で。だとするならば、先ほど言われたような倒壊率10%のところじゃなくても人口密集地の古い住宅がある中山や内幸やそういったところにも大いにPRして、これも進めていくことが大切じゃないかなというふうに思いますけど、その認識だけね、今後の取り組みをぜひ強化していただきたい

というふうに思いますけど、どうでしょうか。

○建築課長

まず、高齢者に関してのことなんですが、平成21年度から簡易改修、一般に対して簡易改修、いわゆる0.7以下の場合については、それ以上にポイントを上げればということで、ただ、今、碧南だとか他の市町村においては耐震ベッドだとか、シェルターだとか、そういった方法もあるけれども、やはり今の施策の中で検証して見ていきたい。

それから、先ほど重点地区に限らずというお話がございましたが、やはり私もホームページだとか広報等でそういったそれ以外のところでも耐震診断をしたけれども、まだ耐震改修をやられていない方についてはダイレクトメールでそういう相談会に来てくださいという機会をもってことしも4回でしたか、市役所に会議室をもって相談会をやらせていただきました。

そうしますと、やはり相談に来られる方が高齢者が非常に多いということが印象ありまして、確かに認識を踏まえるためにも個々の事例を挙げて専門家で見て相談していただくということでやらせていただいております。やはり工事費の問題もありまして、今、県が非常に安価な耐震工法、100万円までどこまで耐震ができるかということで実際半田の方で事例でやったケースがあります。ですから、必ずしも耐震化に対する費用がいろいろグレードがありますけれども、そういった安価でもできるんだということもありますので、そこら辺を見ていきたいなど。

ただ、やはり去年よりかもことし、そういった形でいろんな情報を得て勉強をしていきたいというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員

改修の費用が平均で160万円ぐらいと言われてるのがね、知立市は実質的には100万円近い補助があるわけなので、そうすると自己負担が60万円ないし70万円ぐらいで平均で見ればできるだけ、このお金の工面がなかなかできないという方も見えると。そういう意味でいけば、その工

法がもっと安上がりになるということが普及していけばさらに進むということも理解できます。

それと同時に、それでもできないという高齢者の皆さんも、高齢者ばかりじゃないですけどもおられるわけなもんだから、本工事の方でいければいいけども、そうじゃないけど心配だという方にはね、ぜひ簡易改修をPRして、寝るところや居間やその範囲の中での強度を強くしてもらうということがとても必要だなというふうに私は思いますので、ぜひそうした取り組みもしていただきたいというふうに思います。それが一点です。

次に、同じ中身ですけども、既設民間住宅等の耐震促進化費補助金と、これはたしか避難経路を確保しなければならない輸送路などに面した住宅等についての災害起きたとき、輸送路が倒壊のためにふさがれてしまっは大変だと、こういうことの補助金だろうと思うんですけども、これは実績として1件でありますけども、これは補助制度としては耐震改修と同じ中身なのかどういう中身なのか、ちょっとお知らせ願いたいというふうに思います。

○建築課長

取り壊しの工事費に対して、今おっしゃるように重点地区で避難道路だとか輸送道路ですね、それに面した道路沿いにある建物を取り壊す場合に20万円を補助するという趣旨のものですが、これも耐震の診断の点数が1未満の方ということで、基本的には旧基準で建てられた建物で、かつ診断をしていただいて、1未満という点数が出た場合に限って、なおかつ緊急避難道路沿いでなければ対象にならないという制度でございます。

以上です。

○佐藤委員

当初ね、たしか200万円の予算計上がされとったかなというふうに思うんですけど、実態としては、これは1件当たり20万円の補助ですか、そこを確認させていただいて、20万円だとするならば10件を予定をされとったと。これはほかの耐震改修はこうやって手を挙げてもらうわけですけども、この部分については避難路、輸送路というこ

とで、市がですね、あなたのおたくはこういうことにかかってますよと。診断を受けてくださいと。診断の結果、あなたのところは1未満ですよといった場合に対応するのはどんな対応で、これは募集で対応するわけじゃないでしょう。どうなんですか。

○建築課長

まず一点目、1戸当たりが20万円ということです。

それから、その周知方法というか、知立の市民の方に今、私持ってきましたが、知立市耐震改修促進計画の概要というものを、その前に促進計画をつくりまして、それを周知するために概要版をつくって全戸配布させていただいたと。その中に地震発生時に通行を確保すべき道路ということで、わかりにくいかわかりませんが、その道路に接して、かつ先ほど申し上げたように、旧基準法で1.0未満の方については取り壊しにあっては1戸当たり20万円ということです。

周知方法は、まずこれで皆さんに周知させていただいたと。なおかつ知立市の補助ということで、広報でもPRをさせていただきまし、今のホームページでも、これ平成20年度に新設をさせていただいたということでございますので、そういう点だと、それからまた、いろんな機会をもって御認識していただくよう説明はしております。

○佐藤委員

これはね、私思うんですけど、いいか悪いかということは別にして、市が地震災害が発生をしたといったときに、いわゆるライフラインである主要な道路を確保しなければ救済、物資の運ぶヘリコプターはあるけれども、救急車、消防車通れないと。少なくともそうした道路については、そういうことのないようにしようということであるとするならば、確かに手を挙げてもらうということは大切なことですが、極めて防災という意味での政策的な対応の話でありますので、やっぱりそういうところは診断をこちらの方からお願いする話なんでね、行政側から。耐震改修は市民の方が補助制度がありますので、ぜひ申請してやりた

いと申し込むんです。ところが、避難路の確保といった場合は、こちらの側からお願いして耐震診断をやってもらってね、1以下であれば耐震補強してもらおう、また、取り壊すことが必要なものであれば取り壊すというそういうものじゃないですか。私はそのように認識してるんですけども、どうでしょうか。

○建築課長

委員がおっしゃるとおりでございます。まずはライフラインを確保するためにこの施策がつけられたというふうには思います。

ただ、やはり緊急避難道路はこの重点地区耐震化進める区域の中で、やはり古い建物だとかそういった連立しとるところが多いものですから、そういった重点地区にあって説明会を終えて、当然ながら1人だけが逆にその取り壊ししたとしても意味がないわけですね。連続してそういった道路に接している古い建物を皆さんの耐震化に認識をしていただいて、それでまちぐるみでそれを確保していただくという個別じゃなくて皆さんの住民の思いをここでいろんな問題意識をもって対応していった方が、やはりより効果的であろうということで、今は重点地区を回りながらその制度の普及とそういうものをPRしております。

ただ、先ほど申し上げたように、ほかの地区は順番でやっていくつもりではおりますけれども、広報だとかホームページでも周知して、今後もそういったPRを強く進めていきたいというふうには思います。

○佐藤委員

これはね、ちょっと一般論で考えてはいけないなというふうに私は思います。少なくともこの部分については、先ほど言ったような内容でこちらの側から建物の持ち主に対してお願いすべき中身であるとするならば、もちろん住民の意識の中でそうなるということも大切だけれども、少なくとも市の方で耐震化計画があるわけだから、優先順位を決めてどこを取り組むのかと。補助という仕組みなものでね、これは。こちらがお願いする筋なのに補助という形で本人が申請して、その

補助金をつけるという形なんだわね。これ、ある意味でバッティングして矛盾してるんだわ、ある意味では。そこの中身は何がいかということとはともかくとして、だとするならば、そうした道路を確保するために市の方が積極的にここのところを進めてほしいし、20万円の補助でほんとに十分なのかどうかも含めて、推進計画を耐震化促進計画だけでも、具体計画をこれもたないと、なかなか進まんのかなというふうに思いますけど、部長どうですかね、その辺では。

#### ○建築課長

委員おっしゃるとおりで、非常に自分も防災のときからこういう地震のことに取り組みをいろいろさせていただきまして、非常に難しい問題であるなということで、今おっしゃられますように、確かに緊急避難路とかそういうところで建物が倒壊して通行が確保できなかったら大惨事、もっと影響が広がるという意味では、非常に逆に行政側からお願いというような格好という部分も確かにあるかと思いますが、ただ、そのお願いに例えばあがった方が、そんな建てかえなんて全く考えてないとかですね、これ解体の補助という格好なんですけど、それすら全然考えてないということで、やっぱり耐震という形を進めるしかないのかなということで、非常にその辺で今、私ども地域に入って苦慮はしておるんですけど、ただ、そういう面と、いかんせん補助金を出すということに対して、やっぱりこれは皆さんの税金を出すということではですね、非常にある意味では個人の建物は自己管理という部分でもあるのではないかとということで、その額だけを上げていって皆さんの税金を湯水のように使ってしまうわけにはなかなかいけない面もあると思いますので、そういう意味では、やっぱり地域の中でみんなで取り組んでいただいて、やはり地震が起きたときに、みんなが影響を受けて被害にならないようにという意味で、まずは取り組みは重点地区から入って、そういうことでまず啓発というか、みんながそういう意識になっていただかないと、これは取り組めないではないかということで、額だけ上げるといふ額の考え

方も非常に問題があるなということは僕は感じておりまして、今、勉強会の上重原でも入らせていただいたときも出てる意見に補助金の金額だけ上げればいいのかという問題ではないと。やっぱり地域でほんとにみんながその意識になって取り組まない、なかなかそれは難しい問題じゃないかということ、これは西中でもそれは3回、4回続けてきてそういう意識になって、だんだんになっていただけるんじゃないかなと。なおかつ、その建物だけじゃなくて、それ以外の防災意識も上がっていくんじゃないかということで、そういう啓発活動が将来地震に強いまちづくりというような向けての一つになっていくんじゃないかということ。

ただ、ここに挙げた計画に対する90%というのは非常にハードルが高いもので、佐藤委員おっしゃいますように、非常にこれを今、期限の中でやれるかということと言われると、なかなか厳しいというのが本音のところでございます。

だから言ってることがあやふやな部分がございますが、なかなか難しいということで、いろんなことを考えていかなければいけないということで私どもも検討はさせていただきたいと思います。

#### ○佐藤委員

難しいことは承知してるんですけど、ただ、基本的な考え方としては、本来的には行政の側がお願いしていく筋のもんだと。その取り組みがいろんな形で展開されることを私は否定しているわけじゃないけど、そこを抑えないと今後ね、今のお金上げればいいのかということじゃないですけども、補助制度のあり方やそういうことも含めてね、そうした取り組みの過程の中で見直していかないとこれは済まないのじゃないかということでね、私は問題提起をさせてもらったと。ぜひその問題提起だけは受けとめていただきたいなというふうに思います。

それで、次に、道路維持費ですけれども、先ほど区長申請の話が出ました。先ほどの答弁の中で、区長申請1億円ということが言われました。かつて普通建設事業の中でも区長申請を含めてかなり削り込まれた時期があって、いろんな議論があっ

て今日の状態に戻ったというふうに私は思うんです。

そう思うとですね、財政状況が厳しいと言われる中でも、今後も枠は維持していただきたいというふうに思うわけですね。ですから、そのところを今後ともこの枠を維持してほしいと。もちろん区長、住民の皆さんから申請件数が減って、その費用が要らないということであれば別ですけども、少なくともこの基本路線は削らないということをお明言していただきたいなど。担当部長並びにこれは市長におかれては、市政全般預かる立場でなかなか厳しい側面があるかと思うけれども、ぜひその辺は今後とも維持してほしいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○建設部長

平成19年70.3、平成20年が70.4%というような格好で非常に採択率が7割というような格好で、7割がいいんじゃないかというふうに自分らも思っているわけじゃ決してございません。できれば全体を非常に地元からあがってくるものに対してはやりたいなという気持ちは持っております。

なおかつ、ですからそのための予算の確保という意味では財政部局に非常に負担というような格好になりますけれど、これだけは確保したいということで実施計画をできるだけ最優先の事業として計上させていただいて、当面3年間のローリングプランの中には減らさないような形の努力はさせていただきますかと思っております。

○林市長

この区長申請の枠の1億円というのは、やはり非常に大事なものだなど。区長たちがそれぞれの町内の問題、課題等を洗い出させていただいて、先ほど来も話がありました、必ずしも今70%という充当率というか採択率になってるんですが、ほんとはこれが50%だとかそういうこともあるかというふうに思っております。そうした事情もわかるわけでございます。

一方で、御案内のように、またくだい話なんですけど、財政が税収に限っていえば来年度ですね、本年度よりも10億円近く落ち込むんじゃないか。

また、再来年でもまたこのぐらい落ち込むんじゃないか。非常に今、厳しいわけでございます。

そうした中で、どの支出を調整していくかというのは、やはりこれから実施計画、そして予算編成の中でしっかりと議論していくことになっていくのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

市長ね、今そうやって後段部分で言われたんだけど、1億円は非常に大事だと。基本的にはこれを維持するという考え方だということはそのとおりですか。そこだけお答え願いたい。

○林市長

思いとしては当然ながらあるわけでございます。しかしながら、今から実施計画、予算編成やっていきます。

そうした中で、義務的経費がどれだけくるかとかそういうようなことを今から算定していくわけございまして、私自身としては、当然ながらこの1億円というお金は大事な核だなという思いがございまして、ただ、今申し上げましたように、財政の状況があるわけございまして、必ずしもここで1億円守るということを約束は今の段階ではちょっとできないのかなという思いがございまして。

○佐藤委員

約束はできないということだと、現に来年度10億円減るんじゃないかということは、削り込むこともあり得るということをお市長は今、明言をされたということですか。

○林市長

何度も申し上げますけれども、やはり今から予算編成実施計画やっていくわけでございます。安心・安全の予算とか、子育て支援とか、高齢者対策とかいろいろ事業が各課からあがってくるわけございまして、そうした中で、どういうふうにやっていくかということはこれからしっかりと考えていかなければいけないということございまして、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

先ほども高木委員もそうですし、村上委員もこのことを強調されました。これらはほんとに地域で暮らす人々の安心・安全のインフラそのものなんですよね。ですからこれは、ぜひ守ってほしいし、また、担当部長も含めてこれは譲らないということをお願いしてほしいというふうに思います。

市長はその点ではね、非常に大事だということであるならば、やっぱりここに最大限努力をし、守るということは言ってほしいなというふうに思うんですよ。最大限努力して守るということをね、どうでしょうか。

○林市長

このお金は、何遍も申し上げますけれども、大事なことという思いがあります。

そうした中で、御案内のように福祉も大事であります。教育も大事であります。すべてが大事でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤委員

市長は、1億円を守るといえることは言わなかったわけですね、大変残念です。これ以上続けても水かけ論になってしまっているわけなので、ぜひその点だけは守る努力をしてほしいなというふうに思います。

次に、道路新設改良費ということで路肩改良工事で市道牛田20号線、それから道路鉦設置工事で、これも牛田20号線、道路改良のための用地購入という形で牛田20号線がありますけれども、これについて簡単な説明をお願いします。

○土木課長

最初の路肩改良工事で市道牛田20号線につきましては、知立団地の4丁目付近の高根から1号線へ抜ける道です。この6メートル道路の知立団地側の側溝が深い側溝で、なおかつ道路側にのりがついてまして、非常に歩きにくいということで、この路肩部分につきまして側溝を改良しまして、深側溝にして落差をなくして歩道帯をつくって歩きやすくするという、そういった交通安全事業ということで路肩改良工事ということであげさせていただいております。334.3メートルです。今年

度あと名鉄三河線まで続けると完了するということになります。

それと、市道牛田町20号線の道路改良用地でございます。これにつきましては、高根地区です。これは10メートルの道路改良という、現在3メートルから4メートルぐらいな道路につきまして10メートルの改良するということで2.5メートルの歩道つきという形になります。これは安城市境から明治用水まで、その部分の改良の用地分です。

以上です。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時30分

再開 午後5時39分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長

先ほど私、土木工事、地元工事の要望の事業費に対して実施計画計上して財政部局の方に1億円確保というようなことでちょっと答弁させていただきましたが、事業の組み立てといたしまして、この土木工事の申請の1億円は実施計画はあげておりません。もう1億円を経常経費として確保という格好で財政部局をお願いしておりまして、今後とも担当部局としてはお願いしていくような形というふうに訂正させていただきます。

○建築課長

佐藤委員からの質問で、ちょっと訂正させていただきますと思います。

耐震改修の補助の関係で、一般型耐震改修に対して簡易型について、まず訂正は、0.7未満の診断を受けた場合に0.7以上、いわゆるそれにしてもらえばというお話をさせていただいたんですが、0.7以上かつ1.0未満とする。ただし、0.7未満の場合については、判定値0.3を加算するということですので、0.1を加算するじゃないものですか、それを訂正させていただくということで。

それから、これについては、住宅全体を診断したことによって改修も全体を改修するという基本



的な考え方でございますので、寝室だとか一部の部屋を改修するのは耐震改修の対象にはならないと。だから今、委員がおっしゃった内容につきましては、今後考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

耐震改修については今年度始めたばかりということもありますので、この結果を受けて、やはり多くの皆さんが阪神・淡路でもたんすの下敷きになったとかそういうことを逃げおくれも含めてです、8割近い方が死亡されてるということを見たときに、うち全体できれば一番いいわけだけど、それがかなわないという状況もあるわけですね、寝室だとか居間だとかね、そういうことも可能にするような要綱に結果を見ながら変更していただきたいと、こういうふうに思うんです。この点で、課長はそう答えましたけれども、部長もその点でどんな認識を持っているか、そこだけお聞かせください。

○建設部長

やはり今おっしゃられますように、一部屋だけでもやったら効果があるということも考えとしてはあるわけでございます。

ただ、地震はほんとにいつ起きかわからないので、必ずしもその部屋におるときに必ずしもというわけにはいかない面もございますので、要は一番は、建物全体が耐震をしていただくのが一番ベストかというふうに思っておりますので、できるだけそういう啓発を進めていきたいと考えておりますが、あまりにも進まないいろいろな方法の中にそういう一つも選択肢としてはあるのかなということで、今後の検討課題とさせていただきます。

○佐藤委員

ぜひお願いします。

それで私、牛田20号線のところをお聞きをしたわけですが、道路の側溝と道路の天場、のり面があるということで、これは歩行上安全じゃないというような形でやられたということ、よくわかりました。この牛田20号線の中でね、この間、

道路の修繕や舗装等を長い年月にわたって繰り返されてきたわけです。ある昭和3丁目のおたくですかね、あるおたくは、もともとの道路の天場と自分所の車庫がフラットな状況だったけども、その後、道路の舗装やそういうことをする中で、道路面と自分ところの車庫の高さの段差が20センチも生じてるというようなこういう訴えがあるわけです。これは道路敷きを上に重ねてきた結果としてこうなったわけで、この方がどうのこうのということじゃなくて、現実問題としてそういうものがあると思うんですけども、そうした御意見は伺ってませんか。

○土木課長

昭和42年に知立団地ができたと思いますけど、それから40年過ぎております。反対側の道路の側溝ですね、それ以後に道路の高さに合わされてつくられているということで、昔の高さに合わせた方と今この何十年間の間に建てられた方と高低差が若干できてきております。同じ知立団地の方でもまた増改築なんかされて、今の道路よりもっと高くするというそういった出入り口の方もみえます。さまざまな方がみえますので、そういったところでその低いところと高いところとみえますので、そういった御意見を伺うことがしばしばございます。

○佐藤委員

これね、本人の責任で段差ができたわけじゃないんですよね。長い間の道路舗装の中で、この段差が生じたということなんですよ。

今先ほどね、ユニバーサルデザインだとかいろんなことをおっしゃられる中で、市の方の工事の関係でこの段差が生まれたとするならば、どんな対応が可能なのかということをお願いしたいわけですよ、私は。本人の責任でこうなったわけじゃなくて、市の道路の修繕や改良やその後の舗装の中でこの段差が生じたとするならばね。中には、課長が言われるように、それよりも高くした方もおられるということですけど、それはその方の任意でやられた話でね、いいんです。別に何の問題もないんです。

ところが、結果として本人の意思とは関係なく段差が生じてしまったと。非常にその駐車場、車庫に入れるに不便をしているというような実態があつてね、かつてその問題について意見を言ったときには、大変難しいということで検討したいということでありましたけれども、そうしたことに對して、市の方としては何もできないのか、これはやっぱり救済すべき対象ではないかというふうに思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○土木課長

さまざまな方がみえまして、その高低差の程度もさまざまございます。排水に関しては、もともと深い側溝でございます。その側溝を上を上げるじゃなくて排水の一番下はそのままにしといて上だけを上げてくる深側溝にするという形で排水については問題ないかと思えます。

ただ、その段差によって出入りが不都合を生じるという中で、それぞれの方との話し合いの中で、やっぱりその40年間道路管理してくる中でそういった段差が生じてきたということで、今から市の方で改良を加えるというそういった原因がございますので、その方たちと話し合いをさせていただいて、受任の範囲で市の責においてすりつけ等をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○佐藤委員

話し合いをしてもらうことは結構ですけど、市の受任の範囲ということは今言われましたけども、それはどんなことを意味されるんですか。

○土木課長

指示ではなくて、相手方との話し合いで合意がいただける範囲ということでございます。

以上です。

○佐藤委員

例えばこれについてね、具体的個別の問題ではありますけれどもお話し合いをして、これを相手の希望としてはフラットにしてほしいという希望なわけですよ。そうすると、道路を下げるか、もしくはこの方が車庫を建てかえてかさ上げるか、二つに一つの方法なんです。そうした場合に、

市は話し合いの中で何ができるのかなということが聞きたいわけです、私は。

○土木課長

ちょっと具体的にその辺の話はちょっと私の方も聞いてはいないんですけど、出入りができなくなったということでは困るもので、日常生活に支障のない範囲で修繕はさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

この方は、フラットにしてほしいということをお願いするんですよ。それで先ほどね、私、後で質問しますけども、知立駅周辺はユニバーサルデザインだと。この段差をなくすことを含めてそんなことを言われているんですよ。だとするならば、これについてもそうした考えのもとでね、御本人とお会いして対応するのが筋じゃないですか。

○土木課長

そのように対応していきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひそのような形で対応していただきたいと。

また、これから道路の舗装や修繕をする場合、こうした問題はこの地域でもいろいろあつたりね、かつてもあつたわけです。その場合に、ただ上にかぶせるだけの舗装をね、そんなことしてないんだけど、結果として長い間でこういう現象が生じたということがありますので、ぜひその辺は留意していただいて工事に当たってほしいというふうに思いますので、よろしく願います。

それから、もう一つは、牛田20号線ということで国道1号線と牛田20号線が交差する本会議で坂田議員の方からも質問がありましたけれども、これについてもうちちょっとスケジュール、どこの範囲までに用地を購入してどのような道路形状になるのか、その辺もお知らせ願いたいし、また、議員の皆さんに図面ぐらいはですね、設計はまだなのかな、わからんけれども、図面があつたらそういうこともぜひ出していただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○土木課長

牛田町20号線の国道1号線とのタッチの関係で

す。用地買収に関しては1号線と猿渡川、この区間でございます。約110メートルでございます。右折帯の幅員は3メートルでございます。現況9.75前後の幅員があるわけなんですけど、2車線で歩道幅員が2.5ということで、これに3メートルを加えますと総幅員が12.75メートルということになります。これは本会議の方で説明した内容でございます。

右折帯そのものの長さは57メートルでございます。それから、猿渡川にかかっている二百目橋に向ってもとの9.75メートルの幅員に絞っていきます。それが45メートルですね。ですから、右折帯の幅3メートルと57メートルをつくるための拡幅ということになります。

あと、右折帯を北側につくりますので、南側を右折帯をつくらないと線形が合わないということで南側にも右折帯を、これはやはり3メートル幅で30メートルの右折帯をつくります。全体延長としては72メートルでございます。30メートルをつくったあとに42メートルで現況にすりつけていくというものでございます。これにつきましては、かなり既存の用地が水路敷き等も含めて用地幅が結構ありますので、用地買収はせずに右折帯を設けるというものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

大体わかりましたけれども、二百目橋から現信号のところまで買収すると、110メートルと。この3メートル幅の57メートルということでもありますけれども、この長さで十分右折帯が流れて直進車両、また、左折車両がさばっていくのか、その辺は十分調査をされたとは思いますが、単純に考えるとね、もうちょっと長くてもいいじゃないかというようなことも素人考えだから思うわけですよ。その辺はどうですか、そのことが一点。

それから、南側というのはパチンコダイアナということで理解してよろしいでしょうか。

○土木課長

これにつきましては、平成18年だったと思えますけど、交通量調査をやりまして道路設計の中で

右折する車両数、大型、小型のそういった車両数から試算いたしまして右折帯の延長を出しております。

それから、南側につきましては、ダイアナということですよ。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、平成21年度、平成22年度という形でやられてね、供用開始はどれぐらいの時期なのか、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

今年度買収を今、交渉中でございます。今年度買収できれば来年度で工事の方を実施したいと考えております。

○佐藤委員

来年度工事なんだけど、いつぐらいのところまでこれができるのかなということについて、見通しがあったらお知らせ願いたいということで、この点一点だけ。

それから、次に、橋梁維持費という形で基本的には1、2級市道にかかる橋梁の耐震改修は終わったということになるわけですが、私かつて先ほどのやりとりでもありましたけれども、その他橋梁につきましてもぜひ計画をもって進めてほしいと。当時の本多市長は、計画については言及はしませんでしたけれども、耐震診断については費用もそうかからないので、これはやりたいということをおっしゃったというふうな記憶をしてるんですけど、そうした点を見たときに、きょうみどり橋もありましたけれども、例えば私は一般質問の中でね、東小の通学バス、また団地から芋掘橋などね、それから山屋敷でいけば駒場に抜ける旧のね、今の男橋かな、ああいうところを含めて、少なくとも耐震診断を実施をして計画的に必要とあるものは耐震改修をしていくということが今、必要だと思うんですね。その辺の取り組みや見直しについてお願いしたいと。

○土木課長

牛田町20号でございます。今年度用地買収ができればの話ですけど、来年度工事ということにな

りまして、供用開始につきましては再来年の4月ということで考えております。

それから、橋梁の耐震補強の関係です。現在74橋市道にかかる橋がございます。これにつきまして、現在まで20橋ですね、残り57橋ございます。これにつきまして、2級道路で10メートル未満が5橋ですね、それから、その他道路の10メートル以上が8橋、そういった形でございます。これにつきまして、そのほかのその他道路の10メートル以下の橋梁というの也有ありますが、緊急避難とか緊急輸送、そういったもののルート等も見た中で、それから、生活圏の中で重要なそういった橋もございます。そういったことで、今後この57橋すべてについて一度精査した中で、来年度より実施計画に盛り込ませていただきたいということで、ちなみに来年度は調査ということになりますけど、そういったことで予定していきたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

そうしますと、来年度から調査という形ですの、調査というのは何かと言ったら耐震診断のかなというふうに理解するわけですけど、そのところと実施計画にのせて調査をしていくということになれば、当然その先には担当として具体的な計画をもたないと、その後の実施計画の中には盛り込まれていかないので、そうした計画をもつということは当然だと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○土木課長

調査につきましては、この57橋と先ほど部長が答弁しましたが、そのほかの通学路橋だとかいろいろあります。そういうのもちょっと含めるのかどうかというのもあるんですけど、そういうことの選定も含めた中で耐震設計を行いたいなという。それにつきまして、見通しとしては、まだ実施計画でどうなるかわかりませんが、10橋程度かなというそんな中で、年次計画を立てて進めていければいいなというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひそうした形で担当のところで計画をもって実計にあげていただいて、着実に必要なものは詰めていただきたいと、そういうふうに思います。

そこで、もう一つお聞きしたいわけですが、都市計画費の中のユニバーサルデザイン重点地区整備計画等策定業務委託料と、この点についてお聞きをしたいんですけど、見てみますと、平成18年に推進計画の委託料、それから平成20年にガイドラインの策定委託料、そして平成20年に重点地区の整備策定委託料という形で当初予算に比べれば53%とか83%、90%、これは予定価格ではなくて当初予算だけの話だから不正確ではありませんけれども、おおよそ1,250万円このユニバーサルデザインにかかっているわけですね。法的な根拠があって、これを整備するということが必要であったというふうには思いますけれども、実態としてここに3段階に分けて策定を委託をし、なおかつ1,200万円かかったという点について説明願いたいということが一点であります。

それと同時に、今年度予算では人にやさしいまちづくり推進計画の改定という形で177万5,000円予算計上されているわけですね。これは予算の概要の中ではユニバーサルデザインとすりあわせをして人にやさしいまちづくりということをやるとの、その点について御説明を願いたいというふうに思うんです。

○都市計画課長

ユニバーサルデザインの推進計画ということで、平成20年度におきましては542万9,555円ということで平成20年度はやらせていただいております。これは経過的には当初ユニバーサルデザインの推進計画という名前のものであったわけですが、当時推進計画の中身的なものを見てみますと、やっぱり順番にやってくると基本計画というものをつくらないとまずいということで、当初つくっていた平成18年でしたかね、当初つくっていた推進計画の中身はあまり変わっておりません。その中身は変わらずにおもてに基本計画という名前をつけて模様がえしたという中身になっております。

それで、その基本計画を今までつくった推進計画をもとにこういう基本計画というものをつくりました。今回は、平成20年度の8月に基本計画をつくりましたので、それにもたれて具体的にどういふような施策をもって、どういう期間に進めていくんだというものがこの推進計画に当たります。

それと、もう一つの同じように2段書きで重点整備地区、整備計画と書いてありますけど、これは先ほど言いましたように、知立駅周辺のおおむね500メートル範囲内の区域、言いかえれば今後つくっていく駅前の区画整理事業、そういうものにスポット当ててつくっていくときには人にやさしいというんですかね、思いやりのあるまちにしていこうというのが基本になって、実際に冊子をつくったけど現場はまだできてないという状況にはあります。経過としてはそんなような経過をとっております。

ユニバーサルデザインの趣旨と言いますと、すべての人が気持ちよく暮らせるように生活に配慮した環境を計画的にあらかじめつくっていくというものをコンセプトにしております。

都市計画の方でいうユニバーサルデザインの話は、以上でございます。

#### ○佐藤委員

私は、ユニバーサルデザインそのものを否定してるわけではございません。大いに推進してほしいというふうに思うんですけど、ただ、素人考えの中で見ますと、まずこの平成18年にこれですかね、基本計画、その後、ガイドライン計画というのはこんな厚いやつがありますよね。ガイドライン計画策定委託料で冊子になったこんな厚いやつ、すぐその図書室に置いてあります。これがあります。なおかつ今回重点と、これは具体化ということでありますけれども、何か屋上屋を重ねながら計画を策定しているんじゃないかというような気がして、素人ですのでね、率直にそんな感じを受けたからこのことを聞いてるんです。

もう一方では、これを策定するに当たって、依頼をした委員に報酬も払われて、なおかつ一方でまちづくり委員会も毎年開催をされて、そこは報

酬が条例で定められた報酬が支給をされてるわけですよ。調べてみると条例で報酬支給のまちづくりというのがありますけれども、条例の中にも要綱の中にもまちづくり委員会の設置に関するものはないんですよ。その辺でどんなふうかなという疑問を持ったので私はお聞きをしているわけです。そここのところをひとつお願いしたいと。これは必ずしも設置の要綱なりそういうものを持たなくてもいいものなのかどうか、その辺、人にやさしいまちづくり委員会推進協議会ですか、そここのところを一点と、もう一つは、こうした一連の年度を追って一連のものをつくられてきたわけですので、当然のことながら、業者に委託をすることになりますと、これについても入札をかけるなりね、そんな形でやってきたんですけれども、こうした年次を追ってこういうふうだと、業者に入札はどのようにやられてね、同じ業者に委託をしてきたのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいなということです。

#### ○建築課長

当初の御質問につきまして、委員がおっしゃるとおり、知立市人にやさしいまちづくり推進計画の策定に当たっては、先ほど来出ております知立市ユニバーサルデザイン基本計画、それから平成21年3月に作成されました知立市ユニバーサルデザインガイドライン及び知立ユニバーサルデザイン重点地区整備計画ということで、当然この人のやさしい、バリアフリーの段階では新バリアフリーが平成18年6月21日に制定されましたが、やはりそういったものを年齢だとかユニバーサルデザインの中身がその当時作成される予定だということで、本来この人にやさしいまちづくり推進計画が平成11年3月に策定されて、改定する予定であったけれども、まずはそちらの方のユニバーサルデザインを策定を終えてから、位置づけとしては人まちよりかも上にユニバーサルデザインがあるというふうになっておりますので、その内容を連動して、すべての人が気持ちよく暮らせるという社会を目してこの改定に当たるということでございます。

またそれから、委託に関しては競争入札で5社ということで、既に入札済みです。委託業者が社会福祉法人A J U自立の家ということでなっております。今、順次進めておるところでございます。

以上です。

#### ○都市計画課長

ユニバーサルデザインと人にやさしいまちづくりということで、ちょっとわかりにくいかと思いますが、もともとは人にやさしいまちづくりが先に起きてずっと来た。その中で、ユニバーサルデザインの方は後追いでございます。これは法律等の改正もありまして社会的な風潮から、人にやさしいまちづくりという今まであった段差を解消するという意味合いですね。ユニバーサルデザインというのは、あらかじめつくっていいということになるわけですが、そういった中で、私の方のユニバーサルデザインというものは新しいまちをつくらうということで、それにおくれないように整備計画をもって、これをもって指針をつくって進めていこうというものでございます。

したがって、基本計画をつくったり、チェックリストをつくるための指針ですね、そういうものをつくってきた。それから、それをほんとに進めていくには推進計画というものが必要になると。それと、重点整備地区についてもこういうものが要るといふこの流れの中で作成を行ってきたというものでございます。

#### ○佐藤委員

そのことは私はわかりました。そうなんですけども、平成18年、平成19年、平成20年、これは一連の継続した事業の中身であります。そして、その年度ごとにこれは入札なり行われてやられてきたというふうには私は思うんですけども、基本的に今回の平成21年度の人づくりにこれは入札済んで5社で指名だろうと思えますけど済んだ。しかし、この平成18年から平成20年にかけて同じ業者がやってきたのかそうじゃないのか、その点だけお答えください。

そのことがもう一点と、もう一つは、素朴な疑問で大変恐縮ですけれども、人にやさしいまちづくり委員会は報酬ですかね、これは条例でありませぬけれども、要綱条例を見たときに、私の見方が悪いかもしれませんが、そうだとしたら申しわけないですけども、設置要綱等で人にやさしいまちづくり推進協議会というのが規定されているのかどうか、そのところだけお知らせください。

#### ○建築課長

今ちょっと手持ちで委員の名簿等ありませんので、後で調べさせていただきます。

#### ○佐藤委員

まちづくり協議会が条例で規定されているのか要綱で規定されているのか。

#### ○建築課長

それもちょっと資料を持っておりませんので、後で報告させていただきます。

#### ○都市計画課長

業者につきましては、最終的につくってきたのは社会福祉法人のA J U自立の家というところでございます。

当初つくったときには、たしかコンサルが入っていましたが、途中でそこが入札の関係で変わったということでございます。

#### ○佐藤委員

今のところだけお願いします。私は決してユニバーサルデザインを否定してはなくて、こうした形で3段階、3年度に分けて計画が策定されて、なおかつ平成21年度一体化という点でちょっと費用的にどうだったのかなという思いがあるんですけども、もっと合理的にやればどうだったのかなという思いもあるもんだから素朴な疑問としてお聞きをしたと、そういうことであります。

次に、駅周辺の区画整理事業についてお聞きをしたいというふうに思うんです。

まず、監査委員も連立についての予算措置ということはありますけども、これは当然のことながら区画整理と連動しているということで、そして、監査の意見書の中の33ページに平成20年度までの

進捗状況をこういう形に載ってるわけです。しかし、この間、特別委員会に、私は前年度特別委員ではありませんけれども、連立が平成26年が平成30年に延伸をされて、そして、駅周辺の区画整理事業が平成27年が平成33年に延伸をされると。今回615億円ですか、市負担が130億円という中で財政計画も示されました。そんな中で、まずこれはいつまでそれぞれの事業が延びるのか、その辺についてお知らせ願いたいというふうに思います。

○都市開発課長

連立の工期延伸に伴う駅周辺区画整理事業の延伸についてということでお答えいたします。

当初連立の方は平成26年で中間的には平成30年、今回35年ということでございます。駅周辺の区画整理事業につきましても、連立平成26年に対して平成27年、平成30年のときには平成33年ということでございます。今回連立が平成35年ということになりまして、駅周辺の区画整理も3年後、平成38年まで延びる計画でございます。

以上です。

○佐藤委員

大変素朴な疑問で、この間示された計画は連立よりも後に区画整理が幕を下ろすと、こういう中身でありますけれども、今まではそんな形できたわけですが、なぜこういうふうな形になるのかね、連立ということにつけかえの、つけかえというより仮線から管渠側道やその他を含めてそういうことなのか、その辺の連立よりも後になるということについて御説明願いたいと。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理事業、駅北地区、堀切地区、新富地区と3地区に大きく分かれております。駅北地区については連立事業とはそれほど関係なく進められますので、当初計画どおり進めてまいります。

あと、堀切地区と新富地区、新富地区についてはそれほど大きな影響はございません。ただ問題がありますのは堀切地区です。現在御承知のように、現在線を仮線として使うことから、三河線の仮線ですね、この仮線がとれる段階が連立が完了

したときです。それが平成35年になりますので、それ以降初めて堀切地区の工事が始められるということで、連立完了後3年間でその整備を行っていくという内容でございます。

○佐藤委員

そうすると、堀切地区についての基本的な仮線の撤去を含めたこの区画整理は、今の説明でいえば平成35年それ以降だから平成36年、平成37年、平成38年、この3カ年が堀切地区に対する対応と、こういうことでよろしいでしょうか。

○都市開発課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そこで今、これは既にもちろんこの駅周辺区画整理は、このところが都市計画決定をされておるわけですね。これが区画の範囲です。

それで、そのほかにも駅南の区画整理をこの間、議論になってきたところですけども、これは都市計画道路については都市計画決定はされてます。

しかし、区画整理についてはこれはまだ認可されておりません。今の財政状況の中で、この間盛んに問題になってきたのが、この30メートル道路のことです。いわゆる駅南の区画整理ができなければ、この30メートル道路は行けないという結果になるわけです。いろんな議論がありますけれども、行けないということになるんですけど、この駅南の区画整理についての考え方はどのように考えているのか。今回の区画整理であっても平成38年に終わるというわけですよ。それ以降この区画整理をやるといふ形にもしもするとするならば、本当に皆さんが生きていない時代にひょっとするとなる計画なんですよ。壮大な計画なんだわ。この駅南の区画整理について、都市計画道路についてこういうふうになってるけども、この30メートル道路の関係やこの都市計画道路の関係でどんな感じで考えているのか、現時点の考えでよろしいですので、どんな検討をなされているのか、ここを聞きたいんです、私は。

○都市開発課長

確かに今の財政状況からしますと、非常に困難

を伴う計画だと思います。ですけれども、今現在の予定としましては、高架事業が終わる4年ほど前に事業認可を取り工事を進めるという計画でおります。

ただ、これは非常に問題があると言いますか、不可能に近いような話でございまして、担当レベルとして考えておりますことは、一つとして区域を大幅に絞り幹線道路だけと言いますか、それに関連するところだけの整備を行うようなことも考えなきゃいけないのかなというふうに感じております。

○佐藤委員

そうすると、担当の人たちがお考えになっているのは、平成35年に高架が終了になると。その4年前ということですので、平成31年ですか、これに認可を取ると。そして、これを暫時また進めていくということになりますと、知立市の景気を持ち直しがどうなるかわかりませんが、絶えず知立市は財政的に厳しい状況の中に、ここは総務部長も企画部長もおりませんので財政見通しを聞くことはできませんけれども、絶えず苦しい状況の中で市政運営をします。先ほど区長申請の1億円枠守ってほしいと私は言いました。市長は、税収が落ち込むので守りたいけれどもということで含みを残しましたよね。そんな市政運営をこれからもやるということなんですか。そういう前提に立ったときに今の答弁はね、不可能に近いということを言われたんですよね。そういう認識でしょうか。

○都市開発課長

そのように判断をしております。鉄道高架やって事業効果を上げるためには、南北線は何としてもやる必要があると考えています。それをやり遂げるためにどのような事業手法が取れるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

事業効果を上げるために南北線は何としてもやりたいということで30メートル道路、この間いろいろ議論になってね、これは30メートルなくしていろんなことができる道路にしようという議論も

なされてまいりました。

そうすると、今言われた中身は、30メートル道路が通らなければ事業効果がないということであれば区画整理については不可能だということ。やれば一番いいわけだけど、やれないとするならば、こここのところを単独買収で抜くということですか、今考えているのは、それ以外の方法ですか。

○都市開発課長

担当レベルで考えておりますのは、区画整理事業の中でも沿道型区画整理事業というようなものもございまして、幹線道路の沿線、1宅地分ですか、それぐらいを取り込んだ区画整理事業というものもありますので、その辺の手法を検討してまいりたいと考えています。

○佐藤委員

沿道型区画整理事業というのは、今言われたのは、この30メートル道路をここまで南陽通りまで抜くという前提の区画整理ですか。

○都市開発課長

そういう計画でございます。

○佐藤委員

そうすると、この区画整理を進めるという意味では、今考えているのは、南の全面を使った区画整理ではなくて、沿道型だからこの周辺だけということなんだろうと思うけど、そうすると、これについてもさっきのとおり事業認可を鉄道高架終わる前のこの4年前に認可申請すると、そういう可能性も大きいという意味ですか。

○都市開発課長

その前に都市計画変更だとか大きな作業がございますので、それに対しても簡単にできるとは考えておりません。

○佐藤委員

それについても簡単にできるとは考えてないということであるならば、まず一つは、30メートル道路は沿道型区画整理であるということでありまして、その他の都市計画道路はこれはどうなるんですか、そうすると。

○都市開発課長

その道路網につきましても、今後どのようにす



べきなのかということを考えていきたいと考えております。

○佐藤委員

ということは、まだ現状の中で、鉄道高架の費用が増大した。増大しなくてもなかなか困難な計画ですよ、率直に言ってこれは。この計画が出てまいりましたけれども、平成元年のバブルの時期で景気は上向きと、こういう時期の計画なんです。今新しい民主党政権ができて、八ツ場ダムいろいろあるけれども、前原国交大臣は、これを中止を明言をしたわけですよ。地元との話し合いはこれから困難をきわめるだろうと、生活再建を含めて。だけど彼は、このことを通じて日本の公共事業のあり方を変えたいんだということを言ったわけですよ。だとするならば、この元年構想と言われる都市計画決定がほんとにいいのかどうかということを含めて白紙に戻してね、これ検討する必要が私はあると思うんです。

そこで市長にお聞きしたいんですけども、市長はこの区画整理事業の大幅見直しを書きました。この間、本会議などでも大変議論あったわけですけども、市長は今政権が変わり、そして、そうした公共事業のあり方が問われてるときにバブルの時期の平成元年につくったこの計画をね、このまま推進をするのかね、市長の公約どおり大幅な見直しをするのか、ここが問われてるわけで、どんな見直しをするかということは担当の知恵も借りないかんかもしれないけど、ただ、担当の話を聞くと、あくまでもこの計画をベースにして進めるという点ではね、大幅見直しはできないんですよ。そんな中で、市長としてはどんな大幅見直しという点でお考えなのか、ここを聞きたいというふうに私、思うんです。

○林市長

まずは大幅見直しということがどこに書いてあるかというのがあれなんですけども、私は、区画整理、連立もそうなんですけれども、やはりよりよい形でやっていきたいということは言っております。

それをまず御理解いただきたいというのが一点

と、あと、今おっしゃられましたように、今、時代が変わってるんじゃないかということでありませう。この事業、今平成元年構想とおっしゃられましたように、非常に知立市にとってこの高架事業とあわせてずっと待望されてた事業であります。議会の中でもずっと可決され、そしてようやく事業に乗って来た。今、常に事業動いているわけなんですけれども動いてきている。また、きょうも議論あるわけでございます。やはりそうした中で、これをやめるかといったときに、どういう駅前をつくるのか、どういう形をやるのかというのがなかなか私の中ではイメージとしてわからない。

そうした中で、やはり先ほど担当が申し上げましたように、いずれにしてもこれをずっと進めてきたという経緯があるわけでございます。

そうした中で、これですべていくかということではなくて、例えば東西線の見直すべきところがあるかとか、あと、どこか財源的に調整できるところがあるかとか、これは常にやっていかなければいけない作業であるというふうに思っておりますが、これを全部白紙に戻して、さあどういうまちづくりをしようかということではすね、今のところ私の頭の中にはないということでありませうので御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

この駅南については、一度区画整理をやられたところですよ。ここを一遍確認させてください。この堀切地区も含めて。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、今回事業始めますと、再区画整理ということになります。

○佐藤委員

区画整理というのは、そもそもそこに住む住民の皆さんの生活空間の快適性やそういうことをするために区画整理という手法を減歩を含めてとられるんじゃないですか。この区画整理、一度やった区画整理のところ市の方はこういう形で決定をしてきました。しかし、ここに住んでる皆さんですよ。これは文字どおりここに住んでる皆さんの利便性や生活空間をよくするというこの前

提でスタートしたものじゃないということははっきりしてるわけですよ。そうじゃないですか。もちろんやれば今以上になるかもしれないけれども、かつて裁判の中で、一度区画整理したところを再度区画整理をしようということになって訴えられて、この住民の区画整理する根拠はないということ退けられた判決もあるわけですよ。ここから皆さんのところへ訴えるなんてことはないわけだけれども、そういう地域がこの駅南の区域だということは承知しておかないかんというふうに私は思うんですよ。それは行政の都合とまちづくりというはざまの中で、住民の皆さんにお願いするということだとしても、そこはしっかり抑えておかないかんと思うんです。

この30メートル道路を抜いて生かすということが難しいと言われたけれども、少なくともここだけは取りたいということなんですか。ほかの都市計画道路はどんなお考えなんですか。例えば全面的な区画整理ができないと。事業効果を上げるために30メートル道路を通したいと。そのためには全面的な区画整理ができないから、この30メートル道路に沿って沿線部分だけの区画整理が可能ではないかと。もちろんそのときには都市計画決定の中で、都市計画道路を決めてるわけだから、そこを変えないかんという手続は当然あるわけだけれども、ここだけなんですか。こういう横の道路はどうされるつもりなんですか。

○都市開発課長

先ほどもお答えしたとおり、それらの幹線街路についても今後どういうふうにあるべきかについて検討を重ねてまいりたいと思っております。

○佐藤委員

区画整理という手法をとらなくても、結局のところは今の答弁だとね、単独買収でもこうした道路をできるだけ生かす方向でいきたいというのが今の答弁ですよ。そうじゃないですか。

○都市開発課長

仮になくしたとして、どういった道路網ができるのか、そういったことから検討を始めたいと考えております。

○佐藤委員

この地域の皆さんが、みずから望んで区画整理を望んでいるわけじゃないですよ。これ、事業認可もされてないわけですのでね、行政側の一方的な思いの中で図面引いて都市計画決定したにすぎないですよ、今の段階では駅南は。そうじゃないですか。

だとするならば、私は、大幅見直しということが考えたときに、この地域は平成35年以降ですか、この堀切地区をやるのは。私は、ここは都市計画決定と換地処分を見直してね、この地域についてはなしにしたらろうかなというのが私、思うんです。提案です。そんなことを言っても無理だということ聞かないでください。そういうふうなことも皆さんの頭の中で検討してほしいということなんです。だとするならば、皆さんの30メートル道路を高架の下を抜いて、例えば南陽道路からいびつな形になるかもしれませんが、南陽道路から三河線の軌道敷を継いで都市計画道路をつくれればいいじゃないですか。そしたらこの区画整理と堀切の区画整理は要りませんよ。さらに名鉄本線の軌道敷を使って都市計画道路をすり合わせがどうかなるかわかりませんが、そうした方法だって考えられるんじゃないですか。あくまでも既存の路線を踏襲していくんだということをおっしゃるけれども、財政見通しや長期にわたって住民の皆さんに負担をかけるということを思えば、そういうことも視野に入れた検討があって私はしかるべきだというふうに思うんですよ、今日状況の中で区画整理については。

これが例えば三河線の軌道敷を利用してここで30メートル道路を抜いたとしても、少なくともここからは入れるんですよ。そういうことも含めて、この区画整理のありよう、換地処分のありようがほんとにいいのかということ私は検討してほしいなというふうに思うんです。なおかつこれが堀切地区に至っては、平成35年以降というふうになったら、この地権者たちは生きておられる方ばかりじゃないですよ。何のためにやるかといったら、まちづくりのためにやるわけじゃなくて、そこに

住んでる人たちのためにそもそもスタートしたわけでしょう。だとするならば、この計画が金科玉条のようにあって、これを支持せいかんなんという発想はね、これは間違いです。これは民主党の八ツ場ダムの問題でも一緒じゃないですか。全国のダムを総点検して見直して必要のないものはやめるということ言ってるわけでしょう。だとするならば、そういうことに学んで、もうちょっと幅広いスタンスでながめて検証するということが必要じゃないでしょうか。私はそう思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市開発課長

三河線を利用するという案、案としてはすばらしいものだと思いますけれども、いかんせんもう仮換地指定というものが発生しております。もしそういった計画にやり直しますと、逆に住民に混乱を来すということもありますので、我々サイドからいたしますと、住民には逆に迷惑をかけるのではないかと考えております。

○杉原委員長

ここで10分間休憩とします。

休憩 午後6時40分

再開 午後6時49分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

先ほど佐藤委員から質問がございました知立市人にやさしいまちづくり推進協議会は条例で制定されているのか否かということで、条例で制定されております。

それから、報酬にあつては、知立市職員の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中にございますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員

どうもありがとうございます。

私が条例を見落として、報酬についてはあるけれども設置条例があるのかなということちょっと見落としました。どうも済みませんでした。

連立について、私はそのような考えというか、そういうことも可能ではないかということですね、だとするならば、ちょっと変形ではありますけれども、南北道路は少なくとも生かされるような形にはなるだろうと。この堀切地区については、仮換地は行われたもの実際的には平成35年、36年移行と、こういうことになれば、ここについても見直しをしてしかるべきじゃないかなというふうには私は思うんです。

もちろん担当されてきた皆さんは、今まで御努力をされて鋭意力を割いてきたわけですので、技術的な素養のない私が言ってもあまり響かないかもしれませんがけれども、だけど、今日の事態の中で、八ツ場ダムに象徴されるようなものが出るわけですね。担当の方は、そんなことをやったら区画整理区域内の住民の皆さんに迷惑をかけるということ言われました。ここはどこに重きを置くかという問題でね、八ツ場ダムというならば治水効果もないと言われていた中で、五十数年間にわたって地元の皆さんが苦勞されて、なおかつダム湖の沈むところから既に移転をし、新しい生活をしている人たちもおると。それでもそこるところに踏み込んだわけですよ。今後、生活再建、補償を含めてどうなっていくかということは大変問題でね、一筋縄ではいかないとしても、これが行政の決意として、国の決意として前原大臣が示されたわけですよ。それは地方においても同じことじゃないですか。私はそのように思っているところです。

ですから、そうした声もぜひ取り入れて、財政局とも相談していただいて、ほんとに可能なこの鉄道高架と区画整理だけが市民生活のニーズではございません。ほかにたくさんのニーズがあるわけですね。このために福祉予算を削ることはしないというようなことも歴代の市長が言われてきて、なおかつ林市長もそのようなことを言われてます。

しかしながら、そうだとするならば、財布の中身が縮小している中で、ほんとにこの計画でいいのかということ問い直さないかんです。

そうした点では、担当は担当として必要かもし

れませんけれども、市長におかれては、そういうことも含めてね、第三者のそうした人たちも入れて市長に検討するような、担当部局はこれを推進してきたところなわけで、なかなかここに切り込めないんだわ、正直な話が。切り込むことが私が言ったようなことがいいかろうかも含めてだけでも、少なくとも市長のところね、市長が専門的な知見がないということであれば、そうした専門家を呼んで第三者の検討してもらおうと。行政評価委員会というのはあるじゃないですか。それを行政改革だということでやってるわけでしょう。この知立市の最大の課題に対してそういうことを設置して市長と一緒に考えるということがあってもよろしいじゃないですか。それこそ政治主導でこの問題取り組むべきだと私は思うんです。その点で、市長の見解を伺いたいなというふうに思います。

○林市長

この区画整理、そして高架事業については、ほんとに従来からの念願の事業であったわけであります。

そうした中で、今、佐藤委員おっしゃられましたように、市民ニーズはこれだけではないわけでございます。財源という問題が常にあるということでありまして、そうした中で、この区画整理のあり方、今は私、先ほど申し上げましたように、今のデザインしかないわけでございます。

しかしながら、いろんな声、これは選挙中に申しておったんですけども、いろんな声とかですね、こんなものがあるよというよりよいものがあれば、全然私、聞く耳をもたないというタイプの人間じゃございませんもんですから、そうした中で、今後とも真摯に耳を傾けながら、よりよい形にしていきたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

これについていいかどうかということは、ちょっと私も検討不足でありますけれども、今は政治主導ということが大きなテーマに国政上でもなってるわけです。政治主導といった場合、私どもは議員ですので行政側にいる人間ではございません。

しかしながら、市長は政治家であります、そういう点では。だとするならば、市長は今はこの図面しかないと言われるものを、これをどうしようかということをお慮していることは事実そのとおりだというふうに思うんですね。だとするならば、政治主導を進めるために全く白紙の状態ですべて専門家なり、また、市民の公募なりそういう検討委員会を設けて政治主導で打開をするということだとして一つの手法としてあるのではないかなというふうに私は思うんですよね。そんなことを今すぐこれは結論を求めてるわけではないですけども、そうしたことも視野に入れて市長のこの問題に取り組む姿勢を明らかにしてほしいというふうに思うんですよ、私は。どうでしょうか。

○林市長

この事業については、やはり何遍も申し上げますけれども、これでもうすべて完璧にいくんだということでは私もそういうかたくなな姿勢ではないわけでございます。

しかしながら、今の時点では私の頭の中ではこのビジョンしかないわけでございます。そうした中で、今後ともどういった形がいいか、よりよい形にしておくためにいろんな声、そして御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひですね、一度決めた計画が永遠不滅の計画ではないことが示されてるわけですので、ぜひ知立でもそうした形でやってほしいなということを申し述べて区画整理についてはおきます。

それで、連立についてでありますけれども、先ほど村上委員からああした提案がなされました。私も大変いい提案だなというふうに受けとめて拝聴させていただきました。

それと同時に、今、国の方は直轄負担金について1兆円程度の見直しということも報道されてるとおりであります。これについては、大阪府の橋下知事や新潟県の泉田知事が声を上げました。そして、これが全国の知事会の中でもこの直轄負担金の廃止、この流れが出てきたわけですね。

それと同時に、新潟県の泉田知事は、いわゆる県事業の負担金については市町村に求めないと、廃止をするということも新聞で報道されておりであります。同時に、大阪府の橋下知事も一部そうした負担金を求めないと、県事業については、こういう流れが一方で出てきたわけですね。

そうした中で、例えば国の直轄事業の負担金が愛知県に対して求めないと、国事業に対して。だとするならば、その県が負担しなければならないお金が浮くわけですね、当然。だとするならば、県が市町村に求めているこの直轄事業について負担を軽減するというのも理論的には今後可能だなというふうには私は思うんです。また、これが今は新潟と大阪ではありますけれども、地方分権を求める声の中で、これがより大きく加速をしていく流れじゃないかというふうに思うんですね。国がそういう形になったら、地方がそれに右へ倣えというわけじゃないけども、負担軽減という論点でもって拡大していくという可能性を秘めてるわけですよ。

ですから私は、そうしたことが加速する中で、2対1を県に求める、それはそれでやりながら、そうした動向を見きわめながらですね、私は県に対して負担金を廃止をするということを声をあげていただきたいというふうにまず思うんです。この問題ではね。

一方で、2対1を進めながら、一方ではやっぱりこうした問題については負担金をなくしていくという方法こそが今後の大道ではないかというふうに思うんですけど、その点で、副市長ですね、市長にも聞きたいと思えますけど、今そういう流れが出てきて、極めて流動的ということなんだけど、そうした場合の知立市の負担をなくすという方向だって、全部とはいかないまでも、可能性だってあるのではないかなということを私は感じておるんですけど、市長は、この一連の直轄負担金の廃止の流れを含めて、知立市と結びつけた場合、どんなことが考えられるか、その辺についてお聞かせを願いたい。

○清水副市長

国の直轄事業の県の負担金の是正という問題、これ私もそういったニュースを聞く中で、そういったものの中で、県はそういう従来の負担金というものが軽減されてくれば、そういったものが別の事業費に充当されるのかなということはおぼろげながらそんなことをニュースで聞きながら思ってたわけですけども、そういったものが今、御質問者がおっしゃるような形で財源がそういうふうな循環になってくれば、これは非常に市としても他の自治体もそうでしょうけども、大変いい方向だというふうに思いますので、そんな方向でこれからの流れがそういう方向であれば非常に歓迎すべきだというふうには思いますが、まだまだこれはどんどん先行きがまだ不透明かなという部分もございまして、そういった流れの今始まりであるとすれば、非常に歓迎すべき中身だなというふうに思います。

それとあわせて、今、御質問者もおっしゃいましたように、県・市の負担割合の問題につきましては、先ほども村上委員にもお答えをいたしましたけども、なかなか具体的な行動がなかったといういろんな反省もあるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、それぞれ担当あるいはそれぞれの立場でもってこれは地道にお願いをする、訴えをしていくということを継続する、そういった中で、今おっしゃったような話も含めて県事業の財源のあり方、そんなこともそういうところの俎上にのぼってくるということになれば非常にいいのかなと、そんなような希望的なお話だけでございまして、そんな感想でございます。

○佐藤委員

極めて政治的な中身になりますけれども、そうした点では、今までこれを聖域とされてきたものがね、橋下知事はいろんな問題があると私は感じておりますけれども、この部分については声を出してね、手を挙げて声を上げたわけですね。そのことが一挙にこれが自民党、公明党政権のもとでもその見直しが言われ、そして政権交代が起こり、これがいよいよ現実的な課題として出てくると。

そんな中で、県として新潟や大阪がそこに踏み込んだわけですよ。やっぱりこれは声を上げないとこの流れは加速をしないというふうなことだと思っんです。

ですから私は、林市長においては、やはり声をですね、そういう形がいいかということは、一方で2対1を求めながら負担金をなくせという話で極めて政治的な兼ね合いというようなのが必要だとしても、声を上げるそうした取り組みに踏み込んでいってほしいと思っんですよ。もちろんこれが極めてデリケートで微妙な問題ではありますが、これが大きい流れにやがてなっていくんだというふうに私は思っんです。ですから、その辺で、市長のその点についての私は声を上げてほしいなというふうに思っんですけれども、その辺の認識をお伺いしたい。

○林市長

今回の直轄事業の見直しの中で、やはり私も新潟県が市町村に求めないという英断というのは、非常に市にとっては吉報と申しますか、いい流れだなという感じをもちました。この流れが愛知県にも広がってこないかなという思いはございます。

一方で、今おっしゃられましたように、現実的な問題として県・市負担割合を求めていくということでもあります。負担割合の見直しを求めていくということで、負担金を認めての交渉になっていくわけでございまして、やはりそこでは自然とスタンスが違ってくるわけでございます。しかしながら、先ほど来の村上委員からもおっしゃられたように、市民の視点であります。やはり県にとっても国にとっても私ども市にとっても、市民にとって何がいいのかなということをお互いは共通項として導き出せるのかなという私、甘い考えかもしれませんがそういうふうに思っっております。

そうした中で、国の代議員の方、また、県の議員の方、そして私どもと一体となって、やはり市民のためにどうあるべきかということをお互いに訴えれば、地道に粘り強く訴えていけば道が開けてくるのかなという思いはございます。

○佐藤委員

なかなか現状ではデリケートでありますけれども、そうしたことも必要だというふうに思っんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、来年の県議会でこの金額でもって債務負担行為を行うと。その前に10月の半ばですか、これを県に返事をするという事になって、そして4月ですかね、来年の、工事協定を結ぶと。工事協定は県と名鉄と。そこには知立市は入らないわけだけど、ここでオーケーを出してしまうと。財源的な手当てが今日できないままにこれをやっていくということになるとどうということなのかなということですが、一連の流れについてお願いしたいなというふうに思っんです。

そのことについて、負担割合について、例えば知立市の負担割合について、県と市との関係の中でこれはやるわけですので、しかし、この名鉄が請け負う分については民間ですのでね、これはきちっと補償していかないと。債務負担行為ということになりますと、今の現状の中では7%と、この前の特別委員会で示された増減率をもって県議会が担保し、名鉄に担保オーケーだよという形でいくわけですので、これがどの公共事業でもそうなんですけれども、八ツ場ダムだって当初の予算からは膨らみ、膨らみという形でやってるわけですよ。今回こうした形で減額と増減が積算をされて、予測をされて出てきたわけだけでも、これとてもさっきの明治用水の移設についても当初からうんと上回ったという経緯を見ると、どの大型公共事業でも当初の費用では済まないということが経験則としてわかるわけですよ。499億円が615億円になっちゃったということです。これについてだって、今回615億円だということを言ってますけれども、債務負担行為したからといって必要な費用がその後そこで値切れるのか、膨らんだ場合どうするのか、そういう一連の流れはどうなっていくんでしょうか。

○都市開発課長

まず、協定後の費用負担の見直しはどうかとい

うお話ですけれども、あくまで協定につきましては、名鉄と愛知県が、愛知県は名鉄に委託する工事の金額を定めるものが工事協定でございます。

ですから、県・市費用負担の見直しについては、名鉄に委託するお金が確定するだけでありまして、県・市の負担割合がそこで確定するというものではございませんので、それ以降も地道に見直しについて要請をしていきたいと考えております。

○佐藤委員

今、工事協定については名鉄の費用負担の確定と、その後工事費用がかさんだ場合、これはどういうふうになるんですか。

○都市開発課長

現在、積算をした金額につきましては、名鉄、県、知立市と3者で協議をしながら確定したものではありません。現在におきましてそれほどくいのない精度のある金額が出てると感じております。

ただ、それ以降、今後発生するものについては、全くわかりません。物価が上昇するのか、はたまた下落するのかということもありますので、今後発生するものについては、再度また議会にも報告し、事業を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

発生する可能性もどんな公共事業でも当初予定したよりも多いというのがね、小さな工事なら、スパンの短い工事なら別として、これだけスパンの長い工事になるわけですよ。八ツ場ダムだって長いスパンでしょう。当初予定したよりもどんどん膨れ上がっていったという経緯があるわけですよ。この鉄道高架の615億円だって市が平成35年までという中で膨れ上がれないという保証は何もないわけですよ、現在の積算の中で。

そうした場合に、工事協定で名鉄に増進率を入れて15%前後ですか、その負担を工事協定で名鉄そういうふうだよとなったと。その後、増加した場合、わからないということでは困るわけで、その負担は再び工事協定を結び直して、名鉄の負担はこれですよ、県これですよ、知立これですよというふうにできるのかどうかね。名鉄は守られて

県と市の負担がふえるなんてことがあってはいけないし、ましてや全体がふえるなんてことはあってはいけないわけだから、その辺のことについてお聞きをしてるんです。

○都市開発課長

当然増額、減額が生じた場合には、変更協定というのもございます。そして、最後に事業が終わったときには精算ということも行います。ですから、まだ今後変化がある場合には、そういった作業が生じてくるということです。

○佐藤委員

それでね、よほどの確な積算だというもの、15年先まではなかなかこれは厳しいわけですよ。区画整理だって一緒の話じゃないですか。道路を築造したりそういうことを含めて。

だとするならば、私は、少なくとも2対1は担保できるまで工事協定は結ばないというのが知立市の賢明なやり方じゃないですか。私はそう思うんですけど、どうでしょうか。

もちろんこれ、既定の路線だから早くやれ、早くやれという気持ちはわかるんですけども、少なくとも負担割合の変更が担保されないのに県議会の中で債務負担行為をやって見切り発車をして、なおかつ増額になった場合どうするのかそのとき考えて変更協定結びなんてことになったら、これまた大変な話なんですよ。この辺どう考えてるんですか。

○都市開発課長

連続立体交差事業につきましては、昭和の時代から市民の待望の事業であると認識をしております。平成19年に仮線工事に着工するといったことから既にもう2年もおこなっております。我々担当としては、一日でも早く着工して一日でも早く終わる、これが市民の声にこたえることだと感じております。

○佐藤委員

私もその総論に反対してるわけじゃないんですよ。具体論、各論の中でそういった問題が出てきたときに、きちっとそのことが担保されて進んでいくのかということ懸念してるからそのことを

私は申し上げているんですよ。

ですから、少なくともこの点ではね、もうちょっと検討した上で県の方に御返事申し上げることが筋じゃないですか、見切り発車でオーケーのゴーサインを出して、そして債務負担行為して工事協定結んで仮線着工と、こういう流れがほんとにいいのかね、昭和の時代といえれば長い間の懸案事項だということは承知してますけども、しかし、時代は変わり、市民ニーズも変わってくる中で、ほんとにこれがすべてではないわけですので、一度立ちどまって、立ちどまってきたかはわかりません。しかし、知立市は少なくとも詳細設計が出なかったわけだから知立市が立ちどまったわけじゃなくて、向こうが詳細設計ができなくて立ちどまった話でね、知立市が立ちどまったわけじゃないんですよ。ここは正念場ですよ、10月の返事を出すなんてことは、これを出したらどんどん行くんですよ。だって私、大阪の高槻市へ視察行きました。ここも大変な苦勞をされてやって、県が負担金つければそれにおつき合いをせないかんという形でどんどん進んでいくんですよ、これは。ですから、その辺ね、いま一度私は、10月の県へのゴーサインを出すのは待つという決断をしてほしいと思うんです。ぜひその点、市長の御意見を伺いたい。多分、市長は、そうだとはいわないと思いますけれども、一度市長の意見を聞いておきたい。

○林市長

この県・市負担割合を担保してからゴーサイン出すという御意見であります。この2月に債務負担を県が手続的にやってくことでありますが、それまでにはしっかりと手続をとって県の方にですね、今も建設事務所長等とはお話、お願いをしているんですけども、それと同時に、知事等々に正式にはお願いに行きます。

そうした中で、気持ちとしては当然ながら必死の思いで県・市負担割合がこれがなければやれないよぐらいの気持ちではいくんですけど、ただ、現実問題として、担当申しましたように、これでかなり延びています。平成35年に延びていきまし

た。県担当の感じ聞きますと、これもし立ちどまって考えさせてくれという、県の方は、平成35年じゃなくてもいいのかなというような空気が流れんとも限らないということでもあります。やはりそうした中で、気持ちとしては、繰り返しますが、これが担保するまではという思いがあるんですけども、やはり平成35年に延びちゃった、10年も延びちゃったんですけども、それはやはりしっかり守っていかなければいけないという思いがあるということで御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

そこで、これ事業費の特別委員会を出してもらった資料でありますけれども、聞きたいんですけども、これについて新聞報道によれば、林市長は、総ざらいをして見直しをできないかというような記事が正確ではないですけども、そのような記事が載ったんですけども、そうしたことの対応はやられてるのかどうか、そこだけお聞かせください。

○林市長

総ざらい、その辺のあれはちょっとわからんという内容かというのをちょっと今把握してないんですけども、この県・市負担割合もそうです。また、市歳出についても削減できる部分があれば、当然ながらそういったことについては日々怠ることなく研究していく。そうしたことはこれは2月に債務負担行為の手続をとるまでに限らず、これからもずっとやっていくことなんですけれども、そういった意味で記者の方に申し上げたのかなというふうに今、記憶してるんですけども。

○佐藤委員

それで、ここの中のやつをちょっとお聞きをしたいんですけど、1番の物価スライドと本線、仮線道路ということで単価据え置きという形で載ってますよね。40億4,400万円ということですけども、これは例えば平成35年までであるわけですので、どこの単価、もちろん鋼材とかコンクリートとかいろいろあると思うんですけども、どこを



基準年にするのか。平成12年の事業認可を受けたときを起点にして物価上昇率をどのぐらい見込んでいるのか、そこのところお答えください。

○都市開発課長

少々時間をいただきます。

○杉原委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時20分

再開 午後7時20分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

国交省が出しております建設工事費デフレータというものから率を算出しております。このデフレータ、平成7年を基準とし、平成20年の段階での率を算出しております。

その率についてはどれほどかということですが、工種によって個々に違います。例えば建築工事の鉄筋コンクリートについては、平成7年を基準にしますと1.068の増加になっております。

次に、一般道路の工事費につきましては1.08の増加ということで、それぞれの工種について積み上げた結果が、このデフレータであっております約40億円ということになります。

○佐藤委員

専門的なことはわからないわけですが、ただ、ここでは仮線を布設をし、本体工事に入り、仮線から本体に切りかえ、そして仮線を撤去していくという一連の流れが時系列で平成35年まで続くわけですので、そうすると、この平成7年基準、そして平成20年のどうなのかちょっとわかりませんが、それで積算をするとそうした形になるのではないかとということですが、これも、これが日々こういうものが安定すれば高騰もあり動いているわけで、これがほんとにこれだけで対応できるものなのかどうかということが私は専門外ですのでわかりませんが、これでほんとに済むのという思いもあるんですね。かなり正確な積算だと言われるものの、この辺の点

については私が聞いたって、これは出してきた側ですので、ほぼ正確だといえば、私は何も言えないわけですが、こうしたことも足の長い事業だけに、ほんとにこれで済むのかという心配があるんですよ。

例えば鋼材一つとっても、鉄鋼メジャー、特にオーストラリアなんかでは、もう独占でしょう。言い値で鉄鋼価格決めてるんですよ、今は。中国もそれに同意したということで、そういう決め方が鋼材にやられててね、ほんとにこれでいいのかなという、これで済んでいくのかなという疑問が出てくるんですよ。そんなところです。

それと、もう一つは、駅の乗りかえ、この中3階という形で出てまいりました。高橋議員も質問されてましたけれども、増進率というのは、要するに上から見たときの面積の関係だというふうに質疑を聞いて理解をしたわけですが、ところが、面積というのは、例えば3階建てですので、こういうふうにあります。上から見たときは増進率は同じだけれども、実態としては立体的になって下の床もあれば下の床もあるということで見るときには、この中3階についてはカウントしないと。現道が現在こういうふうにあって、こうなるときだけの増進率だということで、立体の部分では増進率に見ないということ言われてるんですけど、その根拠はどういうところにあるんでしょう。素人考えであれば、そこのところについては増進率を名鉄側に求めるのが普通感覚だなというふうに思うんですよ。その辺は何が根拠でそういう増進率のカウントの仕方になっている。

○都市開発課長

回答の前に一つ訂正をさせていただきます。

デフレータ、平成7年を基準を申しましたが、平成12年の誤りでございます。

面積の算出方法ということですが、連続立体交差事業の教科書と言っておりますけれども、我々の方で連続立体交差事業に関する協定というものが、要綱と細目要綱というものがございまして、細目要綱の中で鉄道既設分と鉄道増強分の費用区分の算出方法というものがございまして。

その算出方法としては、連続立体交差事業化前の施設の面積と立体交差後の施設の平面積の増大分の比率で高架施設費を案分するといったこういう規定がございますので、これにのっかって算出をしております。

○佐藤委員

それは国交省かどこが定めたものなのか、そのところをひとつお願いしたいというふうに思っています。

現状ではそういう規定になってるということは理解できました。しかし、担当してる皆さんの率直な思いとしては、増強部分について平面だけで立体部分についてカウントされないということについて、今は平面の駅なわけです。これが3階建てになるんですよ。その場合、そこところがカウントされないという手法が担当してる皆さんから見て、それが最も正しいやり方だというふうにお思いなのか異論があり、ここは直してもらわないかという思いがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

要綱の正式名称ですが、都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱というものでございまして、当初は国土交通省になる前の段階でしたので運輸省の鉄道局と建設局の都市局長とで結ばれたものが国交省になった段階で同じ省の中に入っておりますので、再度再編された要綱でございます。

あと、面積の算出方法についての件でございますが、確かに利用からしますと2段ということでもありますけれども、逆に言えば、鉄道側も2階計画であれば広がって高架下がその分広く使える。しかし、2層にすることでその高架下が半分になってしまうということもありますので、鉄道側としても譲歩した、この高架下でもって7%を鉄道側が負担しておりますので、高架下の利用の利益があるということから、それに見合う7%を負担しておりますので、その高架下面積が減った分については鉄道側も譲歩している計画だと判断しております。

○佐藤委員

その辺がわからないんですけども、率直なところ、私ら素人から見たときにはね、特に中2階については増進のところにカウントをされるということがないとね、なかなか14億5,200万円ということがほんとに妥当なのかなという思いがあるわけですよ。ですから、そうした要綱にはなってるということでもありますけれども、その要綱を見直してもらって、増進率を変えるということではできないんですか。難しい話だと思うんですけど、そんなことを思うですよ。

部長は、今、課長はそうやって答えて、課長の答弁を覆すようなことは言わないと思いますけど、私はさっき言ったような話でね、素人考えでみれば、立体部分も当然入れるのが普通じゃないかなという普通の目で見えると思うんですけど、その辺どうですか。

○都市整備部長

まず、中3階そのものにつきましては、これは本会議でもお話したとおり、現在の乗りかえ機能を確保するためには設置せざるを得ないというふうに判断してます。そういった観点をもとに考えますと、新たな床がふえるという部分は鉄道側にとってのプラスと言いますか、機能上のプラスになるのではないかとというような中で、面積カウントだけの投影面積のカウントというのはおかしいのではないかと御指摘でございますけれども、これ、連立事業自体の目的というものが鉄道によって分断されてます地域を一体化することで道路を何本か立体交差させる、また、踏切を廃止するという都市側の目的をもって事業を進めております。

そういう中で、当然鉄道事業者としてもメリットはある分については負担をしていただくという観点で進めておりますので、こういったもともと法律云々の定められておりません、いわゆる国が定めてる要綱の中で運用している内容で、これは全国連立やってる箇所、何十カ所とございますけど、こういった一つのルールにもたれてそれぞれ地域条件、鉄道のこの規模とかいろいろ違うわけで

すけども、それぞれの中でいろいろ個別にすべて協定を結んでやっていこうということになると、これまた永久にまともにならないというようなことにもなりますので、国が定めたルールに従ってどこかの連立事業も進めているというのが実情でございます。極端にその連立事業自体でおかしな部分については、当然そういった中で、県・国を通じて考え方の整理をしていただくということになるわけですが、今、知立連立のその中3階については、先ほども申しましたように、根底として現在の横移動、ホーム移動をこれが縦に3階になることによる機能回復というのが大きな目的でございますので、現状として現在の要綱の中で従って都市側と鉄道側の負担を決めていくというのがやむを得ないかなというふうに思っています。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、ここの仮駅南改札口ということで、特別委員会の中では、いわゆる跨線橋がね、私どもも国立市などを見てそうしたのを見てきたわけですが、あそこでは長さも違いますし単純には言えませんが、おおよそ10億円でしたけど、ここでは14億5,200万円ということになりますけれども、先ほどの数字の中で駅を利用される方、これについては南口から来て実際に駅を利用される方、それから、駅を利用しないで通り過ぎる方、こういうことがあるということで、安全性ということを考えてときに、この跨線橋と言いますか、こういうものの設置だというふうに理解してるんですけども、ここのところを説明願いたいと思います。

○都市開発課長

もともと駅を利用する方がホームに行くには地下道を利用するという計画でございました。その後、バリアフリー法が定められまして、仮駅についてもエレベータを設置しなければならないということになりました。地下道にエレベータを設置いたしますと、エレベータについては11人乗り以上のものをつけなければいけないという規定がございまして、その大きさを階段のところには

めてみますと、ほぼ3メートル核ぐらいの外側の大きさが要ります、エレベータについて。それを現在の地下道に設置すると、例えば三河線の2番、3番ホームについては階段幅が4メートルです。そこにその3メートルのものを設置しますと、1メートルしか階段が残らない。これでは乗りかえができなくなるのでだめだということ。また、改札から来るところについては、階段が6メートルです。あの階段については、駅を利用する人ほとんどがあの場所を使うわけで、そこを6メートルから3メートル取ってしまうと、3メートルの階段で果たして満足できるのかということになれば、その箇所でも不可能ということから地下道案というものがなくなった経緯がございまして。それにかわるものとして跨線橋を設置し、そこにエレベーターをつけるというものでございます。

○佐藤委員

現地現物をしっかり見たわけじゃないですけど、例えばこの仮駅舎ということですよ、跨線橋をつけるということになりますと。この仮駅舎は、当然1階建てになるのかな、その辺について仮駅舎はどのぐらいの高さなのか、その辺どうでしょう。

○都市開発課長

仮駅につきましては、現在と同じ形態で平面で南へずれるという感じです。

○佐藤委員

エレベーターということでありますけれども、例えば素人ですと素人だと思って聞いてもらえば結構ですけども、例えばエレベーターで垂直に地下を通るということでエレベーターが要ると。例えばそういうのはエスカレーターみたいなものを使って、今の三河線にいくあの地下通路ですよ、そういうものについて仮駅舎の場合ね、エスカレーターをつけるみたいなことはエスカレーターなら長さはありますけれども幅自体はそんなに広くないわけで、そういうことは可能ではない構造なんですか。

○都市開発課長

まず、エスカレーターについては、バリアフリ

一としての移動機能がないと解釈をしております。後ろに落ちてしまうだとか危険性がありますので、そういった代用にはならないということ。

次に、エスカレーターを設置するということにつきましては、いろいろ1人乗りだとか2人乗りだとかありますけれども、それにしても階段を制約することになりますので、同じような状況が発生すると思われます。

○佐藤委員

それで、この仮の駅舎の中でこの跨線橋と言いますか、そういうものがつくられるということでもありますけれども、駅の東から南と言いますか、通行量が6,730人かな、そのうち鉄道が63%利用で残りの2,300の対策が問題だということが特別委員会で言われましたけれども、その後、この人たち、いわゆる駅を使わないで踏切を通る人たちの対策、対応というものはどのようなことが検討されているのか、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

あくまでも検討の段階であるということをもって話しておきます。検討しておる内容につきましては、まず一つが、現在の駅東の踏切のさらに東に歩行者専用の踏切を設けるということです。踏切幅が非常に長くなるということは、これは車が通行できないということですが、歩行者にしてみると滞留するスペースは点々と線路の間ができるわけですから、そこを利用して踏切を2カ所なり3カ所なり設けて、歩行者だけをそれほど待たせずに通行させるということが一つの案として考えております。

もう一つが、駅南改札が設置できますと、そこを例えば入場券のようなもの、通過券と借りに言いますと、その通過券を機械から取り出し、それをもって向こうの改札まで行って、また機械に入れながら駅を出ると。結局、自由通路にかわる機能を跨線橋にもたせるといった案が一つございませう。

○佐藤委員

もう一つ、このATSについて、⑥のところを時代変化に伴う安全設備設置基準の変化というこ

とでこういうふうになってるんですけども、ATSについては大阪のあの事故がありましたけれどもね、設置してなかったということがありましたけれども、これは高架に関係なく事業者がATSは設置をせないかんものだというふうに私は単純に考えるんですけども、これを連立の中で設置をしていくという点についてはどうなのかなというふうに思うんですよね。電柱構造などを含めてこの自動列車停止装置を増設するということだけども、これはこの中でやらないかんものなのか、それともこれは事業者の事業本来に附属するものなのでこれは除外できるのではないかなという気もするんですけども、この点についてはどうなんですか。

○都市開発課長

佐藤委員おっしゃるように、鉄道側が既に事故以来、設置を始めております。現在の線路で設置を始めております。名古屋本線については、100キロ以上スピードを出すところということで、5年以内に設置をしなければなりません。三河線は100キロ以下ということから、10年以内に設置をしなければならないということです。

名古屋鉄道の方は、現在名古屋本線について曲線部の設置は終わったようです。今年度以降でポイント部分ですとか、終点部分があるかどうかわかりませんが、そういったところの対応をしていくということで、高架事業が始まる際には既に既設の線路にそういった施設が設置されているということから、仮線に移設する際にも今ある施設を保証してつけるという機能保証という考え方に立ちますと連続立体交差事業で負担するのは正当なものと判断しております。

○佐藤委員

そうすると、現在ついているその機能を連立の中でも当然のことながら保たなければいけない。そのためにその機能を保証するためにつけないかんということですね、当然のことながら連立の事業の中でやらないかんということでもありますけれども、従前ついていたこのATS、これが今度高架になった場合、私、何カ所つけばいいのかそんなこ

とはわかりませんが、従前ついたATSがそのまま新品じゃなくてもつけられる可能性だってあるのかなど。これは更新がどのぐらいで更新をされていくのかね、点検が可能ならつくのか、その辺はどうなんでしょうか。

それと、もう一つは、私よくわかりませんが、電柱構造ということは、ATSつけるために特別な電柱の構造がなければならぬというようなニュアンスかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなのかということで見るときに、11億7,000万円余が本当にそうなのかなというふうに思いますけども、これは全く今つけてるものをほかって新しいものにつけかえるという前提でこういう費用になっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○都市開発課長

例えば現在線を仮線に移すとなりますと、まず、仮線には最初につけておかなければなりません。現在線にあるものが今度浮いてくるわけですが、それが再利用できるかどうかということについては確認をとっております。

次に、電柱についてですが、これはATSとは関係ありません。現在、古いところであれば木柱が使ってあったり、コンクリート柱、電柱と同じものが使ってあります。今の三河八橋駅を見ていただくとわかりますとおり、パイプ状のものが夕方設置されておりますが、あのような形態になると解釈をしております。

○佐藤委員

ちょっとわかりませんが、そういうことだということですね。

とするならば、この増加分については精査をした結果、わかりませんが、これ以上減らせない金額と、こういうことで提示をされたということだというふうに理解するわけですけども、そこはどうでしょうか。

そのことと、もう一点お聞きしたいのは、藤和マンションとの関係でね、いわゆる仮線、こういうことで、当初2本足の橋脚でやりますということを書いてました。途中で藤和マンションの問題

がネックになり、そして、仮線を藤和マンションにできるだけひっかからないようにということで1本足にして、1本足のひさしの下にできるだけ仮線を押し込むという方法をとると。これは400メートル余にわたってということも言われてまいりました。これはそのままいくのかね、この前の話をちらっと聞きますと、2本足で当初の計画どおりいくというような話も聞いてるんですけども、その辺はどうですか。

○都市開発課長

まず、事業費の精査についてはどうかということですが、現時点ではまさに精査した数字でありまして、この数字で進みたいと考えております。

次に、マンションの周辺の高架構造についてですけれども、委員おっしゃるように、マンションの問題から1本柱へ変更した事実がございます。この1本柱、太さが約3メートル10センチほどのものがございます。これが今回おっしゃるように2本柱に戻しました。やはりこの1本柱については、鉄道界ではまだ実績がない工法でございまして、名鉄は採用をためらったということですよ。

どうして2本柱ならばいいのかということですが、この2本柱につきましても一般的な2本柱と比べますと柱の間隔が南北で狭くなっております。通常ですと5メートルのものがマンション付近では4メートル40センチということでありまして、2本柱といえども感覚が狭くなっている。もう一つ2本柱にして変更になった点が高架構造の築造方法です。まずマンション側に仮線を1線、名古屋方面行きを移設します。次に、現在線の豊橋方面行きを逆に北側に少しずらします。そうしますと線路間で作業スペースが大きく空きますので、その段階でまずマンション側の柱を1本立てます。そうしますと、もう構造物ができておりますので、今度豊橋行きの列車はその構造物のぎりぎりまで設置できるということから、1本柱に匹敵するような構造になってまいりまして、それでも可能だということをお判断した結果、この2本柱を採用したということでございます。

○佐藤委員

この問題では、いかにこの間議論になってきたのは、議会の中でも、また、特別委員会の中でもコスト削減の3点セットの問題、そして藤和マンションの問題にかかわって1本足工法ということが言われてきたわけです。

ところが、今回2本足だというわけですよ。これは特別委員会にも報告をされてない中身ですよ。私は、少なくともそういうことであるならば、多くの皆さんは1本足だと、そういうふうな理解をしてきたと思うんですよ。

ところが、そうじゃないということであるならば、やはりこれは特別委員会が開催されたとき、もしくはその議会の中できちっと報告すべき事項だなというふうにするんです。いかにお金を減らすかという問題とは別ですけども、少なくともそういう問題だというふうにするんですけども、重大な変更です、これは今まで言ってきたことと。そういう点では、ちょっとどうなのかなというふうに思いはありますけれども、この点、部長ね、ちょっと今まで言ってきたことと違う中身になって、当初は2本足だとみんな理解して、その後、藤和マンションの関係で1本足だということを400メートルにわたって1本足だと。この1本足が安全性はともかくとして、コスト増につながるのではないかという議論が盛んに議会の中でやられてきたわけでね、それなのに今回2本足になったのに何の報告もなかったということはね、これはちょっと問題があるんじゃないかというふうに思いますけど、どんな認識でしょう。

○都市整備部長

私どももこういった連立事業を初め区画整理事業、やはり情報提供させていただいて、そういった理解の中で事業を進めていきたいという思いは十分あるわけですけども、今回この1本柱のほかにも新たな中身として先ほどの話に出ました中3階も含めてそうですが、いろんな中身で突然というような表現になってしまうかもしれませんが、お出しだということで、そういった部分については大変申しわけなく思っております。

しかしながら、連立事業につきましては、県・

市それと名鉄の3者の共同体で進めておりますので、そういった3者の合意という部分がある程度できないと、中途半端な公表をすることによってまたかえって混乱をしてしまうということもございまして、特に大きな事業費のかかる部分については、特に中途半端な状態で情報提供させていただいて、それが実際に不可能な状況になってしまうということになればまた混乱するというようなこともございまして、3者との協議の中でそういった形で、今回藤和マンションの1本柱につきましても経過の説明等もなくお出ししたことについては大変申しわけなく思っております、今お話したとおり、そういった3者との中の調整等もございまして公表できなかったということで、大変申しわけなく思っております。

○佐藤委員

ぜひそういう変更があったときはお知らせを願いたいというふうに思います。

それで、もう一つ、先ほど議論になった三河知立駅の移設ということですけども、現道で見ると三河線の列車の入れかえのために複線が必要みたいな話でしたけど、ちょっとわかりづらかったので、その辺をお知らせ願いたいのと、この移設をするということについては、あくまでも現状の三河知立駅に高架駅をつくることと比較してコスト削減にならなければこれはつくらないというような説明だったかなというふうに思いますけれども、ここのところもうちょっとわかりやすく説明願いたいと思います。

○都市開発課長

知立駅で回送運転が現在向きを変えているという事は先ほどお話をしました。もし仮に新駅まで単線で高架になった場合を考えると、その単線でのダイヤの中にその回送運転のダイヤを組み込むことが非常に難しいということです。

それと、もし事故があった場合には、非常に大きな影響が生じるため複線が必要だということでございます。

○佐藤委員

そうすると、この三河知立駅、駅ができるのか

どうかともかくとして、現状の中では、そここのところの入れかえのためのスペースが必要だと。なおかつそれが新しいところに移設をした場合に、そのことを含めてコストがどうなるかということでもって移設をするのかね、現在のところで行うのか、そここのところだということですね。

このもらった図面で見ると、単線ということですが、例えこの平面図で見ると、こここのところに碧南行き、豊田行きの知立発ですかね、ここに関連するんですかね。これが名古屋から豊田、名古屋から碧南、逆にそういう豊橋からというかね、そういうところの部分ではなくて、こここの豊田行き、碧南行きの部分での入れかえと、こういうことでよろしいでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。3階部分の三河線において、3階部分だけで入れかえができないということでございます。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成20年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号について挙手により採決します。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成20年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、認定第6号 平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成20年度知立市水道事業会計決

算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○三浦委員

時間も過ぎてますので、1件だけ簡単に確認の方をしたいと思います。

平成20年度ですね、この水道事業の関係でございますが、八橋の配水場、非常用の自家用発電設備の更新、その他の更新という事業を行ってきました。こういう形で大変大きな改修を行っております。そういった改修をしたということ。

それと、この後、第2配水場の件も出ております。そういったところの整合性、そしてまた、中山の浄水場、これも含めて今後の方針と言いますか、ビジョン、どういう形で進んでいくのか、その点の確認だけをさせていただきたいと思います。部長よろしくお願ひします。

○上下水道部長

まず、西町配水場でございますが、一般質問でも私、触れさせていただきましたが、自己水源である知立浄水場、それから県水を受けております八橋配水場、これが人口増に伴いまして八橋配水場にすべてその増分をゆだねてきたという経緯がございます。それで今、配水割合が2対8、8割が県水でございます。それでもって県水の受水点八橋配水場唯一カ所という近隣でもまれな事業体でもございます。それと8割を依存しておるということで、万が一八橋配水場に何かありますと自己水ではとても知立全域を賄えないと、そういった経緯で西町配水場をスタートさせたわけでございます。

当面この西町配水場、早ければ平成25年に試験運用ができるかと思っておりますけれども、その後は私も水道ビジョンでもうたっておりますけれども、自己水源であります知立浄水場が当面10年間は使っていくと。ですから、三つの施設を県水と自己水の割合は8対2のまま推移すると思われまじけれども、当面三つで運用するという形になろうかと思ひます。

以上です。

○三浦委員

わかりました。

中山の浄水場は当分使う。今10年ということでしたですね。その10年を過ぎたらここは延命措置をさせていって、10年でもう一応区切りをすることなんですか。

○上下水道部長

知立浄水場は、今やめる理由がございません。というのは、採算性が取れておる施設でございますし、水道法の1条の条件ですね、だから水質、水量、値段、この三つが確保されている限りはやめる理由がございませんので、今後ですから更新にすごいお金がかかる、あるいはつくりかえていかなければいけない、そういったことで1トン当たりの水が県水よりも上回るような状況があった場合、それは自己水放棄ということになるかと思ひますけど、採算が取れておる限りはやめる理由がございませんので、その辺は一回お金はかけてでも知立浄水場に今後どの程度までお金をかけていけるのかという検証も必要かと思ひますけども、当面はできるだけお金をかけずに延命させて使っていきたいということでございます。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで討論を終わります。

認定第9号について挙手により採決します。

認定第9号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、認定第9号 平成20年度知立市水道事業会計決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。



以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午後8時01分閉会

---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長